

第六十七回国会 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和四十六年十一月十六日(火曜日)
午前十時二十四分開会

委員の異動

十一月十六日

辞任

栗原 祐幸君

補欠選任

石本 茂君

出席者は左のとおり。

委員長 前田佳都男君
理事 柴田 榮君
嶋崎 均君
成瀬 幡治君
多田 省吾君
栗林 卓司君
青木 一男君
伊藤 五郎君
石本 茂君
大竹平八郎君
河本嘉久蔵君
棚田 四郎君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
藤田 正明君
小谷 守君
竹田 四郎君
戸叶 武君
戸田 菊雄君
松永 忠二君
吉田忠三郎君
鈴木 一弘君

国務大臣

大蔵大臣

渡辺 武君
野末 和彦君

政府委員

経済企画庁調整局長

生活局長

大蔵政務次官

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

国税庁直税部長 江口 健司君
国税庁直税部長 垣水 孝一君
自治大臣官房参事官 石川 一郎君

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、栗原祐幸君が委員を辞任され、その補欠として石本茂君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) それでは前回に引き続き「所得税法の一部を改正する法律案」及び「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案」を便宜一括して議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗林卓司君 なるべく簡潔に伺います。

きょうは、今後の物価動向と租税政策といった問題を中心として、二、三伺いたいと思います。

何う前に、考え方の一つの例として織維を取り上げながら申し上げてみたいと思いますが、この総理府が出している「世論調査」という雑誌の中を見ますと、物価上昇が生活程度にどのような影

響を持っているんだろかという調査があります。中を見ますと、物価上昇によって生活を切り詰める必要はないというところに多くの答えを出したのが、生活程度が下だという人たちがであります。上にいくに従って、生活を切り詰めるという必要度が薄くなっていきます。これはまあこの調査を見るまでもなく、常識論からいってそういうことだと思えます。じゃ一体何を切り詰めるのかというと、これはちょうど日銀が出した資料ですけれども、貯蓄に関する世論調査というものを見ますと、これは所得階層のいかんにかかわらず、物価上昇によって何を一体最初に切り詰めるかというときに、一番多いのが、実は衣料費なんです。衣服代です。まあそのほかいろいろありますし、所得階層のいかんにかかわらずとは言いながら、所得が低ければ低いほどその衣服に対する切り詰めの度合いが激しくなる。これはその資料を見るまでもなく、通常想定ができる条件だと思えます。そういうものと織維問題をつなげて考えますと、物価上昇が年々続いている内需についての伸び悩みという実情があり、そういう中で、産業の一つのはけ口というものを対米貿易を中心に輸出に見出し、その結果が先日の日米織維交渉ということで帰着をした。そうすると、これから織維産業をどうやって建て直しをしていったらいいのだからかという、新しい内需の喚起ということを考えなければなりません。そうすると、先ほど来の物価上昇の生活への切り詰め度合いというところから考えても、かりに一つ織維というものを引き下げると、具体的な政策というものは物価を下げると、あるいは可処分所得を増大させるか、手近な政策としてはそのいずれか、あるいは両方かということになると思えます。こういう観点から、実は今後の物価動向について、これ

それから合理化といつても、これも限度があるかもしれない。そういうことから料金の引き上げが問題になるのではないか、こういう感じも私も持つておられます。いろいろの面から検討いたしておられます。おりますけれども、やはりむしろ料金問題ということは、財政の手当てなり、合理化なり、それが十分行なわれた後に、なおかつどうしてもやむを得ないということになるのかどうか。それが来年度であるのかどうか。御承知のように、すでにつくられておる再建計画では、四十八年度に値上げの予定になっておられます。四十七年度ではない。そういうようなこともございまして、ほかの、米あるいは医療費の問題、いろいろございまして、まだ正式に値上げをどうしようかというようなことが問題になったことはございしません。私ももとしましては、予算編成過程あるいはその後を通じて、できるだけたいまい申しましたような基本的な方針ということを守りながらこの問題に対処していきたい、こう考えておる次第でございします。

○栗林卓司君 続けて物価についてあと二点伺いたいたのですが、卸売り物価について、これはこれまでほぼ横ばいに近い形で推移してまいりましたけれども、これから経済が伸び悩む背景の中で、今後どんな動向をたどるのか御意見を伺いたいたしたいと思います。

そのときに一つの、含めてお答えいただきたいのは、賃金、労働条件というものを考えてみると、片方では程度の判定は別として、物価が上がってまいります。それに対する直接の国民一人一人の対応というものは賃金を当然上げろということになります。その面から賃金を上げる力が出てまいります。一方では今日の国際経済社会の中で、日本の労働条件、賃金水準というものが、国際水準にあるのかという議論は今後さらに高まってくると思います。その両面から、賃金は片方では経済の伸び悩むという背景をかかえながら上がっていくべき性格を強めてくると思います。また片方では公害対策という問題があります。

す。これも国内の要因と同時に、今日の国際経済社会の中で公害費用は当然企業負担をすべきだという外からの主張もあわせて強まってくると思えますし、そういったもののかね合ひで卸売り物価は今後どんな動向になるのか、御判断を伺いたいたします。

○政府委員(宮崎仁君) 御承知のように、この三カ月ほど卸売り物価は低落をいたしておられます。特に十月の卸売り物価が対前月で〇・五%の低落というところで、非常に大きな幅の低落になっておられます。これは不況の影響が相当深刻に出ておる、市況商品と言っておりますが、鉄鋼とか、その他非鉄金属とか、市況によって動きまわすものが二%程度の低落という非常に大きな下落をいたしておられます。こういうことから見まして、おそらく年度間の卸売り物価としても前年度に比べてかなり下がるのではないかと、こう見ておられます。先般、十月に発表いたしました経済企画庁の経済見通し暫定改訂試算というものでは、当初見通しが一%というものであったものを、マイナス〇・四%程度に直しておられますが、そういった形に一応いま考えておるということでございます。御承知のように卸売り物価はかなり景気感応的でございます。そういう形から見まして、この不況を脱するまでの間、かなり低迷するのではないだろうか、こういうふうには私は見ております。

ところで賃金との関係という問題でございますが、卸売り物価と賃金というような直接の関係というのはなかなかむずかしいとございしますが、しかし、卸売り物価が低迷しておるということは、言ってみればそういったことに関連しておる企業の収益、採算というものが相当やはり悪くなるんだということの意味することになると思えます。そういうことで、現在でもいろいろ、九月の決算、さらにその先の問題等についていろいろ見通しが言われておりますけれども、かなり企業の状況は悪いのではないかと、言われれます。そういうことから見まして、賃金水準ということをとらましても、やはりある程度さういったこと

とが影響するのではないかと。

四十年度不況の際の数字その他見ましても、わが国の場合ではまだ相当そこには弾力性があると思われれております。ただそれは言いながら、一方ではやはり相当雇用の面は現在少しゆるんだとはいいいながら、完全雇用的でございしますから、やはり賃金の下方硬直性ということはあるであろう。さういったことから見まして、たとえば、来年の春闘はどのくらいになるだろうかと、いうことについてはいろいろ見通しがございします。少なくとも今年度の一六%とか、さういった数字は、まあ来年度はないと思われしますが、といって、さらに一けた下げてしまふのかというところもいかにぬかぬかもしれない。その辺がいろいろ議論のあるところとございまして、私が、私もといたしましては、やはり賃金の問題についてみましても、さう急速な低落というところはあり得ないのではないだろうか、さういふ感じを持つております。またこれがあまり硬直的の下がらないということになりますと、これは当然生産性との関係で物価の押し上げになってまいります。そういう事態はほんとうに生じてくるとなれば、いろいろ問題になっておられます。スタグフレーションというより、議論も出でまいりまして、あるいは所得政策論というより、なことが非常に強くなるということも考えられるわけでございますが、まあ当面の私どもの考えとしては、若干景気感応的に賃金の上昇率は鈍るであろうけれども、そんなに下がりはないのではないだろうかという感じを持つております。

公害対策の關係もお話がございましたが、これは企業収益にとつてみれば、やはりどちらかというところ悪くなるほうの要素でございまして、さういふところ、しかし、民間設備投資が非常に落ち込んでおるといふ現在の状況から見れば、一方からいけば公害対策ということをやれるチャンスではあるわけでございます。何かさういふことで政策的にこれを推し進めていただくというようにすることが

できますと非常にいいのではないかと、これも若干私見になりますけれども、私さういふふうに考えております。

○栗林卓司君 国際金融局長おいでなで、ひとつ伺いたいたのですが、この賃金と公害問題、ウイリアムズ報告の中にも出てまいっておりますし、これまでの通貨調整問題の対外折衝の中で出てきた話題だと思ひます。現在以降、これから日本が直面していく大きな条件の変化というものは、これまでは国内の中あるいは企業体の中で判断していけば大かたのものが済んだのだけれども、これからは国際社会との見合いというものも考えながら国内の問題を考えていかざるを得ない、さういふ立場に立つておると思ひます。片方では、いま企画庁からお話があったように、企業収益が落ち込んでくる、景気が悪くなる、この国内要因と直接関係なしに、外国のほうから、賃金の国際水準化、労働条件の国際水準化ないしは公害対策の国際水準化ということを求められてきておる。これを果たしていくことが結局輸出立国の日本の政策をささえていくことになると思ひますが、その辺の御判断はいかがでしようか。

○政府委員(稲村光一君) ただいま先生御指摘のとおり、今後の国際金融関係の調整の問題につきましては、いままでのように、ただその国が、何と申しますか、その国だけのことを考えて輸出なりなんなりを続けていくということはなかなか通りがたくなつていくのではないかと。

「委員長退席、理事柴田栄君着席」その意味におきまして、やはり公害対策その他これは当然別にOECD等におきまして、一応さういふようなものの国際的な話し合いと申しますものも進んでおるようございしますが、それにいたしまして、やはり国際的観点に立ちまして公害対策あるいは賃金水準というものは、これら来からの問題になっておりますけれども、これからはますますさういふことが大きな要素になっていくのではないかと、さういふふうに考えております。

○栗林卓司君 先の見通しに關することなどで、これ以上議論はやめまされども、最後に企画庁にひとつ伺いたいのは、スタグフレーションに、あるいはスタグフレーションといわれる事態に近いものにすでに日本は入りつつあるものでしょうか、それともまだ入っていないと判断されておられるのか、お伺いいたします。

○政府委員(宮崎仁君) この議論もいろいろございまして、私どもの判断をいたしますと、やはり御批判の通り、スタグフレーションに非常に近い景気感応的の弾力的に動いておる、景気が悪くなつてまいりますと下がるという状況でございまして、これはアメリカとか、あるいはイギリスのようなスタグフレーションの問題になつておる国とはだいぶ事情が違います。こういう状況から見まして、いわゆるアメリカやイギリス型のスタグフレーションという事態ではない、こういうふうな考へております。ただ現在の事態が今後どう動くかということになる、先ほど申しましたように、あまり樂觀はしておれない要素もあるというふうな考へておまして、これから景気政策がかなりむずかしくなるのではないかと考へておる次第でございます。

○栗林卓司君 今後ヨーロッパ型のスタグフレーションになるかどうか、これは今後の政策もあわせて議論がある点だと思ひますけれども、ただ、いまお答えになったように、そういう危険性が強いというところは、これは否定できないと思ひます。で、そういう経済の動きに対して、これは主税局長に伺いたいんですが、現在スタグフレーションといふことで、景気停滞下の物価高といふことが心配され始め、しかも、国際化時代の中で日本の国内要因と直接関係がない海外のいろいろな要請にこたへながら原価の面も変わつていくといふことになりまして、スタグフレーションに対する危険度が増してきつたと言わざるを得ません。この事実を直視した上で対策を立てていかなければいかぬのではないと思ひますが、その物価高といふことに着目して、今後の所得減税とい

うものについて、たとえば、四十七年度の所得減税は、蔵入蔵出をはかつてみると、余地がない、あるとしても小幅だといふお答えが従前からあつたんですけれども、蔵入蔵出をはかつてみると、余地がない、だから、所得減税はこうなんだという取り組みが、これから正しいのかどうか。片方では物価高という実態があり、今日では税制が経済政策の重要な柱にもなつてきたといふことから考へると、政策的にまず所得減税を大幅にしなければいけない、そのための蔵入蔵出のほうの方をどうするかというように、ものの考へ方が逆になつてこなければいけないと思ひますが、その点の御判断いかがでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 所得税に限らず、まあ税制一般でございまして、常に二つのサイドから見なければいけませんので、ただいまおっしゃいましたように、所得税でいへば、所得税自体の問題としてどうあるべきか、特にそのときの経済事情なり何なりに対応してどうあるべきかということが一方において考へられ、一方において、あくまで蔵入調達手段でございまして、そのときそのときの蔵入蔵出の見通し、それからそのときの全体としての財政政策との関連において考へられなければならぬという二面性を持つていふことは言うまでもないわけでございます。

で、先般来申し上げておりますように、来年度の財政の編成は非常にむずかしい状態になつておる。相当多額の公債を発行するといつたしまして、なおかつ今回のような非常な落ち込みに対応するための、いわば景気振興策をとるのには、相当の公債の発行を要請されるであらう。しかも、財政体質という点からいまして、将来のことを全く考へずに現在時点だけのことで問題を処理するわけにもいかないという角度から申しますと、税収という面から見ました場合に、所得税に限りませず、どの税目につきましてもあまり多くの減税といふことを期待をするといふことは、なかなかむずかしいんじゃないかという感じを持つておりますので、その意味で申し上げたわけござ

います。

しかしながら、一方、所得税自体の問題として、ただいま御指摘のように、なお、最も具体的に課税最低限の水準といふものが、まだまだ是正されてしまふべきではないかという見地からの御意見につきましては、私どもも現在の課税最低限の水準でこれでもいいんだ、これ以上課税最低限は動かさなくてもいいんだというふうな考へてゐるわけではないわけでございます。ここ五、六年の間にはかなりのスピードで課税最低限の水準も、約倍に上がつておりますが、かなりのスピードで課税最低限は引き上げられ、その意味での改善は行なわれてきたと思ひますが、しかし、なお物価の問題もありまして、それから賃金の上昇が非常にスピードが速い、したがつて納税人員が急激にふえつつあるというふうな問題を考へますと、現在のままの状態でも、もうこれでいいところまできてゐるのだということではないと思ひわけでございます。

ただ、しかしながらそれではその課税最低限の是正について、従来からとりきつてきたように、毎年毎年必ずといつてもいいような形で行なうべきかどうかといふことについては、かなり最近五、六年の間におきます課税最低限の是正が速いスピードで行なわれまして、この関連で、この辺で一度よく冷静に考へてみる必要があるのではないかと今思つております。もちろん今御提案申し上げております改正案におきまして、課税最低限は、この春お願いをいたしました改正案によりまして、この比に比べて、約七割余り課税最低限が平均的に上がることになつておりますから、このまま四十七年度にそれが適用になります。でも、少なくとも物価との関連におきましては、まあまあ最小限度の要請にこたへ得るものであるといふふうな考へておるわけでございます。が、しかしそれにしても、将来の長い方向で見ました場合に、これで、このままでもいいんだといふふうな考へてゐるわけではないということだ

け申し上げておきたいと思ひます。

○栗林卓司君 ただいまの御答弁と同じ趣旨で自治省の方に伺いたいんですが、住民税の課税最低限の引き上げ、これはどうも再々議論がありまして、趣旨は繰返しませんが、住民税の課税最低限の引き上げが困難な理由がいろいろあると思ひますが、どうなれば引き上げが可能なのか、御意見を伺いたいと思ひます。

○説明員(石川一郎君) 住民税の課税最低限につきましては、昭和四十三年以降毎年引き上げをほかつてきてゐるわけでございます。私どももいたしまして、所得税との格差を埋めるといふ意味合いにおきまして、課税最低限の引き上げには努力していかねばならないというように考へております。税制調査会の答申におきましても、国民生活水準の向上に伴つて納税義務者数の推移、地方財政の状況等を総合的に考慮しながら引き上げについて検討すべきである、こういうふうになつておりますので、私どももいたしまして、この答申の趣旨に沿ひながら検討を加えてまいりたいと、こういうふうな考へておるわけでございます。

何ぶんにも地方財政昭和四十七年は非常に困難な見通しでございます。で、どういふふうになるか現在全く見当がつかないという状況にございまして。この点、やはり配慮しながら考へていかなければならぬのでございまして、私どももいたしまして、税負担の面から考へれば、これは当然引き上げの努力を今後も続けてまいりたい。しかし、その基礎になる地方財政の問題、これも無視するわけにはいかないといふふうな考へております。来年度の地方財政とも関連しながら税制調査会の審議を経て検討したいと思つております。

○栗林卓司君 いまの財源難から二つ試みの案を申し上げて御意見を伺いたいと思ひますが、たとえば、道府県民税の場合、これまで進課税構造になつていません。したがつて、下に厚い課税になつてきたことは御承知のとおりでございます。たとえば今回、課税最低限を国税の課

税最低限まで引き上げてしまふ。財源が足りません。ところが、よしあしの論議は別に、今回の年内減税の実施というものは、累進税率の是正に約半ばを使っています。そうなりますと、道府県民税で最低限の引き上げ——引き上げて減った財源分は累進税率で高めるということをして、実際に人から見れば、こまかく数字の突き合わせをしたわけではありせんけれども、感覚的に見合ひになります。おそらく二百数十億で足りるはずですから、八百十億を使った税率緩和の中に総体としては入るような気がいたします。そういう検討ができないものかどうか、これが一点です。

それから市町村民税では、課税最低限を引き上げたかどうかという議論の中で、これは多少議論として込み入ってまいりますけれども、地方税収入の税目別内訳というものを見ますと、これは御案内のように、市町村民税の比率が累年高まりまして、反面固定資産税の比率が下がっております。地価の高騰というものを背景にして考えると、これが異常な姿であることは強調するまでもないと思います。その意味で、市町村民税でしたら、その減税の見合ひとして固定資産税評価額の問題が当然出てくると思うのです。それはあくまでも住民税体系の中で財源の振りかえということができるし、結果として低所得層に対して手厚い減税効果を生んでくるし、総体が公平になる。私はこういう気がしてしかたがないのですが、この点はいかがでしょう。

○説明員(石川一郎君) 住民税の税率についてはいろいろむづかしい問題も含んでいると思うのでございます。現在の道府県民税の税率は、御指摘のように、二段階税率でございまして、これは従来実は超過累進構造でありましたものを、二段階税率にいたしましたのでございます。これは税制のあり方とも関連いたしまして、なお検討を加えていかなければならぬ問題であらうというふうに考えておるわけでございます。ただ、住民税の性格から申しますと、税制調査会の答申におきまして

は、むしろいまの市町村民税の超過累進構造税率をややフラットな税率に改めるべきである、こういう御意見もあるのでございまして、それらのかね合ひにおきまして、この問題はさらに検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

なお、固定資産税の評価額の問題、これは非常に納税者の負担層も多いことでございまして、現在、土地につきましても評価額に見合つて税の徴収が行なわれていないという状況でもございまして、これもまたなかなかむづかしい問題がございします。しかし、評価自体は四十八年度に評価が行なわれますが、いずれまた、そういう面につきましてもさらに検討を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○松永忠二君 ちよつと資料をいただいたのとあわせて課税最低限の問題について聞かせていただきます。

いまたいへんいい、いろんな御質問がされてきたわけですね。その関連の実はこの資料をいただいたとして——これは私個人にお示しいただいたのですが、総減税額の中で、源泉所得税の人たちの減税分として、控除分が七百一十一億で税率分が四百三十三億。だからいわゆる控除分として減税したものの相当な、八百三十五億の中の七百一十一億が源泉所得税の人たちについているわけですね、減税されているわけですね。したがって、その控除というものが、いかに源泉所得税の人たちに大きな減税効果をもたらしているかというところはわかる。同時に、その税率緩和は、ほとんど申告所得税の人にも多くて、源泉所得税の人には金額的に少ないというところになっている。そういう点から言つて、課税最低限の引き上げというのをやはり相当考へていくことは、いま考えられる浮揚効果というよりな面から考へてみても非常に必要じゃないか。

この前も局長が答弁されているように、こういう点、ひとつ疑問の点がありましたので、これに関連をしてお聞きをするわけですが、もう百万をこしたので、課税最低限は、それほど考えることはないじゃないか、ちよつと一休みしたらどうかというのがある。御答弁にもあつたわけですね。そうしてマーケットバスケット方式を変えて、その方法は行なわないで——基準の年次の課税最低限に対して物価指数などを勘案して順次上げていくというお話もあつたけれども、もう少し科学的な課税最低限の引き上げの根拠というものは、ないのか。百万だからもう課税最低限の内容分析をする必要はないというところは私はないと思うので、マーケットバスケット方式という方式以外に、もうひとつ別の方式だつて考えられると思う。そういう中で課税最低限というものをもう少し引き上げていかなければいけないとか、大体生活構造も変わつてきている現在の状況の中においては、こういう点から課税最低限の引き上げも必要だという根拠もできるし、また、それが引き上げられる一つの幅の科学的な根拠というものがなければいけないと思うのです。ただ基準年次の課税最低限から、物価指数とかそういうものを勘案して課税最低限をきめていく、上げていくという考え方は、まことに説得力に欠けるものがあるように思ふのです。

【理事 柴田栄君退席、委員長着席】

そういう点で、マーケットバスケット方式を使うというだけではなくて、それにかわる科学的な根拠というものを一つつけていかなければならないし、そういう必要があるんじゃないかということ。私は答弁を聞いていて感じるわけですね。大蔵省は少なくともそういう点についてはやっぱり相当な根拠をもつてやつていかなければならない筈合のものだ。そうでなくて百万をこしたからこれで一休みだというようなことを言われたものではちよつと困るし、また、その引き上げが景気浮揚効果を生むという現実の事実もあるわけですね。こういう点から考へてみて、いまお話の出ている点をやつぱりもつと真剣に考へて、根拠を求めていかなければいけないんじゃないか。こういう点についてはどういう意見を持つておられるか。もう一つは、いま住民税のお話が出ているので

すが、これは地方財政が非常に苦しいからなかなかできないというのじゃなくて、やはりこれはどうしても課税最低限は国税と同じように引き上げなければいけない。それは緊急の課題なんだ。しかもそれは、引き上げということが低所得者層に對する問題にも関連をして、やはり財源は困難だけれども何とか見つけて処理をしていかなければいけない筈合のものだという、そういう考え方がないと……。苦しいからそこは譲れないという考え方は私はだめだと思ふのです。あなたのところは課税最低限引き上げの理論的な根拠をちゃんと持っているわけですね。また、国としてやらなければならぬ基準というものもあるわけだ。そういう面から、やつぱりもつと積極的な意欲をもつてこれに取り組んでもらわなければならぬ。来年は自然増収が少ないからだめだだめだという言い方ではなしに、もつとそういう点については意欲的な発言をしてもらわれないといけないんじゃないか。だから、そういうことには来年年度は真剣に取り組んでいくけれども、その実現というものについてはいろいろな問題点もあると思うけれども、もう少し積極的な意欲ある答弁をなさるべきだと私は思ふのです。これはやむを得ないものだからというふうに考へているのですか。それともやつぱりどうしても改めなければいかなければならないのか。その辺のところをひとつあなたのお考えを聞かしてください。

○政府委員(高木文雄君) ただいま御指摘いただきましたように、課税最低限の問題は、所得税の問題としてきわめて重要な問題でございまして、一つには課税最低限をいかなる基準によつて定めるべきかということについては、ただいまおしかりを受けましたように、もともといろいろな研究をしなればならぬ問題だと思ひます。これはいろいろな角度から研究はされておりますが、まだ必ずしも決定的なあれではないわけでございます。過去におきましては、先般の御質問の際にありましたように、いわゆるマーケットバスケット方式でいろいろ計算するということが行なわれま

した。それは、その当時の課税最低限は現在に比べますとかなり相対的に低かつたもので、かなり生活費との間でぎりぎりでありましたので、かなり生活費にも食い込むんじゃないかということがずいぶん言われました。そこで毎年毎年それをいろいろ検討するというのが、まあそこだけが非常にこう、いわばフットライトを溶びた形で議論が続けられたわけでございます。その意味では、最近何というか、マーケットバスケット方式によるところの計算とはやや離れてきたということについて、それほどそこだけを議論する必要がなくなつたという意味で申し上げたわけでございます。現在では、もちろんいろいろな研究をないがしろにしているわけではございませんで、物価のことも考えています。また、たとえば標準生計費というふうなものもいろいろ見えております。それから給与の、たとえば、初任給というふうなものの動きとの関係を見たりしております。しかし、これを見ましても決定的なものにはなっていないのでございます。

そこで、もう一つそのあたりの問題につきましては、片一方におきまして生活保護基準の改定がだんだん、ここ五、六年かなりのテンポで進んできております。その社会保障でカバーされていく階層のあたりと、それから税で、課税最低限で対象になつていくあたりと、つまりそのまん中に、中間に残るところをどういうふうにつないでいく、たらいのいかというところが非常に問題でございまして、実は今回の政府の税制調査会の委員の改選の機会に、特に社会保障関係に明るい方に何人か特別委員として税制調査会に参加をしていただきまして、そういう面で社会保障制度と税制とのつながりというものを、今後今日の課題として検討してみようじゃないかということにしてあります。そういう意味で——御質問に対するお答えにはなりません——私どももそこが一つのごく最近における税制の問題点であるというところを十分認識しているつもりでございます。それからもう一点、非常に私どもがいつも引き

合ひに出しますのは、外国の税制との関連でございます。外国の税制との関連で見ますと、これはそれぞれの国の経済事情も違ひますし、所得の階層がみな違つております。それから不労所得の関係、みな違つておりますから、機械的比較は非常に危険だと思ひます。しかし、機械的に比較した限りにおきましては、日本よりも課税最低限が低い条件にある、つまり上にありますのは、いつも申しますようにアメリカとフランスだけでございまして、今回の改正によりまして平年度で夫婦二人の日本の課税最低限は百三万円ほどになるわけでございます。フランスがその上に条件がいいわけですが、これが百六万ぐらいでございますから、もうまさにフランスに迫つてくような状態になつております。そしてフランスは御存じのように非常に間接税の国でございます。直接税はウエー

トが低い国でございます。そのように直接税のウエーが低い国であるフランスの所得税の課税最低限を、まさに追い抜こうかという状態になつておるわけでございます。それこれ考えてみますと、一体どういうふうに考えたらいいのか。そこは冒頭にも申しましたように、基本的に国民生活の事情が違ひますし、一人一人の蓄積の状態も違ひますし、それからいろいろな条件が違ひますから、単純な比較はきわめて危険でございますけれども、とにかくかねて非常に日本の課税最低限が低かつたのが、だんだん改善されてまいりました。今回の改正でまさにフランスに迫つてきてきた、まさにフランスを抜こうかというところまできたということから考えてみますと、何かそこらあたりに一つの別の意味での——決して私にはもうそれでいいのだ、もうこれ以上課税最低限を直さなくてもいいのだということではないのでございまして——何かいままさに先生が御指摘になられますように、何かひとつ基準をどこに求めるべきか。そして先ほど申しました別の意味では、社会保障との関連などの付近に求めるべきか。さらに申しますと、もう一つは基本的に直接税と間接税のウエーをどの程度に考えていくのか。ど

んどんと所得税の減税をはかるといふことをもう少し早いスピードでやつていくといふことであつて、しかも、国民所得に対する租税負担率は、日本の場合には非常に国際的に低いといふことを前提として考えてみますと、あるいは間接税をふやさないといけないのか、しかし、一体それはいいのか悪いのかという問題あたりまで問題が及んでくるわけでございます。

で、その辺につきまして税制調査会の御答申も非常にいろいろ議論がありまして、まああんまり明確ではないのでありますけれども、ごく簡略にこう言つておきます。「今後における課税最低限のあり方としては、所得の増加に伴う納税人員の累増を緩和することに留意しつつ、これは御存じのように、たいへん納税人員がふえておりますので、これは課税最低限の上がり方が少ないから納税人員がふえるわけでありまして、納税人員の累増を緩和することに留意しつつ」といふのは、つまりその角度から課税最低限をもつと思ひ切つて上げろといふことになりまして、一方において、少なくともある程度貯蓄のためにゆとりのある合理的な水準を確保していくことが必要であると考えます。そのためには、国民の蓄積水準の動向や納税人員の推移等を十分考慮しつつ、今後における所得水準、生活水準、物価水準の上昇に見合つて所要の調整を加えていく必要がある、たいへんばく然とはしておりますが、税制調査会のいろいろな御批判を受けているところでございます。課税最低限の問題は今後ともさらに長期にわたります根本的な問題としていろいろ勉強させていただきたいと思ひます。

○栗林卓司君 自治省に答弁を求めます。
○説明員(石川一郎君) 住民税の課税最低限についての問題でございますが、繰り返し申し上げておきますように、昭和四十三年以降年々引き上げをはかつてきているところでございまして、税負担の面から考えて引き上げの必要があるといふことは、私どもも当然考えているところでござい

ます。ただ四十七年度につきましては、全く地方財政の見通しそのものが現在立たないという情勢でございまして、これを無視して考えるといふことはできないと思ひます。地方財政改革とも関連いたしながら、この引き上げについて努力をいたしたいと思ひます。

○栗林卓司君 時間がありませんから簡潔に最後の御質問をしますけれども、住民税の課税最低限の引き上げが財源難とかかわりがあることは、これはわかりません。ただ納税義務者だけを見て約三分の一。約三分の一が、住民税だけ払つて国税は払わない人たち。一方、今日、税というものが経済政策の中で大きな柱を占めてしまつた、しかも、今後の物価動向はわからないとしても、依然として物価は上昇傾向にある、国民生活への影響も大きい。先ほど課税最低限の議論の中で、ゆとりを持つて貯蓄ができるようなところを、ゆとりをもちたけれども、それじゃいま国民が貯蓄ができなくなつておるのかといふと、物価が上がつたために貯蓄がしづらくなつた、あるいはできないと答えているのが、たとえば、日銀関係の機関が出した貯蓄に関する世論調査によれば、全世帯の過半数が、物価が上がつたおかげで貯蓄ができなくなつたと答えております。これは前年に比べてその率がさらに高まつている実態にあります。

そういう中で、実は先ほど道府県民税、市町村民税について自治省の考え方の方の中だつて、こういう案だつてあるんじゃないかと質問したんですけれども、そのお答えが、従来から二段階方式をとっている云々といふことは、それは出発点は住民税の性格論からきているんだ、それも一理があることは否定をしません。ただ日本そのものが、いま国際化時代に入つて、日本国内の状況だけではものが考えられなくなつてくる今日において、地方自治体のワク内における考え方だけで律していけるんだらうか。律していくには住民税の及ぼす経済的影響、国民生活に及ぼす影響といふものがあまり大きくなり過ぎたんじゃないか。そう考えますと、先ほどの案は、しろうとな

んですから固執はいたしません。これまで引き上げについて自治省の中でこんな案もある、こんな案もあるという検討をされたのか、されなかったのか、ひとつ具体的に伺いたいと思います。

○説明員(石川一郎君) 個人の市町村民税につきましては、税調の答申にもございまして、私どもといたしましては、十三段階税率をもう少し少くして、累進構造を緩和するような案の幾つかの検討を内部段階ではいたしております。しかしながら、これはなかなか影響するところが大ききうございまして、何ぶんにも個人の住民税につきましては、これは切り離して考えるということとはできないと思います。やはり所得税との総合負担ということも関連して考えなければならぬというところでございまして、まだ内部の検討段階を終えていないところでございまして。

○栗林卓司君 理由は先ほど申し上げたとおりのことで、ぜひ緊急重要な課題として御検討いただきたいと思ひます。

国税、地方税ということで分けますと、それぞれ二つの流れに分かれてしまっています。納めるほうは同じ一人です、どちらへ納めたって出ていくことは同じわけです。その意味で千六百五十億円の減税規模を固める過程の中で、ほんとうは住民税とのかね合いというものが論じられなければいけないと思ひます。また、そういつたものがなければ、この際あふなつかしく住民税を引き上げるといふことが言えるかという話になってくるような気がいたします。これは時間がないからこの問題について続けさせなければ、どうもこれからの物価問題、経済問題を考えますと、税制のあり方というのは歳入歳出をはかつて規模をきめて、今回このぐらいでかんべんしてくれということと済まないような気がするんです。ニクソンのこの間の新経済政策についても、特定の減税が景気刺激策を含めた一つの目玉商品として出てくる、そんな時代にもう日本も入ってしまった気がいたします。その面でもとりわけ住民税の課税最低限の引き上げについて真剣な御検討をぜひ願ひたいと思ひます。

いしたいと思ひます。

時間がありませんから以上で質問を終わりますけれども、ただ関連として最後に一つだけ自治省のことで伺いたいのですが、現在税制調査会の中で来年度の税制問題が議論をされておりますが、軽油引取税の増徴について議論をされているという記事を見ました。これは事実でしょうか。

○説明員(石川一郎君) 現在税制調査会の審議が進んでおられない段階でございまして、今後の審議によってきまってくると思ひますが、市町村の道路目的財源をある程度拡充してまいりたいという見地から、そのための税源についてどのようになもののが適当であろうか、こういう面についての検討をいたしたい、こういう考えを持っておりまう。ただし、それが直ちに軽油引取税の増徴ということになるかどうか、今後の問題だと思ひます。

○栗林卓司君 これでやめます。今後検討課題というところで最後に一つだけ御意見を伺っておきます。

道路財源との見合いで軽油引取税を含めた税項目が検討の対象になる、これは論議は別として否定はいたしません。ただ、かりに軽油引取税というところで考えますと、それを増徴するということの経済的な効果について、プラス効果は出ないのか、その効果についてどう考えておられるのか、最後にそれだけ伺ひたい。

○説明員(石川一郎君) これも今後の検討の問題だと思ひますが、物価その他の影響をも当然考えながらやってまいらなくてはならない、こういうふうな考えです。

○渡辺武君 本題に入る前に、一、二予備的に伺っておきたいと思ひますが、この前の当委員会でも問題になりました八月末に行なわれた為替投機の問題でありましたけれども、輸出前受け制度でドルを手に入れたに代る商社、それから為替銀行について大蔵省として立ち入り検査を行なつて、その十月二十日現在の数字は資料としていたされておりますけれども、その後なお立ち入り検査をやった結果はどうなっておりますか。

○政府委員(稲村光一君) 十月二十日までの検査結果について資料を御提出申し上げておりますが、その後検査を行ないましたのが二件ございまして、その二件はただいま検査継続中でございまして、結果はまだまだとめられる段階になっておりません。できましたらそのときにまた……。

○渡辺武君 輸出前受け制度で入ってきたドルが十四億二百万ドルというふうに別の資料ではつきり出ているわけですが、これが十四億二百万ドルの中、何%を占めておりますか。

○政府委員(稲村光一君) ほぼ金額で申しまして三億六千万ドルくらいになりますので、ほぼ十四億に對しましては二割から二割五分ということでございます。

○渡辺武君 そうしますと、立ち入り検査をした分が、輸出前受けで入った分の約二割から二割五分というところでありますので、七割五分から八割近いものがまだわからぬということですね、立ち入り検査をしていないわけですか。

そうすると稲村国際金融局長、この前の委員会でも、大抵不正なものはないような趣旨の御答弁をなさつておつたけれども、しかし、まだ八割から七割五分というところがわからぬわけ、したがって、いま断定的に不正なものはないというふうな答弁をされるのはどうかと思ひます。それと、その点どう思つておられますか。

○政府委員(稲村光一君) 先般も御答弁申し上げましたように、人員等の関係で現在までのところ結果がわかつておる程度では、その程度しか検査をいたしておりませんが、検査をいたしました主眼と申しますか、これは先般も御説明申し上げましたように、ほんとうに輸出契約があつたかどうか、その場合、その記載が明確かつ正確に行なわれていたかどうかという点でございまして。この検査をいたしました結果が、わかつておる程度におきましては、先般申し上げたとおり、直ちに違法

であるというものは確認できません。ただ問題は、その後になりまして輸出のキャンセルというよりなかつたところで逆送金を申請してくるというよりなことになりまして、この段階でほんとの輸出契約があつて、それがほんとにキャンセルがあるというところでございまして、それはやはり違法なものではないというふうに判断せざるを得ないと思ひますが、そうでないものにつきましては、これはこの点でチェックをしていくということでございます。

おつしやいましたように、検査が全体に對して及んでおりませんので、その意味におきましては違法は全くないというふうに断言は確かにできないと存じますが、できまう限りの人員でいたした結果につきましては、先般も申し上げたとおり、現在の段階で違法であるということの確認できたものはないわけでございます。

○渡辺武君 その辺をやはりはつきりしておく必要があると思ひます。また立ち入り検査やつていない部分が圧倒的多数で、立ち入り検査した部分というのは、ほんのそのうちのわずかな部分でしかないのではありませんか。ですから、やはり答弁のときも、輸出前受け制度で入ってきた十四億二百万ドルというものが、私ども、あなたの答弁を聞いていますと、全部これはもう合法的なものだという印象を与えるような答弁をされているので、やはりその点は、間違いないように、正確に御答弁いただきたいと思ひます。

さて、いまの御答弁の中で、立ち入り検査した分については違法なものが見られるようなものはないという御趣旨の答弁なんですけれども、いま言った三億六千万ドルですかの立ち入り検査の金額の中で、あなた方が、一応こういうケースはちょっと疑わしいものだといふふうにチェックしたものが、いたしたいこの報告の中にある「ゼネラル・マーチャンダイズ」と表示のものの「仕向地複数」となっているもの、契約日と買い取り日が同一のもの、一応あなた方は、こういうものに該当するものは、ちょっと若干疑わしいものと思つ

てチェックされた項目でしょう。そのほかの項目もありませんか。

○政府委員(稲村光一君) そのほかの項目はございません。

○渡辺武君 そうしますと、調査した金額の中で、あなたが疑わしいと思つてチェックした部分ですね、これは何%ぐらいでございますか。

○政府委員(稲村光一君) いま御指摘のような「ゼネラル・マーチャンダイズ」と書いてあるもの、あるいは仕向け地が複数であったものというものが、大体、検査いたしました中に、金額にいたしまして一五%程度。件数にいたしまして八・四%ぐらいでございます。銀行につきましては、四%ぐらいでございます。それから商社につきましては、件数で三・八%、金額で一七%でございます。

○渡辺武君 私があなたのほうからいただいた資料で計算してみますと、銀行のほうは一五%じゃなくて一七%ありますね、チェックした分が。それから商社のほうは一七・五%であります。あなたのほうの計算、ちよつと過小じゃないかと思ひますが、どうですか、その辺は。

○政府委員(稲村光一君) ダブつておるものを、両方ダブつておるものとして、一件につきまして両方あったものがございまして、そういう重複を除きました分では私のほうは計算をいたしましたのでございまして、それによりまして、そういうことになるかと存じます。

○渡辺武君 それじゃ為替銀行のほうは、チェックした分の、ダブりを除いた総額はどのくらいになつていますか。

○政府委員(稲村光一君) ダブりを除きますと五千七百二十万ドルとなつております。

○渡辺武君 それはちよつと計算が疑わしいですな。ぼくの計算によりまして、六千四百四十七万九千ドルということになっております。これは、きょうはその辺あまりこまかくはやる時間がありませんので、もう一回計算し直して、正確な数字を出してほしいと思う。しかし、いずれにしまし

ても、あなた方の御答弁、いまの御答弁を考慮してみますとね、輸出前受けで入った金額の中の二割から二割五分しか調べていない。しかも、二割から二割五分調べた中で一五%、私の計算によれば為替銀行で一七%。商社で、あなたの報告によれば一七%、私の計算によれば一七・五%。かなりの量が一応あなた方の疑わしいと思う範囲内に入つてゐるわけですね。そうしてみますと、これは決して合法的なものだと言ひ切れるような性格のものじゃないんじゃないだろうか。なお調査していない八割から七割五分という前受けの金額、これらを調べたらどういふことになるのか。われわれは、非常にこれは疑わしいと思つてゐるので

す。それで、なほ伺ひたいのですが、為替銀行の中でA行a店というのがありますね。それからB行a店、b店、C行a店、b店、c店、D行a店、b店、c店、商社の中でもそれぞれA社からE社までずつと出ているのですが、各行ごとに、あなた方がチェックしたものは、調べた金額の中の何%くらい占めてゐるのか、その点を御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) これは、ただいま全体として申しますのは、サンプル調査をいたしましたわけでございますが、それで全体のうちのどれくらいの量かという御質問だと思ひますので、その点につきましては、でき得る限りいま調べましてお答え申し上げます。

○渡辺武君 いやいや、ぼくの言つてゐるのは、検査した金額が出ておりましたら、その検査した金額の中で、チェックした分ですね、これは何%か、これをまずお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) ちよつと御質問の御趣旨がよくのり込めませんが、たとえばA行a店という場合に、a店全体でどのくらい扱つたか、そのうちのサンプル調査で検査したのが何%くらいかという御質問だと承したわけでございますが、それでよろしゅうございませうか。

○渡辺武君 それはあとで聞きたいと思つていま

すが、いま伺つてゐるのは、たとえばA行a店については検査金額は千二百三十二万ドルということになつてゐますね。そのうちで、先ほど言ひましたように、あなた方が一応チェックした部分ですね、これは何%を占めるのかと、そういうことなんです。

○政府委員(稲村光一君) 三十三件を検査した中で「ゼネラル・マーチャンダイズ」とかそういうものが、記載が不正確であると思われるものが何%か、こういう御質問、これはさつそくいま計算をいたしましてお答え申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) ちよつと速記をとめて

〔速記中止〕

とだと思ひます。立ち入り検査をして一応為替検査官がこのケースは疑わしいんだということでチェックしたものがD行c店などは九七%、たいへん問題です、これは。こういう事態をわれわれは放置することはできないと思ひます。ですから、なお立ち入り検査を続けてもらつて正確な資料を出していただきますけれども、この前あなたに要求したように、やはりこれらの立ち入り検査をした銀行及び商社の固有名称をはつきりと出していただきたい、国民の疑惑を解く必要がある。私どもは非常に疑わしいと思ひます。あなたが答弁してゐるうちに、これは大体合法的なもので、疑わしいと思ひないんじゃないかと、とても信用できない、その点をはつきりと申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。

○渡辺武君 これはあなたのほうにあらかじめ通告して、計算してある、こういうことになつて時間むだにならぬようにということをお願いしてあることなんです。これはひとつ重要な問題ですから、正確に計算して、この次の機会に報告いただきたいと思ひますが、一応私の計算したところをあなた方のほうへ大きいところだけ申し上げておきましよう。

A行のa店ですが、これは立ち入り検査をした金額の中で一応あなた方がこれは疑わしいとしてチェックした分が七一・三%あります、七一・三%。それから、大きいところだけ申し上げます。B行b店、これを立ち入り検査した金額の中で疑わしいと思はれたものが六〇・六%を占めてゐる。それからC行b店、これは同じく二〇・九%を占めてゐる。それからD行c店に至つては九七%を占めてゐる、九七%。それから、なお商社のほうでいいますと、C社ですね、これは五七%を占めてゐるという状態です。ですから平均してあなたの方の答弁によりまして、為替銀行、この立ち入り検査した金額の中でチェックされた分が約一五%だとおっしゃいましたけれども、一つ一つの店をとつてみると、とても平均一五%なんていうところにはないのです。これはたいへんなこ

とだと思ひます。

さて、所得税の問題について御質問したいと思ひますが、今回の所得税減税、これについてはもりの当委員会の論議及びきょうの論議の中でも非常にばつぱり各委員が指摘しておりますように、税負担の公平という原則が著しくそなわれた、今度の減税は、これは低所得者層にはあまり減税にならない。特に現在の物価騰貴、それから副次的に出てくる名目所得の増大、これからすれば、かえつて増税になる可能性が十分ある、そういうおそれがある減税になる。そうして一番優遇されているのは部長クラス以上の高所得者だということ、もうこれは論議の余地のないほど明確な事実じゃないかと思ひます。その上に今度の減税が、これが景気浮揚策というように銘を打つて出されてゐるために、特に消費需要を喚起するといふ意味では、低所得者層にこそ大副な減税をすべきだ、これは私どもも主張しておりますけれども、各委員ともにその立場から質問したと思ひます。

私どもは従来、もう以前から所得税については夫婦二人、つまり四大家族の世帯で年収入百四十万円のところまでは免除にすべきだということを一貫して主張しております。住民税については、これは均等割りは一日も早く廃止して、所得

割りについても所得税と同じように四人家族で百四十万円のところで課税最低限を引き上げるべきだということを一貫して主張しております。いまの所得税を含めての課税全体の負担の不公平ですね、これが一番明確に出るのは、大企業に対する特別な減税面で、これが一方で行なわれている、他方で低所得者に非常に重い所得税あるいはまた住民税などがかかっているというところに、税負担の不公平が一番明確にあらわれているのじゃないかと思ひます。そしてこの大企業に対する特別な減税、免税をやめさせるならば、私どもが主張しております低所得者層に対する大幅な減税というものも十分に断行できるし、またそれを財源にすれば、赤字公債なども発行しなくても済むのじゃないかというふうに思ひます。その立場から、私は、きょう幾つかの点を伺つてみたいと思つております。

まず最初に伺ひたいことは、このたびの円切り上げによつて大企業には巨額な為替差益が出てくる会社がたゞさんあると思ひます。大蔵省としてはすでにその実情について調査されておられるまいけれども、もしその実情がわかつておられるならば、まず最初にその点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 今回の為替変動の問題は、八月中旬から起きてまいりました。そこで、日本の、いまお話のありました大企業の決算期は三月と九月を決算期とするのが非常に多いわけでございます。当面、九月決算で、当月末に株主総会で経理報告をするという会社は多いわけでございますが、それらにつきましては、今月末に申告が税務署のほうに出てまいらるわけでございます。申告が出てまいりますれば、その申告に基づきまして、その当否等をそれぞれの国税庁のほうで調べ、国税庁というよりは税務署、国税局の調査部で調べられるわけでございます。その段階である程度把握ができるかと思ひますが、現段階では、現在そのような申告制度に基づきまして、私どもで正確なものを——新聞紙上でいろいろ読みますもの

のを除きまして、正式に税の種類としていただくものはまだ出ていないという状況でございます。で、私どもも一般に新聞紙上で知ります以外には承知しておりませんという状況でございます。

○渡辺武君 大蔵省の証券局は、外貨建ての資産、負債についての資料を企業会計審議会に提出したというのを聞いておりますが、その資料があれば内容を明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(大谷邦夫君) 大蔵省には御存じのよう有価証券報告書というものが、約二千五百社から出ております。これにつきまして昨年十一月の決算から本年四月決算に関する有価証券報告書を基礎といたしまして、若干の調査をしたわけでございますが、その会社数が六十五社ということでございます。非常に少ないのです。それから対象会社が十一月から四月の決算日現在で、債権債務として計上したお金ののみでございます。契約が行なわれたが、まだ引き渡しが行なわれていないといったようなもので、まだ債権として計上されていないものがございますので、非常に少ない数字になっております。それも八月以降関係業界の発表した計数と比べましても非常に少額でございます。ので、私、別にお隠しするわけではございませんが、あまり意味がないのじゃないかというふうに考へております。

○渡辺武君 あなたのはうでは意味がないと考へられるかも知れぬけれども、やはりこれはひとつ討論の素材としては重要な素材だと思ひます。つまり、いま御答弁があつたように、ほかはこの資料がない、ところが大蔵省の証券局が自分で調べ、しかも、有価証券報告書という權威のある資料に基づいて調べ、そして企業会計審議会に出したものですから、したがって、やはり委員会の質疑の材料としてその点公表する必要があるんじゃないかと思ひます。

私のほうから伺ひますけれども、繊維六社、この資産と負債、差し引きして負債増加になつて

業種があげられておりますけれども、その中で負債超過になつてゐるもの、つまり外資導入あるいはまた輸入の延べ払いなどで輸入して外貨負債が資産よりも超過してゐるというその業種と、それから金額、これを一応読んでいただきたいと思ひます。

○説明員(大谷邦夫君) ただいま申し上げましたように、これは企業の、しかも前の数字でございます。で、八月二十八日当時の状況を正確に反映しているかどうかという問題、それから対象会社数が少ないということがございますので、さういう前提でお聞きいただければと思ひますが、繊維でございまして、差し引きいたしました円換算二百三十九億の負債超過になっております。それから化学が三百七十一億の負債超過でございます。それから石油が二百十六億の負債超過、鉄鋼が二百八十四億の負債超過、それから電気機器六百四十一億の負債超過、それから商業五千九十八億の負債超過、それから電力が千四百八十九億の負債超過、それから航空千十一億の負債超過、おもなところはこういうことであらうかと思ひます。

○渡辺武君 合計でどのくらいになりますか。

○説明員(大谷邦夫君) 六十四社でございます。ね、合計いたしました五千九百三十七億という数字が一応出ております。

○渡辺武君 そろしますと、一応の資料として六十四社、これはほとんど大企業だけだろうというふうに当然推測できるわけですが、その合計が五千九百三十七億——ドルですね、ドルという負債超過になつてゐる。

○説明員(大谷邦夫君) 円でございます。

○渡辺武君 円という負債超過。そろしますと、もうすでに九・六%ぐらい実質上円が切り上げられてゐるわけですから、かりに円が一割切り上げられたということになれば、外貨建ての負債というものはそれだけ為替差益が出てくるということになつてくると思ひます。業種によつていろいろの差異はあるでしょうけれども、

これは大企業がいわば勞せずして為替関係の変化ということだけで入つてくるのばく大な為替差益、これについて大蔵省は税制上どのような対策を講じておられるか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの為替差益の問題につきましては、為替差損の処理の問題が税制上どうなるかということに関連して、八月以来研究をいたしております。で、ただいまも申しましたとおり、ただ具体的にそれが税の問題としてなりました場合には、会社がどういう経理をするか、決算上換算をどういうふうにするかということも関連がございまして、現在御存じのように企業会計審議会では、いわゆる変動相場制のもとにおいてはかなり弾力的な企業会計を認めております。したがって、いまの証券局のほうから御説明いたしました数字につきましては、会社の決算の態度によりまして、具体的な決算の上でどういうふうになつてくるかということ、現在の段階では私どもは把握できない状態にあるわけでございます。で、どれくらいの規模のものになるだらうかというところは見当がつかないわけでございます。ところで、かりに規模が大きかろうと小さかろうと差益があるとすれば、それについては何か特別な課税をしてはどうかという御意見がございまして、私どももその点は研究はいたしておるところでございます。

しかしながら、従来もしばしば、いろいろな意味での異常利益というものが出ました場合に、異常利益についての直接税の課税というところにつきましても、いろいろな機会にいろいろと議論されておるのでございますが、やはり、いわば理論的にも整合性のある説明といひますか、統一ある見解がなかなかとれないということがあり、また技術的にも非常にむずかしいということもありまして、戦後の税制の歴史におきまして、異常利益の把握というところは、私どもの承知しておりますところでは、異常利益についての特別課税ということはいままでも例がないわけでございます。

ただ最近の事例といたしまして、個人の譲渡所得につきまして、短期保有のものについて非常に重課の規定を設けております。そうして、土地を投機のために短期に保有して値上がりを持って売る、そういうものについての異利益については吸収するという税制が数年前につくられました。これなどは非常に特例的なものでございます。あのときにも、そういう制度をつくるについて、いつの時期からこういう制度を適用すべきかという議論がございまして、いろいろな議論がございまして、結局これもさかのぼってではないといふことになりました。今後法律ができてまして相当期間をおきましたあと、今後のものについてそうするということになったわけでありまして、かりに異利益の把握の税制というのを考えます場合に、それを過去にさかのぼって、そういう税法がない時期にさかのぼって課税をするというふうなことはなかなかむずかしいのではないかと。私も、片っ方で差損の問題が出ておまして、税収が減りました。いへん御迷惑をかけておるときでもございまして、差益のほう何とかならぬかというの率直に申し上げてすぐ考えつくわけでございます。やつてみますとなかなかむずかしい。それは言っても、しかしとことんまで詰めてみたいと思いますが、かたがた数字のほうがそういう状態でもございまして、もうしばらくその数字を見ながらお一そう詰めてみたいと思っておる次第でございます。

○渡辺武君 具体的に数字を見なければわからぬという御趣旨の御答弁のように伺いましたけれども、いま発表していただきました業種別の外貨建て資産、負債ですね、その中の負債超過の——これは言ってみれば、有価証券報告書に載っている長期資産、長期負債だろと思うんですね。ところが為替関係の変化によって大企業のおさめる為替差益というものは、これだけに私は限らないと思う。先ほど問題にしました、八月中旬から下旬にかけてのあの大きな為替スベキレーションによる為替差益、それもこれはもうばく大な金額が

為替銀行なり、あるいはまた商社なりに入る可能性があるわけですね。実際評価してみれば千億円に近いばく大な差益が入っていく可能性を持っている。また日本は原材料について輸入依存度の非常に高い業種がたくさんある。その点についてあなた方は把握しておられますか、主要商品についての輸入依存度。これも円が切り上げられれば、それに応じて原材料の輸入価格は下がってくるわけですね。いろんな業種別の事情はあるにしても、円の切り上げが行なわれれば、輸入価格は下がるといふのはこれは当然なことなんで、その辺も十分把握しておられますか。

化学工業もあるでしょう。○政府委員(高木文雄君) 重化学工業という、非常に範囲が広いのでございますが、たとえば鉄なんかにしても非常に依存度の高いことは事実でございます。○渡辺武君 そこに資料があるのだから、それをばつきりお読みになったらどうですか。これは大蔵省の関税局の統計で、あなたと同じ官庁から出ている統計ですよ。私のほうから時間を節約する意味で申し上げます、燐鉱石、ボーキサイト、鉄くず、羊毛、これは一〇〇%、それから天然ゴム、これも一〇〇%輸入依存度ですね。九〇%以上、八〇%以上、申し上げればまだたくさんある。私、なぜこんなことをしつこく伺うかといへば、こうして輸入原材料に依存しているところ、しかもその製品を輸出するのでなくして、国内に販売しているような企業は、これは何といつてもこの為替の変動、円の切り上げによって輸入原材料が安くなるし、製品は下げないでそのまま売るか、あるいはさらにこれを高く引き上げて売るといふようなことで、相当大きなうけが出てくる可能性を持っているわけですね。先ほどあなたの方で発表になった外貨建ての資産、負債、これは長期のこの資産、負債の中でも負債超過で、その面からもうけが出てくるけれども、しかし同時に、こういう原材料の輸入関係、ここから大きなうけが出てくる可能性を持っている業種、為替の変動で中小企業その他が非常に深刻な打撃を受けている。だから、中小企業などについては、十分その面で見てもやらなければならぬけれども、一方でこうして為替関係の変動という、そのことだけで、いわば勞せずしてころがり込んでくる利益、これは言ってみれば不勞所得です。国の政策で円が切り上げられたというだけで、何にも努力しないのにころがり込んでくる利益ですよ。こういうものについては、特に大企業のころがり利益については、当然に私は税で吸収するか、あるいは物価を引き下げて消費者に回すか、適切な処置をとって、これを国民生活を潤す方向

動いていくようでございます。その帰属がどうなっていくのかということにつきましては、私ももといたしましては税の立場でございまして、結局それが経理面、特に税務申告面にどうあらわれるかという形で把握する以外に方法がない。一般的にはいま申し上げたように、外貨建て債務を持つておたら、その債務がレートの変更に伴って一割なら一割ぼつと、五割なら五割ぼつと利益が出るかという、必ずしもそうではなくて、その利益がまたよそに価格関係を通じて動いていくというふうな関係にあるようでありまして、益は益でそのままだと残る、損は損でぼんとそのままだと残るという関係ではないようでございます。

○政府委員(高木文雄君) そのらの点につきましては、実はたとえば、外貨建ての債権を持つておる企業ということになりますと、当然損が出てくるわけでございますが、その場合でも、その損にはずして貸借対照表上の債権もありますし、そうでないものもあります。一般にはその損といふのは非常に明確に区分されず、会計上の債権になつていないものも含めて損といふようなことがいわれておるわけでありまして、それが今後どういふふうな処理されていくかということについては、必ずしもそれだけのものが全部損になるといふわけではどうもない場合もあるようでございます。益の場合も同様であります。たとえば、輸入依存度の高い企業がある。そうするとその企業は一応そこで輸入原材料が安く仕入れられるということになるから、当然まあ益が一応出るように思われますけれども、一方において、おたくの企業はそれだけもうかるはずだからもうと安く売れ、当然消費者側からもそういう運動は起こつてまいりますし、その商品の仕入れ先企業からもそういう要求が起こつてまいります。

○政府委員(高木文雄君) たゞいま正確にどこかの官庁が中心になって体系的に把握しているのかちよつといふまじらからでございますが、主要商品の輸入依存度は一応調べてございます。○渡辺武君 たゞいま、一〇〇%輸入に依存しているところがある。あるいはもう八〇%、九〇%輸入に依存しているところがある。日本は重要な産業といふのは多かれ少なかれそういう産業が多いと思つた。一〇〇%というものは、かりにそれだけとてみますとどういふ産業がありますか。

○政府委員(高木文雄君) たゞいま棉花を輸入して、合成を使わずに棉花だけで繊維製品をつくっているものがある。それは一〇〇%になります。羊毛の場合もそういうことがあろうかと思つた。○渡辺武君 繊維産業だけではないでしょう。重

○渡辺武君 具体的に数字を見なければわからぬという御趣旨の御答弁のように伺いましたけれども、いま発表していただきました業種別の外貨建て資産、負債ですね、その中の負債超過の——これは言ってみれば、有価証券報告書に載っている長期資産、長期負債だろと思うんですね。ところが為替関係の変化によって大企業のおさめる為替差益というものは、これだけに私は限らないと思う。先ほど問題にしました、八月中旬から下旬にかけてのあの大きな為替スベキレーションによる為替差益、それもこれはもうばく大な金額が

動いていくようでございます。その帰属がどうなっていくのかということにつきましては、私ももといたしましては税の立場でございまして、結局それが経理面、特に税務申告面にどうあらわれるかという形で把握する以外に方法がない。一般的にはいま申し上げたように、外貨建て債務を持つておたら、その債務がレートの変更に伴って一割なら一割ぼつと、五割なら五割ぼつと利益が出るかという、必ずしもそうではなくて、その利益がまたよそに価格関係を通じて動いていくというふうな関係にあるようでありまして、益は益でそのままだと残る、損は損でぼんとそのままだと残るという関係ではないようでございます。

○政府委員(高木文雄君) たゞいま正確にどこかの官庁が中心になって体系的に把握しているのかちよつといふまじらからでございますが、主要商品の輸入依存度は一応調べてございます。○渡辺武君 たゞいま、一〇〇%輸入に依存しているところがある。あるいはもう八〇%、九〇%輸入に依存しているところがある。日本は重要な産業といふのは多かれ少なかれそういう産業が多いと思つた。一〇〇%というものは、かりにそれだけとてみますとどういふ産業がありますか。

○政府委員(高木文雄君) たゞいま棉花を輸入して、合成を使わずに棉花だけで繊維製品をつくっているものがある。それは一〇〇%になります。羊毛の場合もそういうことがあろうかと思つた。○渡辺武君 繊維産業だけではないでしょう。重

に使用すべきだと思ふ。大蔵省はそういう点をどのようにに税制上やっておられるのか。先ほどの御答弁では、具体的に計算が出てこなければ何とも言えないというふうなことをおっしゃったけれども、たゞそれとしてどういふふうになるかとおつてもいいの、伺いたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) まさにたゞい先生御指摘のようなことを私も議論しております。ところが、たとえば、鉄くずとか、そういう品物について議論しますと、どうも議論がかみ合ひなくなつて、私自身も弱つてゐるのですが、非常に景気がよくて、いわば需要が強くなる少し前の時点で契約をして、輸入原材料をたくさん仕入れた。その仕入れた商品が、原材料が在庫で残つておる。最近になつて、たとえば、この需要が減退をしてきておるのです、生産規模を縮小する。そこで最近はいくつもの輸入を、ほとんど原材料手当をしていない、そうすると、前の高い原材料は残つたままになつてゐるというふうなことを、いろいろこまごまと各企業からは言われまして、必ずしもレートが変わつた分がそつくりのとおり益として出てこないのみならず、必ずしも全体としても企業の状態はよくないというふうな反論があつたりいたしました。なかなか各業界ごとに事情は複雑のようでございます。そこらあたり、まさに御指摘のよう、問題になりそうな企業についてはいくつも見たいと思ひますが、それを一つ一つ議論をしておりまして、もてあそばせませんので、やはり企業の実態は、私もはすべて企業会計の上に立つて出されておるまじところの申告をベースにして、その申告が適当かどうか、おかしくないかどうかというところに基づいて法人税制が組み立てられておるわけでございますので、まずそれを見て判断をしたい、こう思つておるわけでございます。

○渡辺武君 それはだいいぶ実情と違ひ御答弁をいただいておるような感じがしますがね。私は、たゞまゝとしてどういふふうな措置をおとりになるのかというのを伺つてゐる。現実を見てからといふことの前に、大蔵省として、こゝいう為替差益、為替差損については、こゝいう方向で処理しようといふことを、すでに研究の段階ではなくして、通達を出してゐる状態ではないですか。それが実情じゃないですか。これは大蔵委員会です。質問されたことに隠さなければつぎと御答弁いただきたいと思ひます。大蔵省が十月二十一日付で国税庁長官の名前で、「外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する法人税の取扱いについて」という通達を出してゐる。その思ひますけれども、どうですか、出していいのですか。

○政府委員(高木文雄君) たゞいまの渡辺委員の御質問は、為替差益があるから新しく税制をつくつて、そしてその為替差益についてだけ課税をするといふことを考へないかといふお話と私は受け取りましたので、そゝういふ意味であると思ひます。と、まず一般的な経済の状態なり、業種別の企業の状態なり、企業別の企業の状態なりといふことがもろもろあるかと思ひます。そゝうしてそれが私どもも一般的、常識的には為替差益があつて、そしてそれが特定の企業だけが、まあいわけよくぬくとしておるというのでは、そのまま置くのはおかしいのではないかと、私も自身、素朴な疑問を持っておりますので、それはそのまま放置していかうかといふことを税制の問題として考へるという場合に、まずその実態を知りたい。その実態は私どもとしては集中的に税務申告という形であらわれてまいりますので、それを見たいと思ひます。

ところで、いま御質問の通達につきましては、これは国税庁のほうで第一線の職員に対して出した指導通達でございます、それは経理のまあ基準といひます、税務経理の基準を示したものでございますので、それは国税庁のほうから説明いたすことにいたしますが、別の問題であらうかと思ひます。

○説明員(江口健司君) たゞいま御指摘の十月二十一日の国税庁の通達でございますが、たゞいま主税局長から御説明をいたしましたように、九月二十一日に企業会計審議会で一応今回の変動幅制限の停止に伴う暫定的な取り扱いということが意見として出されたわけでございますが、その後、十月に入りましてから、数回にわたりました、この意見を中心にして、実態その他の議論が行なわれたわけでございます。したがしまして、私のほうからはその議論の経過を見た上で実務上の、税法上の取り扱い、あるいは意見に触れられていない、たとえば、いつの時点の相場を税の計算上に取り入れるかといふような点については、意見の中には表現されておらないので、それらについて統一した経理処理をする方向を指示する必要があるといふことで、この十月二十一日の通達を出したわけでございます。

たゞ、先生御指摘のとおり、主として原材料を外国から輸入をするといふようなものにつきましては、その部分に限りまして限りは確かに差益が生ずるといふことにはなりましようけれども、企業全体として見れば、それだけの差益といふものを計上するわけではなく、まあ私から御説明するまでもなく、その他の諸掛かり、その他でつて差金の計算が出てくるわけでございますので、これらにつきましては、私どもの所管する法人の中では九月決算のものが圧倒的に多いでございます。この部分は今月の末におおむね決算の時期がまいりまして申告が出てくるということでございます。まず、今一回出しました十月二十一日の処理の方向に従つてその後事後調査をいたしまして、実態の把握をするということにならうかと思ひます。が、輸入を主とするような業種等については、御指摘のとおり、われわれとしても注意をして決算の内容を見る必要があらうかと思ひます。ただ、今回の審議会の意見によりまして、いろいろな形での換算の方法を指摘しておりますので、各企業がその三つの換算の方法のうちいずれをとるかによりましては答えがかなり違つてくるのではなからうかと思ひます。これはいづれにしましても、この十一月の申告期にあたりまして、

どういふ形の換算の方法をそれぞれの企業が採用するかといふことを見た上でなければ、どの程度の変動による益といふものが計上されるかがわからないといふことであらうかと思ひます。

○渡辺武君 先ほど私の伺つたことについて誤解があつたような御答弁でありましたけれども、私が、最初から別個に、なんですね、税制を設けて、そして吸収しろといふような趣旨のことは何つてない。この為替差益、為替差損について、税制上たゞまゝとしてどうなるのかといふことを伺つてゐるので、最初からこの通達について、こゝういふ通達が出されてゐるといふ答弁をいただければ、これはもう質問はもつとなめらかに進むのです。隠しやいかぬです。

ところで、いま通達の御説明がありましたけれども、この通達の第一にこゝういふことが書かれてゐるのです。法人が、その有する外貨建ての資産、負債等の換算につき、審議会意見に示されている会計処理に従つて処理している場合には、その処理を認めるとする。これが取り扱ひ上の基本的立場といふことで、先にこの通達の最初からつてあります。つまり審議会意見に示されてゐる会計処理に従つて処理する場合にはそれを認めるということなんです。この審議会処理の先ほどおっしゃつた三つの方針といふものの内容ですね。これは一体どういふことなんです。

○説明員(江口健司君) 審議会のほうの意見は、証券局のほうから御説明するのが筋かと思ひますが、私のほうではいま御指摘のとおり、審議会の意見に従つて処理されたものはそのまま認めるというところで、内容が全く同じでございますので、便宜私のほうから一括して御説明をしたいと思ひます。

まず第一の点でございますが、長期金銭債権、債務につきましては、取得時または発生時の為替相場をとる。それから短期金銭債権、債務につきましては、決算日の為替相場によつて円換算をする方法、これが第一の方法でございます。

第五部 大蔵委員会会議録第五号 昭和四十六年十一月十六日 【参議院】

一

それから第二の方法は、長期金銭債権、債務と、それから短期のものとのすべてにつきまして、決算日の為替相場による円換算を行なう方法、これが第二でございます。

それから第三は、長期、短期の両方の金銭債権、債務につきまして、すべてについて取得時または発生時の為替相場によって換算する方法、これが第三の方法でございます。

企業会計審議会では、この三つの方法をそれぞれ企業がそれぞれの立場において総合判断をして取捨選択することを認めておりますので、私どもはもうこの三つの方法によって換算することとをそのまま取り入れるということにした次第でございます。

○渡辺武君 そうしますと、だいたい専門用語が入ってきてどうもしろうとはわかりにくいので具体的に伺いたいと思うんですが、先ほど御答弁のあった中で、たとえば、石油産業ですね、五社で千二百六十六億五千万円の債務超過がある。債権もあるけれども債務のほうが多い。これは内容を十分に調べてみなきゃわかりませんが、おそろしく一つは、外資の導入によって外貨債務が非常に多量に、それからまた石油の延べ払い輸入によって債務が非常に多量に、そういうものが債権よりも超過して、そうしてこれだけのばく大な債務超過、こういうことになっているんじゃないかと思うんですが、そうしますと、こういう企業、これは決算時にはどういう為替相場で計算するんでしょう。あなたのところのところにすると、債権、債務の発生時、あるいはまた債権、債務の取得時の為替相場で換算してもよろしいということになるんじゃないですか。どうですか。

○説明員（江口健司君） いま申し上げました三つの方法のいずれを各企業が採用するかは、いまの段階では私どもにも想像がつかないわけでございますが、おそらく法人としましては、自分の有する外貨建て金銭債権、債務の額、内容、それから投機収益力、あるいは株価に対する影響といったようなものを総合的に勘案して、先ほど申し上げ

げた三つの方法のいずれによるかということをお断するのではないかとと思われるわけでございます。私のほうからいってそのうちの、たとえば、長期的な債務のような場合には発生時でもって換算すべきであるといったような積極的な指導はすべきではない、あくまでも企業ベースでもって諸般の事情を勘案した上で決算をするものをそのまま私どものほうとしては事後の調査によって判断をしていくと、こういう体制で臨みたいと思っております。

○渡辺武君 つまり発生時で計算してもいいしまた決算時の為替相場で計算してもいいということなんでしょう。どちらでもそれは企業の選択にまかせるということなんでしょう。

○説明員（江口健司君） ちょっと誤解があるといけませんので、よけいな説明になって恐縮でございますが、何でもいいうわけではございません。先ほど申し上げました第二、第三のように、長期のもの、短期のもの、一方を発生主義でいき、一方を決算主義でいくというのは、長期の場合についてだけ発生主義でいき、短期の場合には決算日の相場をいくと、これはひとつ別な形での時期のとりえ方をしております。そのほか長期と短期につきましてはいずれも決算日による、すべてについて決算日による、あるいはすべてについて発生主義によるというのが第二、第三の問題でございます。ばらばらに自己の都合に応じて利益を操作するといふような形で認めておるものではないと、かように考えておりますので、一般に公正妥当な会計経理の基準であると、こういうふうに私どもは判断したわけでございます。

○渡辺武君 それは書いてありますが、そういうことが、それは私もこれを読んで承知しておりますけれども、私何っているのはこうして長期の債権、債務、これ差し引きしまして債務超過になっている企業、これについて、この長期債務ですね、これの処理の点について伺っているんです。そうするとあなたの答弁によりまして、一ドル三百六十円のレートで、かりにたとえば、外資の

導入をした企業が決算をするときに、円は一〇％ばかり切り上がっているとかりにしまして、その一〇％切り上がっている決算時のレートで計算すればばく大な為替差益が出る、ところが外資導入をしたその発生時もしくは債務の取得時ですね、これで計算すれば出るべき為替差益が、いわば帳簿上出ないで済む、どっちを選ぶのもこれは企業の自由だと、こういうことになるわけでしょうか。

○説明員（江口健司君） 御指摘のとおりでございます。

○渡辺武君 そうしますと、企業の自由でばく大な為替差益が出ても決算上は利益として計上されないということになる、これはどういうことでしょうか。先ほど私申し上げたとおり、この為替差益というのは何の企業努力も必要でない、政府の政策で円が切り上がったというただそれだけのことで、いわば不労所得としてところがり込んでくる利益。それがあなたの方のこの通達によりまして、企業の自由で為替差益として計上しななくてもいいということになっている。

今度は逆に債権超過の企業ですね、たとえばどこでも機械三社、これは百九十九億一千四百万円の債権超過ということになっている。おそろしくこの機械産業の債権超過というの、これも延べ払い輸出をやったと、それからまた資本輸出をやった他国に企業をつくったというふうなことがおもな原因で債権超過になっているかと思うんですけれども、こういうところはどうかというふうに決算で計算する自由を持っているんですか。

○説明員（江口健司君） 債権超過の場合には、損が出るということになるかと思いますが、この場合にも発生時でもって換算するか、あるいは決算日でもって換算するかというところによって差が出てまいりますので、その辺の判断は、先ほど申し上げましたように諸般の事情の組み合わせで各企業が判断するものと思われまします。なお、先ほどの点につきましては若干補足をさせていただきます、当然先生おわかりのことでは恐縮だ

と思いますが、債務についてだけということではないに、常に債務と債権を同時に換算をしないかというところでございまして、確かに債務が非常に大きい企業につきましては、換算をすることによって大きな差益が生ずるという問題はございまいし、常に債権と債務を同時に換算をしないかというところでございまして、この差し引き勘定だけが差益または差損になるというところだけをちょっとつけ加えさせていただきます。

○渡辺武君 それはおっしゃるとおり私もそのつもりで伺っているんです。つまり、債権、債務を差し引いた債務超過の場合ですね、為替差益が出るのに、計算上それが出ないというふうな計算することもできる。それから差損の場合、いまおっしゃったとおり、決算日の為替相場で円換算してもいいし、あるいはまた債権の取得時ですね、発生時の為替相場で円換算してもいいということになっている。企業としては当然損が出ればこれは損だと言って計上して、そうして税金はまけてもらおうという立場に立つのはこれは当然のことだと思っております。だとすれば、どちらでも自由だということならば、まさに切り上げられた円、決算日の為替相場で計算をして、そうして為替差損を計上するということになるんじゃないでしょうか。そうしますとどういうことになります。一方では為替差益が出ても出ないというふうな会計上処理をして税金をのがれることができる、他方では為替差損が出る、出たらそれはたちまちのうちに計上して、そして税金をのがれることができる。私はこれは大企業に対するたいへんな優遇措置だと思っております。

先ほど来議論になっておりますように、所得税についてはどうですか。今度、課税最低限が上がった上がったというけれども、四大家族で百万円程度、生活費に食い込んでいます所得税ですよ。特に住民税の均等割りなんというものは、これはたいへんな重税だ。ところが、一方で円の切り上げという、企業にとっては何の苦勞も要らなかった間

題、これでは為替差益が出ても税金がかからないような仕組みの通達が出ています。差損が出れば、これはたちまちのうちに差損を計上して、これまた税金を払わなくても済むような、そういう通達です。大蔵省から出されている。大企業優遇と言っているじゃないですか。

さて、その点についてさらに伺いたいんですが、けれども、もし会計上大きな損失が出たというような場合、税金の還付とか、あるいはまた損の繰り延べとかいうような措置が現在認められていると思えますけれども、この為替差損が出た場合にも同じような措置をとるわけでしょうか、どうでしょう。

○説明員(江口健司君) 今回の企業会計審議会の意見によりますと——これは私どもも同意見でございますが、先ほど御披露しましたような、いろいろな事情を勘案して取捨選択する道を残してございまして、損の繰り延べといったようなことは今回は認めないということにしております。なお、今回はあくまでも——企業会計審議会でも意識をしておりますし、私どもも意識をしておりますのでございまして、私どもも暫定的な事態に對処する暫定的な取り扱いであるということになっております。審議会の意見でも、各国通貨の平価の変更等が行なわれた場合の会計処理につきましては別途検討して、最終的な結論を出したい、こういうふうな方向をとりますので、とりあえず決算期が逐次毎月、毎月出てくる企業がございまして、私どもは審議会の意見をそのまま取り入れるという形において暫定的な手当てをしたという事情があるわけでございます。

○渡辺武君 為替差損が一時に非常にたくさん出るといふ場合も想定されるわけですが、これは企業によつていろいろ違ひますからね。そうしますと、いま御答弁では、損の繰り延べは認めないという御趣旨の御答弁があったと思ひますけれども、一時に大量の損失が出てその繰り延べは認めないということですか。それからまた、税の還付についてはどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 一般的に今回の通貨調整の問題につきましては、ただいま直税部長から御答弁いたしましたように、企業会計審議会のほうの立てられました意見というものが非常に流動的でございます。このように流動的な意見が出されたのは、ただいまちょっと触れておりましたように、現在の為替問題の状態が非常に固定的にきまつたということではなくて、経過的であり、内容的にも流動的であるということ、三つの原則のどれをとつてもよろしいということになったわけでございます。

そこで、私どものほうとして、今度税制としてそれをどう受けるかという問題でございますが、税制としてはあくまでも企業会計審議会の意見にのつて一応処理するということにございまして、そこで次にいま御質問がございました繰り延べ、繰り戻しの問題をどうするかということはいろいろ検討をいたしました。いたしましたのが、非常に輸出に依存度が高い企業で、特に中小企業の場合については集中的に損が発生する場合がございまして、この場合には現行の制度だけで処理するというのは手ぬるいという感じがございまして、今回法案を用意いたしました。租税特別措置法によりまして、現在の欠損金を繰り戻す期間を、一年になっておりますのを、特に特定の企業——中小企業だけでございまして、特定の場合に限りまして三年に繰り戻すということをするというところで、そのような法案を用意いたしました。現在国会に提出してございまして、それはしかし特定の中小企業だけでございまして。

一般的にどうするかということにつきましては、会計処理自体が、このようにきわめて流動的でございます。まあかなり企業に自由が認められておりますので、企業のいろいろな判断から、いろいろな形の処理が可能であるという状態でございます。それから、税制の上におきまして、それを特例的に繰り戻し期間を長くするとか、あるいは繰り延べ期間を現行よりも長くする必要があるというものであろう、現段階ではないであらうというところと、一般法人については何ら特別措置をとらないというところにしておるわけでございます。

○渡辺武君 ただいままでは長期資産、負債の場合について何々なんですが、短期の資産、負債の場合にはどうなりましたか。たとえば、短期負債が超過したというふうな場合ですね、これは発生時で換算するの、それともまた決算時で円換算をして計算するの、それともどちらでも自由ということになるのか、その点を伺います。

○説明員(江口健司君) 短期のものにつきましては、原則は決算日の為替相場によつて換算をするというところにならうかと思ひますが、ただし、長期のもの、債権、債務と、短期のもの、債権、債務を、ともにすべて発生主義でもってやる場合には、それも認めるという形になっております。

○渡辺武君 そうしますと、やはり長期資産、負債の場合と同じように、短期の場合でも為替差益が出ても、これは発生時の相場で計算をして利益が出ないというふうな計算をすることができ、それからまた資産超過の場合には、決算時の為替相場で計算をして損失が出たというところで、課税をそれだけ免れることができるという仕組みになっているんじゃないですか。これも大企業が非常に多いわけですが、これまたやはり大企業優遇ということに私はなると思ふ。その点どうでしょう。

○説明員(大谷邦夫君) ただいまいろいろ御質問がありました。そのもとでは企業会計審議会の意見にあるわけでございますので、一言つけ加えさせていただきます。

御存じのとおり、八月末変動為替相場になりました。これは日々その為替相場が動くということでございます。したがって、たとえば九月末に差益が出るといたしましても、翌期三月末になりますと、あるいは損が出るかもしれせん。要するに長期の債権、債務というのは、長期にわたつて実現するわけでございますから、それを一時期において換算することはかえつていいかかと、かえつて損益を不安定にするのではないかと

いう趣旨で、審議会の意見がまとめられたわけでございます。このようないやうな方は諸外国におきましては通常とられておる方法でございます。ただ、わが国におきましては、従来三百六十円というのが非常に基準相場として確立しておりましたので、こういう問題は出ていなかったわけでございます。たまたま八月に従来の固定相場制から変動相場制に移つたというののためにこの問題が生じたわけでございます。

で、ただいま御質問の点でございますが、短期の債権、債務は決算日で換算するのが基本でございますが、ただ長期の債権、債務と合わせまして——これは商法との関連もありまして、長期の債権、債務を発生時でやる場合には、それでもよろしいという取り扱いになっておりますが、しかしこれは、短期の債権、債務でございまして、その一年以内に実現するわけでございます。そのときに当然益なり損なりの計上をされるわけでございます。これはずつと先に持ち越されるというものでございせんので、念のためにつけ加えさせていただきます。

○渡辺武君 ずつと先に持ち越されないから、これは短期と言っているんでしょう。ですから、私は先ほど申し上げたとおりの計算方法になつていないんじゃないですか。この短期の負債超過の場合には発生時で換算してよろしいと、単刀直入に言へばそういうことになつていまして、短期の資産超過については決算時で換算してよろしい。つまり別のことはで言へば、短期の資産、負債について為替差益が出ても、帳簿上これは発生時で換算して、出ないというふうな表現することができると、資産超過については決算時で換算して損が出たというのをはつきり出すことができる。まあ、そういう企業もあるかも知れませんが、しかし、そういうこともできるということなんでしよう。

○説明員(大谷邦夫君) はい。基本的にはそうなると思ひます。ただ、まあやり方は三つの方法がございまして、それをどういう方法をとります

かは企業の判断でございすので、渡辺委員の言われましたように、どういふ結果になるか、その決算日を見ないと、われわれとしましては掌握できないわけでございます。

○渡辺武君 税金が余分にかかつて、かかったほうがいなんて考へている企業はどこにもないです。だから三つの方法のうちどれをとつてもいいといへば、これは利益はできるだけ出さないように、損はできるだけ出るようにと計算するのは、これは当然のことです。

それで、私の質問に先立つて問題にしました八月末のあの輸出前受け金ですね。あれでばく大な為替差益の出る企業、銀行はたくさんあると思ひますけれども、この輸出前受け金などは、これはどういふことになりますか。利益ですね。

○説明員(大谷邦夫君) こういうふうに理解されます。輸出前受け金というときは、すでに円にかわつて入つてくるので、円でございすから特に差益は生じないと思ひますが、その入つてきたところでは、そういうことじゃございせんでしようか。

○渡辺武君 これはまことに奇妙な御答弁をいただきましたがね。輸出前受け金というのはドルで入つてくるんですよ。それを為替市場で売つて円にかへるんですよ。ですから輸出前受け金の場合、これは一種の短期債務ということになるんじゃないですか、外貨建てのね。どうですか。

○説明員(大谷邦夫君) 輸出前受け金と申しますのは、すでに円に換算されておりますので、輸出前受け金といわれていると思ひますが……。

○渡辺武君 ここに国際金融局長がちょうどおられますから、これはどうですか。外貨建ての債務になるんじゃないですか、輸出前受けでドルを入れた企業は。

○説明員(垣水孝一君) 技術的なことでございすので私から御答弁させていただきます。

輸出前受け金と申しますのは、結局本来の輸出前受け金でございす、それは物を引き渡すことに對して金を受け取るわけにございすから、

金を受け取つた段階ではすでに残つてゐる債務と申しますのは、物の引き渡し債務でございまして、金銭債権、債務とは直接関係がなくなるわけにございす。したがつて、前受け金の段階でドルが入つてまいりまして、その段階で三百六十円なりというレートで換算されてしまひますと、もう現実の問題としましては、物の引き渡し債務だけが残り、通達におきましても金銭債権、債務から除外する前渡し金及び前受け金ということとで、物品の売買等に直接関連します前渡し金、前受け金は換算の対象から除外してゐるわけにございす。

○渡辺武君 一応の御説明ありましたけれどもね、つまりいま御説明のあつたのは、輸出前受けでドルを送つてもらつた。しかし、これはやがて標準決済方式によれば、一年以内に輸出をするといふことが前提条件での前受けなんですね。だから、いづれ一年以内に輸出されるであらうといふことを予想しての御答弁だと思ひますが、どうですか。

○説明員(垣水孝一君) そのとおりでございす。

○渡辺武君 そうしますと、問題は、八月の中旬から下旬にかけては、先ほど言ひました十四億二千万ドルという短期間には、大きなドルが輸出前受け金として入つてきた。これは私どもは、正常な輸出前受けではないと考へてゐる。全部そうだとはいへませんけれども、そのうちの大部分はこれはスベキレーションのために入つてきたものだと考へてゐる。つまり標準決済方式で一年以内に輸出が必ずなされるなんといふことはどう考へられぬ。こういうものはどういふふう

に処理しますか。

○説明員(垣水孝一君) 通達では、外貨建ての売買取引に關して支払つた前渡し金または収入した前受け金で、資産の売買代金に充てられることが明らかであるものについては、換算の対象にしないといふことではつきり限定をいたしてござい

す。

て、もしもいま先生のおつしやいましたように、前受け金という名目で別の、たとえば実質的に借り入れ金であつたといふような場合が判明いたしましたれば、それはその他の本来換算すべき金銭債務が決算日の為替相場で換算されておりますれば、その前受け金は、税務の技術的なことばで申し上げますと、前受け金を否認いたしましたして、借り入れ金なら借り入れ金という形にいたしまして、借入金を計上して更正する、これがたてまえでございす。

○渡辺武君 差損を計上すると言われましたけれどもね……。

○説明員(垣水孝一君) 差益でございす。失礼いたしました。

○渡辺武君 ところがね、先ほどの御答弁によりますと、短期債務の超過の場合は発生時で換算してもよろしいといふことになつてゐるでしよう。ですから、決算時で換算するか、発生時で換算するか、これは企業の自由になかされてゐるのじゃないですか、どうですか。

○説明員(垣水孝一君) 御質問の仰せのとおりでございまして、もし他の金銭債権、債務が、他の短期金銭債権、債務が取得日の相場のままといふことになりますと、そういうことになります。ほかのものを決算日でいたしますれば、それと同じような取り扱ひをするといふこととございす。

○渡辺武君 そうしますと、あの段階でばく大なスベキレーションをやつて大きな為替差益をふところに入れた商社や銀行は、これはそれがスベキレーションである限りにおいては、ふところに入れた為替差益は計上しないで済むといふことになつてしまふ。税金はのがれることができる。一体こんな政策は、何と言つたらいいんですか、一方で所得税、働く国民に對しては重い税金をかけておきながら、他方であんなべらぼうなスベキレーションをやつた人たちに税金がかからぬ。これも済むような通達出ているじゃないですか。これは税務次官どういふふうにお考へですか。税負担の不公平もはなだしいじゃないですか。

か。

○政府委員(船田謙君) ただいま渡辺委員の御質問の中にありましたいわゆる輸出前受け金につきましては、一年これから先行きを見ていつて、その事実がなかつた、あるいは不当なるキャンセル等によつて、これは明らかにスベキレーションであつたといふ前提のもとに立たせまして御議論されてゐるわけにございす、すべてのものがそうであるといふわけのほうで、いまの段階において断定いたしかねますから、したがつて、先ほど江口直税部長が申しましたような、企業会計審議会の御答申に沿つた通達で当面はやつていくほかはないのではないかと、私は考へております。

○委員(前田佳都男君) ちょっと速記をとめて。

○委員(前田佳都男君) 速記を起こして。

○渡辺武君 そういう御答弁があるかと思つたからこの質問に先立つて立ち入り検査の結果を伺つたのです。

政務次官も聞きになつておられたと思ひますけれども、A行A店の場合、立ち入り検査をして調べた金額の中で七一・三%、これが疑わしいとして為替検査官がチェックをした。それからまたB行B店は六〇・六%、D行C店に至つては九七%、ほとんど全部が疑わしいといつてチェックされた。こういう結果がはつきりと出ているのです。それは確かに標準決済方式によれば、これは一年たつてみてほんとうに輸出が行なわれたかどうかその結果を見なきゃわからぬと、これも答弁の一種ですよ。しかし、あまりにも無責任な答弁じゃないでしょうか。こういう人たちに税金のがれの余地をちゃんと通達で出している、大蔵省。そして、一方で——いままで各委員が口をすっぱくして追及しておられた、何でも所得者層優先の減税をやらないのかと。何でもこんな政策をおとりになるのです。どうですか。

○政府委員(船田謙君) 渡辺先生の御指摘になり

ました、大蔵省が立ち入り検査をいたしましたたとえは外為銀行のD行。店というにおいては、記載が不備なもの金銭的な割合が九七%であるというお話につきましては、先ほど米国税局の者に計算いたさせまして、ほぼ同様でございます。ただ、この記載が不備であるということが、すなわち法に照らしまして必ず不法なりということを言いつけるものではございませんで、商習慣として従来から多少はあったのではないかとしような考え方から、さらに精査をする必要はもろろございませうけれども、この場におきましてこれが不正であるということは言い切れないのではないかと、こう考えております。

○渡辺武君　そういうことを伺っているんじゃないです。このスベキエレーションの問題を含め、それからまた、一番最初御報告いただいたように、石油会社の場合には五社で千二百十六億円の債務超過がある。円を切り上げられれば、これは当然に為替差益が出てくる。これを為替差益を計上しなくていいというように、この通達にはっきりと書いてみればうたっているように計算してよろしいし、あるいは計上しないように計算してもよろしい、これは企業の自由だと、こういうことになっているんだから、企業の立場とすれば、差益が出たって、それを出したら税金がかかってきますから、差益が出ないようには計算いたしますよ。それは当然のことです。何でこんな大企業に特別な優遇措置を講じて、何で低額所得者に減税やらないのかと言っているのです。私は、どうですか、その点。

○政府委員(高木文雄君)　この通達は国税庁長官が出されている通達でございますから、私から答弁するのは必ずしも適当でないと思いますが、ただいまの御指摘の点については、まず現在の法人税の扱いといたしましては、大部分の点におきまして企業会計原則というものを考えて、そこで企業会計原則の上に立って法人の経理に乗って処理をする、こういうのを第一原則にしていることは

よく御存じのとおりでございます。

そこで、今回の為替相場の変動幅制限停止ということになった場合にどうなるかということにつきましては、当然にまずもって企業会計上それをどう処理するかということでございませう。企業会計上どう処理するかということは、これは税金がふえるとか減るとかという問題が非常に重大な関心事ではございますが、それ以外に、それは一種の結果のようなものでございまして、企業会計自体としてどうあるべきか、そこにいろいろの債権者、債務者あるいは株主、いろいろの關係がございませう。

そこで商法学的な立場、それから会計学的な立場、それぞれの方々のお集まりの場でありませう。その企業会計審議会においていろいろ議論されたわけでございます。私自身企業会計審議会にはお世話役でございますが、幹事という立場で参画させていただいておりますが、主体は商法学者と企業会計学者の間で議論されているわけでございます。企業会計学者、商法学者が各方面から意見も聞かれました、このような三つの選択を認められまして、そのことは私も私としては、確かに重大関心事でございませう。企業側に自由があるというところは、ある意味においては、その結果として、企業としては一面なるべく税は納めたくないという気持ちがあることは事実でございます。ところが、結果として税収に影響があるということで、私も私としても非常に重大関心事であるわけでございます。しかしあくまで、私も私は私どもの立場はございませうけれども、あくまで従来から企業会計審議会の意見というものを尊重して、その上に立って税務会計も処理するという長い伝統の上に立って今日までやってきておりますので、私も私も私も意に意見は申し述べてきてはおりますけれども、一応商法学者、会計学者の御意見に従ってこういう結論が出ました。それに基づいて国税庁長官はそれに乗って処理すべしという指導通達を出しているわけでございます。

で、いまの点でございますが、企業としてはそれ

れに対してどういふ決算態度をとるかということについては、私も私も非常に重大関心事でございませう。当四十六年度の歳入見積りとして、御存じのように二千九百億円の減収を見込んで補正予算を御審議をお願いしたわけでございますが、その程度で済むかどうかということは、この原則に従って各企業が第一、第二、第三のどういふ原則を選んで企業経理をするか、決算を出すかということによって違ってくるわけでありまして、非常に強い関心を持つておられるわけでございますが、それから、損を出す企業は全部それじゃ損を出していかうと、どうも必ずしも私も私も私も新聞等でまだ見ている程度でございませうけれども、すべての企業が為替差損をどんどん出してきているというふうではないようでございます。

損を出して行くということは、言いかえまして、これはいわば配当ができないということになつてくるわけでございますので、配当ができないというところは、企業としても非常に大問題でございませう。資金調達その他の面において非常に大問題でございませうので、それぞれの企業の経理の角度あるいは別の経営全体の角度から、企業の責任者がどういふ決算態度をおとりにするかは非常に違つてございませうが、かなり大きな差損を出している、差損が実態としてはあるんだという企業の場合にも、配当政策との関係上差損をべに計上するということは必ずしもやらないようでございます。そういう企業も多いようでございます。

しかし、そこらは、まだ私どものほうに、というよりは税務署なり、国税局に申告書が出ておりませんから、まだわかりませんのでありますけれども、決してこれは、いまおっしゃいますような意味で、つまり、非常に重大な関心事であり、心配はしておるわけでありまして、何か意図的にそうしているということではなしに、万事企業会計の原則というものの上に乗っておる、その専門家の御意見の上に乗っておることであるということだけを申し上げておきたいと思ひます。

○渡辺武君　最後に一言だけ。いまの御答弁を伺っていますと、私は責任者としてはひきょうな答弁だと思ひます。責任は企業会計審議会に全部なすりつけ、あとは企業の誠意に、いってみれば依存するというふうな――しかし、この通達は国税庁長官の名前で出している通達です。責任はやはり大蔵省が負うべきです。企業会計審議会がどういふことをきめたから、私も私もそれを尊重する以外にない。そんなばかな答弁あります。か。こういう税の不公平をやっている、だから国民は納得しないんです。その点をあなたの方よく考えていただきたい。そしてこの中小企業に対する減税は当然のことだけれども、大企業について為替差益がたぐさん出る。それについては特別な課税方法を考へて、これを適切に徴収に吸収すべきだと思ひます。そしてこれを減税財源に回すべきだ、大衆の払ふ税金の減税財源に回すべきだと思ひます。その点について大蔵省の責任ある答弁を伺いたい。

それからもう一つ、この通達は私は税法違反だと思ひます。この通達が税法の何条に基づいて出された通達なのか、これを参考までに承りたいと思ひます。

○説明員(江口健司君)　企業会計審議会の議論等を経まして、私も私も私も法人税法の二十二条四項にございませう。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によるものであるというふうな判断をいたしまして、法人税法二十二条に基づいてこの通達を出したわけでございます。

○政府委員(高木文雄君)　先ほどおしかりがございましたが、るる申しましたように、現在の法人税の前提となります損益のたてまえというものは、企業会計の上に立っているという考え方をとっております。そこで、そのことについていろいろ御批判があるかもしれませんが、しかし、税務というものの一つの限界と申しますか、どういふ立場をとるべきかというところは非常にむずかしいことでございますが、まず企業としては、税務の問題も重要な問題でございますが、同時にまた

企業経理自体の問題、債権者の問題、株主の問題、いろいろあるわけでございまして、それらを総合して、まあいわば長年の伝統的な企業会計のものの考え方がありまして、その企業会計のものの考え方と、税務の考え方はしばしばいろいろな点で衝突する場合もあるわけでございまして、絶対に企業会計の原則の上に例外はつくれないのだというところではございせん。そういうことではございせんけれども、大筋としては、企業会計の上に乘っているということではございまして、その前提については、私どもとしては、いろいろ御意見はございまして、従来もそうでございまして、今後ともその大前提だけは動かさないというところのたてまえをとってまいりたいと思ひます。

ただし、いろいろ別の角度で、全く別の角度で、税法上の公平の原則という立場から別のこととを考へるという御意見については、それはまたそれでの当然の考へでございまして、私どももそういう考へ方を持っておりますので、たとえば、先ほどの差益の問題につきましても、今後とも引き続きいろいろ研究してまいりたいというふうに考へております。

○委員長(前田佳都男君) 午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、「所得税法の一部を改正する法律案」及び「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案」を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 今回のこの農業共済再保険の問題で若干質問したいと思ひますが、まず第一にお

伺いをするのは、過去の実績を見ますと、昭和二十二年、三年、この両年度においては、歳入不足を繰り入れ金でまかなつて処理をしておるわけですが、さらに、今回のようにこの法律で処理する、そういうものは過去に九回というものがあつたんですね。これは四十一年度までですから。これは二とありあるようですが、その判断はどういうところによるんでしょいかね。その見解をひとつお聞かせを願ひたい。

○政府委員(吉瀬維哉君) この判断でございまして、まあ大体保険勘定でございまして、長期的には掛け金と均衡するというような形におさまることが普通でございまして、異常な災害が発生する場合に、通常の場合にはまあ基金勘定その他の取りくずしのできるわけでございまして、一般会計から繰り入れ金を特に通常の掛け金負担のほかに計上いたしまして、保険収支上異常のないようにしようとするという形の判断というものは、一般会計からの繰り入れ金を、今回は非常に異常な災害が発生した、こういう判断のもとに繰り入れました。ただし、提案理由の補足説明で申し上げましたとおり、将来農業勘定に剰余ができましたときには弁済していただく、こういうふうにしております。

○戸田菊雄君 おおむね被害額といひますか、共済金支払い額といひますか、その辺の限界線はあるわけですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 特に限界線ということでは、金額的にきめてあるわけではございせんが、やはりこの会計の運営上多額の再保険金の支払いを要するという判断でございまして、非常に微細なる金額でございまして繰り入れその他でつなぐこともできるわけでありまして、相当多額の金額に及びますと、金利負担その他相当多額にのぼりますし、また再保険金の支払い金の問題もからみまして、やはり財源を付与して払つてもらう、こういう形になるわけでございまして。

○戸田菊雄君 私の考へとしては、今回のように法律処理で一般会計からそういうことでやるのが

当然じゃないかと思ひます。借り入れ金の場合ですとね、利子がかつたりその後の事態が共済組合の負担増、こういうことに結ばれてくるような気がするのです。ですからそういう意味合いでは、この処理方式としては今回法律に基づいてやったほうがいいと思ひますが、ただ特別会計法第八条には制度上そういう借り入れ金処理もできると、こういうことになっておりますから、こういう制度の改廃はどうでしよ、考へ方としては。

○政府委員(吉瀬維哉君) 先生のおっしゃいましたとおり、異常な災害に伴う財政処理、これは国会の御審議を得まして特別法をつくりまして繰り入れるという、こういう処理がよろしいと思ひております。ただ、借り入れ金の規定も、現在いろいろな事態も場合によつては予想されますので、このまま残しておいて、事態に応じて判断していきたい。原則としては先生おっしゃるよう、特別異例のときには繰り入れ法をつくつて一般会計から入れる、こういうことではないと思ひます。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、非常に日本は災害発生が多いですね、ですから当然予防措置といふものが十分なされてしかるべきだと思ひますが、そういうような防災予算、これは大体どのくらい四十六年度でとつておられますか、ちよつと調査をする余裕がなかったものですから、その内容について説明を願ひたい。

○政府委員(吉瀬維哉君) 手元にデータがございせんので、後はど御説明をいたしたいと思ひます。あるいは後はど資料で提出いたしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 いずれ機会があつたら承りたいと思ひますが、きよはは時間がありませんから深く問ひません。

ただ、問題は四十四年度と、私の記憶では防災予算ことに気象庁関係個所の予算といふものは大副に削減をされて、年々減少の傾向にあるわけですね。たとえば一つの例ですけれども、いま気象

庁につとめておる技術者の関係を見ましても、これは具体的にあとで問題やりますけれども、非常に賃金も低いんですね、いる人はどういふ人かといふと、たいがい学者に匹敵する一級品の技術者です。そういう人が保身にもなれないでいるわけですね。きわめて冷遇の位置に甘んじている。あるいは地域的に勤務地も悪いわけですね。それはみさきとか、離島とか、そういうところに行つてゐるのです。これはいづれ触れられなければならない。だからどうしても気象通報というものはお粗末になつてしまふ。大体いまの佐藤内閣と同じで、言つたことの裏を行けばいいというのが気象通報のあり方ですから、そのくらい信用されないんですね。しかし当該者に聞いてみますと、たとえば、長期予報で十月中旬以降は大体快晴になるだろう、晴れるだろうということになりますと、その辺を見当にして家を建てたりいろいろな計画を入れるわけです。あるいは引越しか。ところが、そういうものが全く期待はずれになつてしまふ、そういうものと考へられるのは当該職員だけ。どんだん電話がいつてやられるので、そういういじめな状況にあるわけです。

ですから、こういう点については国策としてひとつ重点的に今後そういう防災体制というものを確立していく必要があるのではないか、特に金を出すほうは大蔵省が担当なんですから、そういう意味での要望を私はこの際申し上げておきたいと思ひますが、そういうやはり被害救済を含めてむしろ予防措置ですね、もつと力を入れるべきじゃないか、さしたつて気象通報が正確に行なわれるように、そういう機構、待遇、各般の問題についてももつと整備をしていく必要があるんじゃないか、こういうふうには考へますが、その辺の見解はどうですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) たしか御質問の趣旨のとおり、最近の気象予報は、特に御指摘がございましたが、四十五、六年度はいま手元に数字がなくて非常に恐縮でございまして、私の記憶によりますと相当防災対策、特に防災気象関係の予算は

増加しているつもりでございます。ただ、最近の
一つの傾向といたしまして、定点観測その他の充
実によりまして、台風予報、これにつきましても
相当予報技術は進歩してきておりますが、局地災
害でございますね。特に集中豪雨などを中心とい
たしました局地災害、これが大きな問題となつて
いるわけですね。これに對しましては、たとえば観
測地点、まあ無人ロボット化による急速なる拡充
とか、いまおっしゃいました各気象台、測候所、
こゝろ関係の相互のネットワークの整備という
ようなことに力を尽くしていきたい。もちろん、
瞬発的に、局地的に起こる災害でございますの
で、なかなか、そういうネットワークを広げまし
ても、問題が残りますが、そういう点は、さらに
気象衛星とか——これは大きな計画でございま
して、まだ慎重に検討しなければいけないんでござ
います、そういう点に、さらに力を尽くしてい
きたい、こう考えております。

○戸田菊雄君 ぜひ、そういう点は今後とも検討
していただきたいと思ふんです。

次に、大蔵省からいただいた資料があるわけ
ですけれども、これは「昭和四十六年産農作物、蚕
繭共済の都道府県別支払再保険金見込額等調（そ
の二）」、これがあるわけですが、この掲載数字は
確定と見てよろしゅうございませうか。大蔵省、ど
うですか。

○政府委員（吉瀬維哉君） 計数はまだ最終的には
確定してない、こう考えております。ほほ、
大体この見込みであると思ひます。

○戸田菊雄君 あくまでもこれは参考と見ていい
わけですね、確定じゃないけれども、概数と。

○政府委員（吉瀬維哉君） さようでございます。
○戸田菊雄君 これは最終的に、支払い共済金な
り、支払い再保険金、これはいつごろ決定されま
しょうか。並びに、その支払い措置、この時期的
な見通しですね、その辺もあわせてひとつ。

○政府委員（小暮光美君） 水稲につきましては、
東日本におきましては、年内に実際の被害農家に
共済金が渡るようなところまで事務を進めるよう

に準備をいたしております。西日本は、御承知の
ように、作柄の査定がおくれますから、例年、西
日本について金額が確定いたしますのは二月ごろ
になります、大勢は、東日本の年内のものがか
たまりますと、大体、全体の姿は、大筋ではかた
まります。

○戸田菊雄君 まあ具体的にお伺いしてまいりた
いと思ふんですが、今回の共済対象の農産物は、
これも大蔵省の資料だと思ひましたけれども、水
稲、陸稲、麦、それから繭、これは春、夏、秋を
含めましてですね、等々にあるわけですが、たと
えば北海道、東北は、これは春口から非常に冷
害ないし霜害、こゝろ各般の被害を多く受けて
いるわけですね。ですから、宮城県の場合にいま
すと、奥羽山脈の蔵王、この山腹地帯でござい
ますが、そういうところは、主として果樹——桃、ナ
シ、ブドウ、こゝろいう産地と、それから水稲と
いっても、すべて単作地帯ですから、そういうこ
とになりますと、霜害や冷害で果樹は全滅。おま
けに、現在刈り取りが終わって、水稲反収は約三
割以上、平均二割くらいまでいっているわけだ
すね。きょうは農政問題に触れませんが、この
の農政全般を通じて考えますという、一方で
米価据置きでございまして、減反でございまして、
ことしの減反は二割強ですからね。そういうこと
になりますと、農政局で検討されましたように、
二割以上の被害、そういうものに対しての保険、
補償ですね、こゝろいうことになっているよう
だけれども、非常に農村は、家計そのものが食えな
い、こゝろいう苦しい状況に追いやられている。
ですから、宮城県の一例でございしても、登米郡
というところがあります、これは米の生産地
で、米どころですがね、こゝろいうところで、一戸
平均が大体八反歩ないし一町歩です。その荒収入
が金額にして七十万、家族平均が七名です。荒収
入で七十万ですから、現金では五十万円見当、こ
れで七人の生活をやっている、こゝろいうんですから、
農家収入で生活できない、こゝろいうことはもう決定的
なんです。これは農政全般の問題にかかわる問

題ですから、この保険と直接はきょうは関係ない
かもしれませんが、こゝろいう意味合いから考えま
すと、この冷害、霜害、そして今度は水稲の
減収、こゝろいうことになっていきますから、この
みじめな生活度合いというものは、とてもことば
では言い尽くせないような、こゝろいう状況になっ
ておるわけですね。ですから、少なくとも共済保険
での救済措置というものは、もつと、あれです
ね、高額選択ができるように、こゝろいう方向での
検討があつてしかるべきじゃないかと思ふんです
が、その辺の見解はどうでございませう。

○政府委員（小暮光美君） 御指摘のように、同一
地域がいろいろな災害を連年受けますような場合
には、非常に苦しい状況になるわけでございます
が、これにつきましても、農災制度のほかに、必
要に応じ、災害融資その他の措置もあわせて対策
を講ずるようにならねばならない、こゝろいう考
え方をしております。水稲共済に關しましての補てん
のあり方につきましては、私どもも毎年、生産者が
できるだけ被害の実態に應じ、適切な共済金額を
選択するようには指導いたしてまいっております。
御承知のように、掛け金に対する国庫補助もかな
り高率のものをこれに用意いたしております。最
近、五年間あたりの趨勢を見ますと、昭和四十
二年当時、水稲の最高限度額に對して、生産者が
選択いたしましたものの平均は、最高限に對しま
して六六%でございまして、その後年々上がつて
まいりまして、四十六年は最高限に對して八二・
五%。水稲の場合最高を選びますと、おおむね六
三%程度の補てんになるわけでございます。本年
は、おおむね五割程度、五割ちょっと切る程度で
ございまして、その程度の補てん率になるような共
済の仕組みに相なっております。

○戸田菊雄君 この損害の評価技術の問題です
が、これは積算基礎といひますか、こゝろいうふう
になつていまいしょうか。

○政府委員（小暮光美君） 三割以上の被害があつ
たというふうに、被害農家が共済組合に届け出る
形をとつておるわけでございます。被害農家から

三割以上の被害があるというふうに届け出がござ
いますと、末端の共済組合がこれについて現地調
査をいたすわけでございます。一応、一般の場合
には、検見というところで関係者が集まって圃場を
見るといふことで見当をつけるわけでございます
が、要所要所については、さらに坪刈りという形
でこれをチェックする形で、全部坪刈りするわけ
にはいきませんから、検見を中心にして、三割以
上の被害があつたという申し出のあつた圃場につ
いては、一筆ごとにこれを検見によつて確認す
る、こゝろいうことをいたしております。

○戸田菊雄君 水稲関係の被害総額はどのくらい
なのか、あるいは陸稲、麦、繭、この対象農作物
の品目ごとにわかれば、教えていただきたい。
○政府委員（小暮光美君） 年初から、御承知のよ
うにさまざま、陸稲についての干害、麦につ
いての雨害、あるいは春の養蚕についての凍霜害
がございまして、全部を申し上げますとあれでござ
います、当面問題になつております冷害の關係
で申し上げますと、冷害による水稲の被害が九百
三十四億円というふうに公表されております。そ
のほか冷害によつてな陸稲あるいはその他の
雑穀類にも被害がございまして、冷害による作物被
害は千三百三十三億、うちいま申しましたように
水稲が九百三十四億ということに相なつておりま
す。

○戸田菊雄君 繭はどうでございしょうか。
○政府委員（小暮光美君） それじゃ年初来の被害
をちよつとできるだけ簡潔に申し上げますと、四
十六年に入りましてから四月中旬から五月上旬の
降霜、低温災害によりまして果樹、桑、野菜等を
中心に約八十四億円の被害がございまして、それか
ら、梅雨前線等の豪雨の關係で六月初めから七月
下旬にかけて東北、中国、九州、それから七月上
旬に台風十三号、関東、東海、七月上旬から中旬
にかけて雷雨を伴った降ひより、これらを合わせ
まして作物被害が百二十一億円でございます。そ
れから台風十九号の關係で——八月の五日から六
日にかけての台風でございまして、作物被害百九

十八億円、それから台風二十三号の關係で——これは八月の下旬でございますが、作物被害が三百五十八億円、それから先ほど申しました冷害の数字になるわけでございます。

○戸田菊雄君 いまの被害総額は確定と見てよろしゅうございませうか。

○政府委員(小暮光美君) それぞれの時点において天災融資等の発動いたしました際の基礎数字でございます。

○戸田菊雄君 現地に行つて私はじかに当たつてみたのですが、それによりますと、宮城県の場合ですけれども、支払い共済金が十一億一千七百七十四万二千円、支払い再保険金が四億五千四百三十三万三千円、こうなつておるのですが、大体この倍になつておるのですね。ですから、相当隔たりがあるように感じますが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(小暮光美君) 倍とおっしゃるのは何と何が倍ですか。

○戸田菊雄君 支払い共済金で二十二億円となつておりますが、これが十一億ですね、大蔵省の四十六年度の「再保険金見込額等調」。

○政府委員(小暮光美君) 現在東北につきましましては、なお支払い共済金額が調査中でございますからまだ確定いたしておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、現在の水稻共済ではおおむね五割前後の補てん率にことしの場合なつておりますから、支払われます共済金額の見込み額、それから水稻の被害といふことで把握されております金額とがほぼ二対一に相なるであらうと思ひます。

○戸田菊雄君 最終的に決定される時期はいつごろですか。

○政府委員(小暮光美君) 東北の場合は十二月の中旬になるであらうと思ひます。

○戸田菊雄君 年内と理解してよろしいですね。

○政府委員(小暮光美君) 先ほど申しましたように、年内に被害農家に渡りますことを私どもの事務の目標といたしております。

○戸田菊雄君 共済保険料率についてどういふ算定でやられるからととお伺ひしておきたい。

○政府委員(小暮光美君) 現在の水稻共済は、過去二十年間の被害の状況から、それぞれの予想されます被害率を算定いたしましたして、それがそれぞれの共済組合ごとにきまつておるわけでございませう。この被害率を一方に置き、かたがた先ほどお聞ひして出ましたけれども、そのときの米価に對しておおむね九割程度のものが付保いたします率の最高限になります。それからさらに下のほうで幾つかの選択の余地がございませう。どの共済金額を選ぶかといふことと、それぞれその地域についてきまつております、示されておりますものの被害率、この両者から掛け金が具体的に算定されるわけでございます。

○戸田菊雄君 水稻の場合ですけれども、大体一キログラム保険料が四十円から百二十円、この間で査定をされるようですね。その判断はどういふ判断によるのですか、たとえば、百円以上適用とか、あるいは二けた適用とかいろいろあると思ひますが、どういふ判断で。

○政府委員(小暮光美君) ことしの場合、五十円から百二十円までの最高金額の選択が認められておるわけでございますが、これを生産者があらかじめ選択するわけでございませう。その生産者があらかじめ選択しましたらば付保金額、それと被害率からそれぞれの生産者ごとの掛け金がきまるわけでございます。

○戸田菊雄君 したがつて、農業災害補償制度及び果樹保険制度の機構と予算の仕組みについて、これは農林省のあれですが、いま、指導としては、先ほど私が指摘をしましたように、高額選択で大体いつているのじゃないかと思ひますがね、農林省の指導は、そういう指導のために一応都道府県知事ですね、これに對して共済団体の指導監督、こういうことで九千三百五十一万八千円年間やられておるわけですが、これは内容としてはどういふ指導が重点ですか。

○政府委員(小暮光美君) 水稻共済制度は、御承

知のように、末端に共済組合がございませう。ほかに、国が特別会計の再保険をするという形でございませう。いわば国の事務の一部のようなものが水稻共済という形で行なわれている事情でございませう。この關係の都道府県が組合を指導いたしますための経費を國費で一部見ておるといふ形になります。そのほかに、それぞれの共済組合に對し事務費は一応賦課金でまかなうのがたてまえてございませう。その制度の農業政策上の重要性にかんがみまして、その事務費の一部補てんするといふ意味で、事務費の一部も補助いたしておる次第でございます。

○戸田菊雄君 そういうことで行政上各般の指導をやつておるわけですけれども、まだ十分農作物全般に對する災害時の保険体制といふものが整備されておらないと思ひます。しかし、ようやく果樹等については六品目ですか、その実験段階に入りまして、四十八年以降本格的に実施しよう、こういうことでいっておるようですね。けれども、その他農作物についてはまだまだやつておらない、たとえば、地域名産物とかいろいろあります。ミカンとかリンゴとか各般の問題がありますけれども、こういった問題についてももっとやつぱり共済制度といふものを拡充していく必要があるのじゃないか、そういう意味合いにおいて他の農作物の共済保険等に對してどういふ考えを持っておられるか。

○政府委員(小暮光美君) これまで御指摘のように米、麦あるいは養蚕それから畜産、こういう形で農災制度の整備をしてまいりましたので、現在これを拡充いたしますための最優先の問題といたしましては、果樹につきまして現在実験実施という形になつておりますけれども、四十八年度から本格的な実施に移りたいといふことで、これは次の通常国会に關連の法案を御提案申し上げるつもりで、いま細目の準備に入っております。

それからそのほかにたばこ、茶、ホップあるいはイグサ、さらにいろいろむずかしい問題を含んでおりますが、サトウキビあるいは豆類といった

ような地域の特産物につきましても、最近の稲作転換等の農政の基調から考えまして、水稻以外のものに作付を転換いたしました際に、これに何らかの補償制度があることが望ましいという政策的な観点から、これらのものについての共済制度の基礎的な調査を始めております。

なおそのほかに、特にビニールハウスに對する雪害等がかなり目立つておりますので、施設園芸を特にその中からできるだけ早く現実のものにしたいといふことで検討を進めております。

そのほかに、かつて豚、鶏についてかなり激しい集中的な被害がございまして、そのときに肉豚及び鶏についての制度の試案等を調査研究いたしましたことがございませう。その後、これらの面につきましては、逆に技術が発達いたしまして、ニョーカスルその他が大体技術的に克服されましたために、現在生産者の側にも若干保険需要と申しませうか、熱意において当時と違ふ点がございませう。しかし、今後また新たにどのような病気が出てまいるかわかりません。私どももいたしましては、肉豚、鶏につきましても、なお引き続きこの制度化に備へての研究を継続いたしたいといふふうに考えております。

ただ、全体として、特に畑作物につきましては、作付が安定しないといふ問題もございませう。また特に作柄が水稻等に比べますと、きわめて不安定、ものによつてはやや投機的な作物にならざるを得ないといふような豆類のようなものもございまして、これらが、食糧制度あるいは長年の技術といつたようなものにささえられております水稻の場合の共済制度と同じような制度、同じような形で実現できるというふうにはどうしても考えられませう。非常にむずかしい問題を含んでおるといふふうに思つております。鋭意検討を続けておるところでございます。

○戸田菊雄君 いまの局長の答弁ですと、総合的に非常に前向きに検討という、そういうふうな理解するわけですけれども、具体的に果樹共済等に

ついで、いま六品目ですね。これをさらに拡大する方向はひとつありませんか。

それからもう一つは、果樹以外のいわば地域農産物、名産物と言われるもの、たとえばお茶とかミカン、ホップとか、こういった——いま六品目があるようにございますが、それをもっと拡大するという方向はありませんか。

もう一つは、ビニールハウスの施設園芸でありますけれども、これは今後の趨勢としては、相当私は拡大していくんではなからうか、こういう考えを持っておるんです。そういうことだとするならば、当然時期的な問題をもっと早めて検討する必要があるんじゃないか、こういうふうに考えます。

そういう問題について、具体的にひとつ検討の内容ないし将来に向けての展望といえますか、そういうものをもう少し具体的にお聞かせを願いたい。

○政府委員(小暮光美君) 果樹につきましては、現在五カ年というところで試験実施をいたしております樹種について、五カ年間の試験実施に伴うわば資料の集積がございまして、これらのものを十分に活用いたしまして、本格制度を仕組みたいということでも立案中でございます。

共済制度は、申し上げるまでもないことでございますが、過去の被害の実態、これを統計的にできるだけ精度を高く把握することが、保険設計をいたしたための最大の基礎でございます。その点が十分でございせんか、制度自身がなかなかうまくいっていない。かりに実施をいかにあせりまして、かえって出発したものがうまくいかなかったということがありますので、現に現在の試験実施の中でも、途中できわめて大きな料率の改定の問題にぶち当たっておりますが、これは試験実施でございますから、過去のデータの蓄積を完全に待つわけにはいかず、ある程度の数字でまず保険設計をいたしまして、試験実施をいたしておる過程に起こったので、これはやむを得ませんけれども、本格実施の際にはできるだけそういうこと

が少ないように仕組みたいと思っております。したがって、対象樹種の拡大の問題は、現在試験実施をいたしておりますものを、本格実施に移しました時点において、さらに果振法の対象品目でまだ試験実施の対象になっていないものについて、基礎的な資料の収集を行ないたいというふうに考えております。

それから地域特産物の問題につきましては、先ほどちょっと申しましたように、関係者の熱意にもかかわらず、これを農産物として仕組むには非常な技術的な難点がございます。

ただその中で、たとえばビニールハウスあるいは沖繩が復興いたしましたあの沖繩のサトウキビといったようなものにつきましては、かなりの具体的な詰めを急がなければならぬ優先順位にあるんじゃないかというふうに考えております。

それから、いま申しましたように、全部を一斉に制度化するということはできませんで、いま申しましたような基礎的な被害実態の統計を、保険設計を頭に描きながら収集するという仕事をそれぞれやらせたいと思っております。全体としてはかなり長期間を要するんじゃないかというふうに考えております。

○竹田四郎君 関連。いまの保険制度というのは、米作とか果樹とかというふうなものですけれども、実際、農家の所得という面から考えてみますと、米が余って困るというところは、結局米が非常に換金——金にして安定した収入を得るということが、米をつくっていく大きな原因であらうと思っております。最近野菜等を見ますと、もう毎年上がつたり下がったり、これは天然現象や、あるいは病虫害というところではなしに、むしろ供給の不安定というよりなもので非常にそういうことになっておるわけでありまして、そういう意味では野菜によるところの農家の安定した所得というのはいまの形ではとれないわけです。消費者のほうはまた消費者のほうで、上がつたり下がったりしましてこれまた非常に不安定だと。こうした問題は、おそらく農民の農家所得に對

する対策というものが私はおくれると思うんですけれども、保険とはちよつとかけ離れるかもしれませんが、やっぱり野菜の安定供給をはかる支持政策といえますか、そういうものは当然あつてしかるべきだ。これはかなり、各県ごとにはそういう試みもいままでされてきているはずだと思ふんですけれども、そういうものがなくないところに今日の農政の混乱が私は大きくあらわれてきているんじゃないか、また同時に農家としても安定した現金収入を得るといふところに、農家の作付というふうなものもきまってくるわけであらうと思ふんですけれども、そうした野菜等に対する、これも全部というわけにはいかないですけれども、国民がかなり日常使っているような、たとえば、タマネギとか、キャベツとか、トマトとか、キュウリとか、少なくともこういう大きな野菜の種類については、私は当然保険と同じような安定した価格をつくるような、支持政策というものを考えるべきだと思ふんですけれども、いまのような形だけでいきますと、これは幾らやってもおさまりがつかない、解決がつかない問題であらうと思ふんですが、こういう面についてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(荒勝嘉郎君) 野菜の供給の安定、したがいまして、価格の安定をいたすことが野菜行政の一番重要なことではなからうかと思っております。で、野菜の価格安定のためには、何と申しましても生産、出荷の安定をはかることが基本であると思っております。私たちの野菜の行政の中で一つの法律のよりどころを求めまして、野菜生産出荷安定法という法律がございまして、それに基づきまして中央に野菜の生産出荷のための資金協会というものを設けまして、重要な野菜につきまして一定の価格水準以下に暴落いたしましたときには、その当該野菜についての価格補てんを農家にやることによつて、生産の安定をはかるようつとめてきた次第でございますが、従来の野菜に對するそういった価格補てん事業が、従来ともすれば少しまあ手薄だったというふうに感じて

おります。

これはただいま先生から御指摘がありましたとおりでございます。われわれもいたしましては、そういった野菜の価格安定のために従来以上に今後努力しなければならぬというふうに考えておる次第でございます。特にこの野菜の中でも、秋冬野菜のうち、露地野菜で生産が非常に不安定ということで、さらに価格につきましてもその生産が不安定なために需給バランスを失しまして、非常に価格の暴騰、暴落が激しい大根、白菜、キャベツ、タマネギ、こういったたまたま御指摘のありましたような重要野菜がありますので、そういう重要野菜につきましては、従来以上に支持すべき価格水準を引き上げまして、政府におきましても価格補てん事業につきまして十全の対策を打つてまいりたい、こういうふうに考えております。

○竹田四郎君 そういふ話はいつも聞いているわけですが、率直に言いますと、そういう話を聞いたあとで、野菜の暴騰が起きたり暴落が起きたりしているのが私はいままでの現実だと思ふので、言うだけではないつまでたつても野菜問題は解決しないと思ふのですが、一体そのいつを目安に安定供給をはかるような措置をとるのか、そういうその時期的な問題が非常に明示されていないわけですが、ただ努力しますということではいふん長い間通つてきていると思ふのですけれども、いつまでもにめどをつけないという目標がないと、私はどうにもならないんじゃないか。そういうものがないから仲買人が入つて白菜を買い占めたり、タマネギを買い占めたりしてみたりするわけでありまして、これが価格が安定してくるということになれば、そういう投機的なこともできなくなるわけでありまして、ただ言うだけでなくて、具体的な日時を、計画を立てて、そうして目的達成の日時を明確にしていこうということが、ぼくはいま野菜の問題では必要であらうと思ふのです。

いま局長のお話でも、その辺の明示がなかったわけですが、その辺はぜひここで明示し

て、その目標に向かつて進んでいくと、達成させていくというような決意がなければ私はいかぬと思ふのですか、どうですか。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま御指摘のように、従来の野菜行政は、全般的にこのいろいろな野菜につきまして、毎年野菜の価格を安定すべき対象野菜の数をふやすという形できたわけでございますが、やはりわれわれといたしまして、その中でも、たとえば、施設野菜、先ほどここでも御議論がありましたような、キュウリとかあるいはトマトとかいうふうな施設野菜の傾向は、生産と出荷の安定が年々逐次安定してきてまいっております、これにつきまして、よほどの事情がない限り価格の大暴騰ということはないというふうにまあ考えている次第でございます。

さらに夏野菜につきましては、この稲作の転換対策事業等からみまして、本年も約八万ヘクタール近くの稲作転換のための夏野菜がございまして、これも今後相当長期にわたって夏野菜につきましてはある程度安定していくのではなからうか、こういうふうに考えているわけでございますが、先ほど申し上げましたように秋冬野菜、この十一月ころから来年の三月ころまでの冬の固供給すべき野菜が、天候のかげんもありまして、北関東から以北では供給がなかなかむずかしいというところで、したがって、その供給地を西のほうに求めなければならぬというふうなことで、面的にもなかなか確保はむずかしい、こういうふうな私たちが考えておる次第でございます。したがって、先ほど申し上げましたように、この秋冬の重要な露地野菜であります、しかも、天候に左右される度合いの非常に高い大根とか、白菜とか、キャベツとか、タマネギとか、こういうたものにつきまして、具体的に来年度予算でもうひとつこの辺に十全の力を注いでまいりたいということ、何らかの形で生産、出荷の確保ということ、さらにこれらの野菜の価格につきましても、従来以上に非常に相対的な引き上げ幅を設けていきたいということ、さらにそれに対する国の国庫

負担割合も非常に高いものにしていきたいというふうなことで、ただいま検討をしておる次第でございます。

○戸田菊雄君 時間がありまけんからあと四点で質問を終わります。
その第一点は、いま局長の答弁の中で、単作物の共済保険の問題については、まず果樹関係を中心にする、次に地域農産物、次に施設園芸、こういう順序で理解していいですね、これが第一点。それから現在の水稲、陸稲関係の被害が非常に大きいというのは、一つは、やはり農政問題に触れるわけですが、いまの政府の品種改良で、非常に病虫害に弱い、言ってみれば質のいいやつをつくって多く売れと、こういうものに集中している結果じゃないかと思うのですが、これはきょうは農政問題については深くやりませんけれども、この辺はどう考えておられますか。そういう品種改良から来る多くの被害統弊あるいは過大と、こういう問題が出てくるのじゃないかと思うのですが、その辺の見解をひとつ承っておきたい。

もう一つは、等外米の救済をどうするかですね。これによって農家の実際の被害というものはもっと大きくなるか、狭まってくるかと、こういう結果になるわけですが、これは保険関係のほうで食糧庁等に対してどういう姿勢でいま臨んでいるか。等外米の政府の買い上げですね、包括をされていくのか、あるいは等外米を買わないというふうなところになった場合には、被害は増大するわけですから、そういう問題に対する保険の救済措置はどうか、この辺の見解をひとつ明確にお答え願いたい。
それからもう一つは、災害補償法の第十三条であります。この関係について、これは交付金関係の問題ですね、条文をちょっと読んでみますと、「前条第一項又は第三項の規定による負担金は、組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、政令の定めるところにより当該組合等にこれを交付する。」、こういうことになりまし

て、別表で、これは政令でもって決定されているわけですが、たとえば、「〇・〇一以下の部分」については「百分の五十」云々ということ、ずつと政令がきまつておるわけです。この超過累進方式、大体平均六割と、こういうことになっているわけですが、これははたして妥当な線でしょうかね。その辺の見解を、あるいはまた将来に向けてこの辺をもう少し検討する必要があるのかないのかという点について見解をお伺いして終わりたいと思います。

○政府委員(小暮光美君) まず第一点につきましては、果樹が真つ先であることは申し上げておる通りであります、施設園芸と畑作とどっちが先かという点については、重要性の点からいってどっちも大事だと思ひますが、ただ事柄の技術的な解明の進捗状況からいいますと、どうも畑作のほうはなかなかむずかしい、施設園芸のほうはむしろ問題点の解明がやや進んでいる。ただどっちが大事だというふうには私としては言えません。どっちも大事だと思ひます。

それから第二点の品種の問題でございますが、御指摘のような点も決して無意味ではないと思ひますが、ただ、御承知のように、耐病性あるいは耐寒性というふうな点で、水稲の育種についても多年の努力がございました。稲作全体の面積が戦後非常に広がって、現在は余って困っているといひますけれども、こゝまで稲作が広がってきたというのには、実は耐病性、耐寒性といったような育種の改善の努力もございました。しかし、御指摘のような点は、今後むしろ果樹とかそういう選択的拡大の種目につきまして、特に試験研究の面で十分注意していかなければならぬだろうというふうな考えております。

ただいすれにいたしましても、どこまで政府が買うかという境目があるわけでございまして。共済制度といたしましては、多年の経験に基づいて、一定の選別方法でふるいまして結果、残りましたものを一応これを米の収量というふうに判断いたしました、それ以外のものについて共済金を支払うわけでございまして、その点で、かりに一度共済制度上の米だというふうな觀念いたしましても、食糧庁側でどうしても食糧として買えないというふうなものがございました場合には、これについて本年は特に異常災害でございまして、損害賠償の特例措置とすることをやるように、すでに末端の指導を終わっております。これは買い上げができませんなんだからにつきましては、これを試験掲掲いたしまして、通常想定される相場より下がるその分だけ減収があったというふうな農災制度上読むというふうな損害賠償の特例措置を講じております。

それから最後の超過累進の問題でございますが、米が持つておりました食糧政策上の非常に大きな意味がございまして、どんな狭いところでも、一俵でもよけいとってほしいということをやった事実はございまして。したがって、そういう政策のあり方と見合せて、水稲につきましては非常に高い累進の国庫負担というものを従来やってまいったわけであります。前国会に農災制度の改正案を御提案いたしました際、最近の食糧需給並びに農政の方向等から考えまして、極端な超過累進は一部これを是正するというところで、一定被害率以上につきましては、国庫負担を七〇％に頭打ちするという法改正を前国会で終わっております。

以上であります。

○多田省吾君 私は、時間もありませんので、まとめて四点はかりお尋ねします。
第一点は、本法によりまして、被害減収量の最高六三％しか補償されておられますが、この補償率を引き上げようと思はないかどうか。

それから第二点、共済金の支払いについて、被害農家の農民の方からその支払いが非常におそいという声が強いのではあります、当然仮払い、積算払い、概算払いがなされていると思いますが、その実情はどうか。さらに被害農家の方々の主張を聞きましますと、調査員の数が少ない。それから調査員の主観的な考えで被害が査定されるから、正しく実体を把握されたものが少ない。そして調査報告を集約する日数、時間が長いために、支払いが非常におくれるという苦情がありますが、その点をどう考えておられるか。

それから第三点、被害の調査研究所、試験場調査員を数ふやすとか、調査技術の向上をはかるべきだという声が強いのではあります。それをどう考えるか。さらに損害評価委員、共済の連絡員等の実態はどうなっているか。それからその方たちに対する報酬の実情はどうかという点であります。

それから第四点、いま質問がございましたけれども、ビニールハウス等の施設園芸に關して、また野菜等に關して、この前千葉県等に集中豪雨がありまして、ものすごいビニールハウスの流出、あるいは海水や集中豪雨による全滅といううき目にあつたわけでございます。この前災害対策特別委員会でも質問いたしましたときにも、農林省あるいは総理府では、至急に施設園芸等に關しては補助制度を考えたということでもございましたが、いま御答弁を聞きますと、全体として長期間かかる見通しだ、こういうことでは、最近の集中豪雨が非常に重なっているような傾向から考えて、これは非常に問題だと思ふのです。国でも総合農政をやる、また野菜不足だ、また果のほうでも、こういうビニールハウスの施設園芸等に關しては相当力を入れて農村の方々を奨励しているのに、一たん災害が起ると全然補償金が払われない、補償制度がないというところはこれは大きなことだと思ふ。

この四点について一つ簡明にお答え願ひたい。
○政府委員(小暮光美君) 水稲共済について最高

の評価額をとりましますと、おおむね六三〇という現行制度でございますが、水稲栽培の場合の現金経営費と申しますか、現金経営費の実態はおおむね五〇%以下でございます。したがって、現在の六三〇という形で現金経営費を償つて、なお若干余裕があるような形になっておるわけでございします。しかし、制度が進みますならば、もちろんこれ以上高い保険率になることが望ましいと思ひます。ただ現在の一筆建ての農災制度のもとで、きわめて微細な被害までこれを全部拾うということになりましますと、さつき申しましたように、現在三割以上の被害があつたというふうに農家が判断したものを審査してくれと組合に申し出て、組合でそれを悉皆調査する仕組みでございます。それが一割か二割の被害でも全部調べるということになりまします、非常に保険設計としてもや無理があるんじゃないかというふうに思ひます。ただ、前国会で改正が御承認いただけました農家単位という新しい水稲共済の仕組みがございします。農家単位でやるか、一筆単位でやるかの選択制を認めただけでございますが、この新しい農家単位の場合には、二割以上の被害について水稲共済を支払うという形を考えております。これでかりに最高の評価額のものを選びましますと、六三〇ではなくて、七〇%をちょっと上回る保険率に相なるかと思ひます。

なお支払いの事務でございますが、いま申しましたように、被害農家ごとに検見等の方法で全部これを確認いたしましたものを、連合会がさらに全体としてのチェックをいたしまして、国が特別会計でこれに再保険金を支払うという事務がございします。連合会の資料をさらに私どもが統計調査の数字等に照らして査定するという事務がございします。年々事務の速度を早めてまいつておりますが、現状でなお今回の例でも東北、北海道で具体的な支払いが暦年内に間に合うことを目途にいま鋭意やっているような状況でございます。今後とも事務の合理化には特段の努力をいたしたいというふうに考えております。

それから調査員の質なり数の問題につきましまして、御指摘のように部落によっていろいろ問題があることは私も承つております。今回のような異常な冷害の際には、実は担当の保険業務課長を直ちに北海道等にも派遣いたしました。日ごろ以上に直接専門の課長が各地域を回つて、先ほどの損害評価の例外措置のもの考え方、あるいはその具体的な取り運び方等について直接指導するような、指導の強化によつて、できるだけこの点を補強いたしておるつもりでございます。なお損害評価委員等を全国で三万四千人ほど予算上補助いたしております。これらの待遇と申しますか、この点につきましまして年々予算によつてその内容の向上をはかつておる次第でございます。

それからビニールハウスの問題につきましましては、おしかりを受けておりますが、できるだけ早くそれについての災害補償制度を仕組みたいというふうに考えておりますので、いましばらく努力の時間をかけていただきたいと考えております。

○委員長(前田佳都男君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。

○戸田菊雄君 最初に、明年度予算に關連する質疑から入りたいと思ふのですが、その前に、この前の委員会で資料を要求しておきまして、関係者にお礼を申し上げます。その中で一つ質問しておきますが、この「自然増収額及び減税額の割合の累年比較」の中で、四十六年度は、これは当初予算でいっていただけますか。その件に關してひとつ。

○政府委員(高木文雄君) 当初予算でございます。いま戸田菊雄君 それじゃ大臣に。来年度の予算を、いまいろいろと作業中であると思ふのです。規模は一体どの程度になるのか。それから、大蔵大臣の予算に対する考え、それからワク組み、こつちの内容について具体的にひとつ説明していただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) まだ、来年度予算については作業中ではございますが、来年度の規模にしろ、歳入の見通しにしろ、いまのところまだ全然未確定で、こゝで申し上げられるような数字がまだ出ていない段階ではございしません。

○戸田菊雄君 見通しはいつごろつけますか。来月のどの程度まで、内示もしくは告示できるというその見通し。

○国務大臣(水田三喜男君) 予算委員会が済んだら、私自身もこれと取り組みたいと思つておりましたが、何しろ今度沖繩の国会で、ほとんどこの予算に私自身取り組む時間がございしません。いま事務のほうでは作業を続けておりますが、私自身のはうはまだこれを全然見ておりませんので、この月末から本格的な来年度の予算編成に取りかかりたいと予定をしております。

○戸田菊雄君 そうしますと、大体見通しとしては年を越すということですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 月末から始めて一カ月くらいに間に全部の各省の概算要求の査定も片づけます。また政府としても予算の編成方針もきめて、どうしても年内編成だけはやりたいという予定でございます。

○戸田菊雄君 そうすると、来年度もいまの状況でございます。きわめて景気上昇という見通しが暗い、その理解には大體間違いないと思ふのですが、税の自然増収ですね、この大幅な見込みというものはなかなかむずかしい。大體どのくらい来年度は自然増収として見込まれておるのか、その辺の見当について。

○国務大臣(水田三喜男君) 税の見込みをつけますのには、やはり毎年政府は翌年度の経済見通しを立てて、それに基づいたような税率の要素を立てるのが例でございますが、まだ経済企画庁において明年度の経済見通しというものが、十二月に入らなければできないという情勢でございます。ので、十二月にならないという、ほんとうの来年度の税収見込みというものは立たないのではな

るまでの公債の発行としても、この財政法の四条を守っていることを限度としてやるなら、私はそれで済むから猶とめをかけられておいて、それを逸脱しない間に、経済の情勢に応じて順次これを下げていくことができるということになるので、そういう運用をするよりほかにはやはり当面しかたがないのじゃないかと考えております。

○戸田菊雄君 国債の面ばかり聞いちゃあれです。最後に、いまの国債政策の運用というものは、景気循環に十分対処できるというものではないか。その点についてはいかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 四十一年からずっと逐次依存度が落ちてきてまして四・五%になる。これは景気に即応していろいろ措置がとれたということ、国債政策の失敗ではなくて、政策を活用して依存度を切ってきた。事実上こういう実績が示しておるとおりの運用ができたということで、私は失敗じゃないと思います。

○戸田菊雄君 この補正予算審議の中で、大臣は今後の財政主導型といいますが、これは即国民福祉の充実になるのだという趣旨の答弁をしているわけですね。それはそのとおりですか。

○国務大臣(水田三喜男君) そのとおりだと思います。

○戸田菊雄君 その財政主導型によって、政府として移転の経費、社会保障関係費ですね、大幅にふやされるという場合、これは福祉を高めるといふことについては私も否定しない。しかし、政府が言うこの財政主導型というのは、どうも私は、四十年に経済新時代と、こういうことを言うて国民にバラ色の夢を与えた、それがさもなくばよくないような錯覚を与えた。結果的には社会資本の充実は何にもやられていなかったですね。肥えたのは大企業だけということになる。それが

一貫して進められてきた自民党のいわゆる高度経済成長政策だと思えます。そういう意味合いにおいて、さらに、たとえば、四十六年度の今年度の予算を見て、一兆四、五千億の自然増収がある。しかし、その中においてすら社会資本の充実は何らやられてこなかったでしょう。今回いろいろわれわれが推測するに、来年度はこの自然増収も非常に落ち込むということ、この趨勢だけははっきりしているわけですね。そういう中で具体的に、財政主導型と云うけれども、社会資本の充実というものをどういうふうに行なっていくか、その見解、もしプランがあればプランを出してもらいたい。重点的、项目的にこういう点について社会資本の充実をはかっていく、これは財政的に全部転換をすると、こう言っているのですから、大臣はそういう意味合いでの財政主導型による社会資本の充実というものは、どういうところに重点を置いて、どういった転換をするか、その辺の見解をひとつ差し示していただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) いままで社会資本の充実をはかるうとしてもできなかったということ、これは、財政主導型の財政方針というものは、御承知のとおり高度経済成長政策をとってあったために、常に日本経済は国際収支の壁にぶつかっておった。

【委員長退席、理事柴田榮君着席】
民間の設備、投資が旺盛なときに、政府が国民生活に關係のある環境の整備をしようとしても、そういう種類の、政府が金を支出するということ、経済をやはり過熱にさせて、そうして国際収支をすぐに悪くしてしまふということにつながっておりまして、公共投資といふものが十分にやられなかったというものがこれまでの実情でございますが、ようやくこの日本の経済成長について、大きい転機がきて、そうして民間の設備投資意欲といふものが非常に鎮静化したときに、初めて政府はこの生活環境をよくする投資というよう

なものやれるということになってきたわけでございます。いまして、じゃ、それをどうしてやるかということになったら、民間の設備投資意欲が減って、民間に不況という様相が出てきますれば、当然に税収といふものは減ってくる。したがって、市中はまた不況のために金融が緩慢になるといふような、いろいろな問題が出てきますので、そういうときに、政府が財政主導型の政策をするというためには、政府が民間にかわって公債を発行して、民間の資金を政府が活用して仕事をすればいいということになりますので、したがって、財政主導型の財政方針に転換することが可能になり、それによって初めていままでもできなかった社会資本の充実といふようなものを、国際収支の心配なしにできるという、いま環境的な条件が整えられたというところでございますので、これを実行するのは、この機会においてないといふときに私どもは来ておるわけでございますので、したがって、そういう意味で公債の発行ということについては、単なる赤字対策というだけじゃなくて、政府の財政主導型の経済政策という非常に積極的な意味も、この公債政策の中に入っておるのだと私自身は評価しております。

○戸田菊雄君 まあ大蔵大臣が、これは十一月一日ですけれども、予算委員会でおわが党の羽生議員に対して、そのことについていろいろ答弁をなされております。これは時間ありませんから省略しますが、いずれにしても大臣は、財政主導型に切りかえることが、国民福祉向上の絶対的な要請だ、こう言っております。しかし、歳入関係については国民負担部分については何ら明らかにしていないのです。国債依存は今後も継続していく、大臣の答弁ですと、できれば四十八年ごろまで、四十八年度にいったら、何とか国債依存から脱却したい、こういう希望的観測を言っているわけですね。言っているわけですけれども、この国債依存だけでは私は歳入見直しは立っていないかな。当然そこに税収という国民負担部分が入ってこなくちゃいけない。これは一体どういう方向で

いくのか。この辺の見解、一体どうですか、税収について。

○国務大臣(水田三喜男君) 経済が回復したら自然に税収といふものは多くなつてまいりますので、来年はそういう形の予算の編成をする、不況対策をやつて、これに成功するということになりますという、再来年からは、税収もいまま年に予想されるような状態を脱却していけるだろうと考えられますので、これはおのずから解決されていくと思います。

○戸田菊雄君 私はいま大臣の答弁を聞いておつても、財政主導型でいって、社会資本が充実をして、国民福祉がストレートによくなつていくなんということは考えられないのです。もう一つは、税調でも答申しておりますように、七月ですね、答申された、あの七月三十日の税調答申、長期税制のあり方、この中では二つ、端的に言いますと、一つは、公平化を期しようという、一つは高福祉、高負担、そして今度は付加価値税その他を導入して、そういう構図を描きながら税収の増収対策をはかっていくというのがあります。これは政府の考えじゃないですか。ですから、四十七年度以降の税収というものは、もつと高額の大量課税の形になつていく、こういうことになりませんか。その辺の税収関係についてはどういうふうな見解を持っておりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) いま申しましたように、まず経済を回復させることが、税収を期待する一番の筋でございますが、それとあわせて、税制調査会からいわれおります問題もあわせてこれは検討しなければならぬと思つて、国民の消費生活がこまごま高度化し、多様化しているときでございますから、全般的な、一般的な消費的のものを考える必要があるだろうということでございます。この点も当然これからの方角として私どもが考えておりますが、たびたび申しますとおり、これはそう簡単に一年二年ですぐ実施できる税制ではないと思つて、長期的な観点からこの問題と取り組むたいと考えてい

ます。で、そうなりますという、一面直接税はもつとも減税できることと思ひますが、そういう新しい間接税が入ってくるということになりますと、差し引きして国民の税負担率というものは減るかふえるかということになります。これは負担率というものは全体としてふえるほうへいかなければ意味がないということでございます。

すでに、諸外国の例を見ましても、まだ日本は税の負担が、直接の税金と、それから社会保険掛け金、そのほか保険税とも称すべきものを入れて、二、二の負担率でございしますが、もうほんとうに国民生活の質的向上のできている先進諸国の税の負担率は、もう日本の倍ぐらいいつていて、みな四〇％前後の税の負担率にいつています。いっておつてなぜ税の負担感がそう重くないかと言ひますという、やはり負担感の重くない税制というものを考へておつて、負担感の非常に重い直接税というものを対する比率が非常に少ないといふようなことも関係しておると思ひますけれども、したがって、高福祉、高負担といふのはこれからの原則であらうと思ひますが、自分の環境をよくするということについては、やはりそれ相当の負担というものがあつてはならぬけれども、それは簡単に、もう当然の原則でございしますが、それは簡単にできないことであつて、国民の所得水準がやはり相当上にあるという背景と同時に、この間接税のあり方の問題と関係してこれは解決していくべき問題であつて、やはり私は、高福祉、高負担といふのは、これからの自分の生活環境をよくして、生活の質を高めるためにはもう必要な原則だと思ひますが、この原則に向かうための準備を、これから長期的な観点から取り組むことが必要だと、そう思ひますが、来年度、再来年度の間に、この一、二年でそこまでの問題の解決はなかなか私にはむずかしいだらうと思ひます。

○戸田菊雄君 ついでですから、来年度で増税ないし新規課税、これが検討されておると思ひますが、これは長期税制答申にも、付加価値税とともに検討しない、あるいはいままで政府の発表したものによりますと、ギャンブル税を創設していくとか、いろいろな構想があるようですね、そういう問題についてはどう一体考へておるのですか。あるいはまた、そういうものを制度化して増税として、額にして今後どのくらいの見通しを立てておるのか、こういう問題についてもひとつ説明をしていただきたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) まあいままで言われています税は幾つかございします。特別措置法にしまして、あるいは交際費の問題も、今年当初一応の解決はしましたものの、まだ見直せば見直せる問題がたふさんあると思ひます。医師の二八％の例の問題もあり、懸案になつておる問題がたふさんございします。そういうものも来年度税制としては一応見直して、そしてこれを整理するものは整理をする。それはむしろ増税につながるものだらうと思ひますが、そのほかにおいても新税に考へられる問題はないかということも、いま来年度の増税となるべき新税といふようなものについては、局長に検討をしておつておるところでございまして、まだいまのところは結論がついていないようでございますが、そういうものも来年度は十分考へたいと思ひます。

○戸田菊雄君 増税ないし新税についてはきつめて積極的ですね、大臣の言われるのは、しかし、逆に減税部面はどうですか。今度の補正予算の中で一千六百五十億といふのです。しかし、これは、当初大臣は、減税については五千億前後の所得減税を行なう、こういう発表をしたのです。しかし、どうもこの所得税の改正の審議をしていくことを聞いていますと、その点がどうもぼやかされてきています。その辺の減税関係はどうですか、四十七年。

○国務大臣(水田三喜男君) 所得税の減税は、今年度当初において減税はしましたので、来年度の減税をどうするかを私もいろいろ検討しておりますが、しかし、来年度減税をするよりも、もういま税法を改正をして、年内減税に踏み切るといふことをすれば、当然この減税は来年度にも及ぶこととございしますし、問題は、不況に対する対策という意味も持つておるものでございしますからして、これを来年度まで待たなくてもいいと、ことにこの暮れの消費活動の盛んなときに、この減税をすることによつて、いろいろな需要を刺激する効果といふものがはつきり出るのでありますから、来年度予定しておつた減税を繰り上げて実行するといふ意味を持つたのが、いまお願いしているこの所得税の減税案でございします。これはいまやつたから来年度とつてもやらぬのはけしからぬといふのではなく、来年度の早くやつたといふことと、この減税は同時に来年度の減税につながる千六百億以上の減税をやりましたし、今度の減税が千六百億以上の減税になりまして、この二つの減税が来年度に実行するといふことを考へますといふと、四千七、八百億の減税をやつた効果になりますので、これはやはり私も考へておつた相当の減税になつておるのじゃないかといふふうに考へています。

○戸田菊雄君 時間がありませんから簡単に聞きますけれども、この大蔵省資料による「自然増収額及び減税額の割合の累年比較」、これを見ますと、

「理事柴田栄君退席、委員長着席」

四十年以降四十六年度の補正段階までで六兆二千八百七億の自然増収、私たちはこの自然増収についてはそういう名目での増税だといふ考へを持つておるわけですが、それに對して減税額は四十年一四十六年までで八千九百十四億しかやつていないのです。ですから、三十九年の長期税制の答申によりますと、おおむね自然増収の見合ひ二〇％台において減税をしていく、こういうのがたてまえじゃなかったですか。かりに二〇％、税調の答申で計算したつて一兆五、六千億の最低減税体制はやつていなくてはいけません。政府は都合のいいところは税調、その他でもつて適

用していく。都合の悪いときには全部カットしてしまふ。これではたして政府が宣伝するような大減税とか、そういうことが言えますか、どうですか、それが第一点。

それから、もう一つは、大臣がいま実質効果、一千六百五十億の減税効果は五千億見当に近い、こういうことを説明された。そういう結果には私はならないと思ひます。納得できない。結局私は、五千億から一千六百五十億を引いた三千三百五十億といふものは、四十七年度段階で再減税体制をとるべきじゃないかと考へるのでありますけれども、その点の見解をもう一度聞かしていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 最近における自然増収と減税割合が、おっしゃる通りに、過去における税制調査会の長期答申のよりは低くなつてゐることは事実でございしますが、それは最も大きな理由としては、四十一年度七千億をこえる国債が発行されました。先ほどの御議論がございしましたように、一六％をこえた国債発行額のウェイトを落とす一つの目標を、五％にしよといふことと、年々国債の財政規模における発行額を落とすことに相当財政政策上ウェイトが置かれたわけでございます。それとの関連において減税という問題が、いわば財政政策上は減税自体の問題が、他の公債、財政政策上の公債の減額との関連で少なくなつたといふ関係にあるだらうといふことは言えると思ひます。その点は、過去におきまして、ちよつといふ正確に記憶いたしておりませんが、過去の税制調査会の答申に、いま御指摘のような答申があつたことは事実でございしますが、そのときと事情が違つておるということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 結局大臣、来年度は所得税減税やりますか、結論として。

それからもう一つは、付加価値税の導入についていふことを考へていられるか。いま検討段階、検討を始めたでしょうかけれども、そういう見通し。

それから、いまだ大蔵省としては非常にずるいやり方なんですけれども、減税の、たとえば四人家族、五人家族、こういうもののいろいろありますね。税調の場合は、かつて五人家族で、大蔵省は計算した、百万円まで、百万円体制をしいた。今回四人家族で百万円になった、補正で。そういうことになりまして、今後は四人平均で世帯平均を税制の場合には考えていくのかどうか。この辺の見解が一つ。

それから、今回の減税の改正案によって、非常に税率の緩和というものが、累進体制というものが二百万円単位のところで一番多くなっている。これは具体的に時間があるから、言いません。百万円あたり課税額を見まして、その累進倍率というものを一応計算してみますと、これは算術計算ですけども、そういう計算をしてみますと、大体二百万単位のところが非常に多い。だからこういう税率の緩和方式というものを、もつと高額者にはきつくなるような、あるいはまた三百万円以下、そういう階層にもつと税率緩和体制というものをしいていってもいいんじゃないか、こういう点について一つ。

それから今回の改正で、納入人員、それから納入額、この額、人員、いろんな角度を見ますと、非常に二百万以下の低所得者層に対して減税割合というものは非常に薄くなり、まさしく上層下層です。部長減税、こういうことを言われるのは、そういうところにあると思うのですけれども、いずれにしても、きわめて不公平です。税調が指摘する公平化には非常に遠い。こういうものを、やっぱり四十七年度に向けて、総ざらいに点検する必要があるんじゃないかと考えますが、そういう制度上の問題について、大臣はどういう考えを持っておるか、その辺の見解をお聞かせ願って、私時間ありませんから、これで終わります。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、四十六年度の当初における減税は控除の引き上げでございました。したがって、そのことを考えて今

回の減税は率の変更も考えた。そうして均衡をはかったというところでございますが、それによって今年度の最初と今回の二つを合わせて考えますと、大抵は二回控除の引き上げをやっておりますので、最低限は相当にこの一年で上がっております。そうして、しかも、率のほうも、二つを合わせたら百五十万円よりも二百万円、二百万円よりも三百万円、三百万円よりも四百万円というふうに、上にいくほど減税率は非常に低くなって、一応の線が直されているというところでございまして、ここで、制度として姿が直つておるというところでございまして、私は、来年度はこのままにしておいても、もう大きい矛盾はない、いまのところは考えております。ですから、来年度はしないつもりでございまして、これはまた来年度の問題でございまして、またこれが書き直しがなされるというふうなことがないとも限りませんが、しかし、大きい減税という、余地というものは、もう来年考えられませんか、また当面のこの所得税全体としての姿についての不合理性というものの、一応は今回の税制によって直されているんじゃないかというふうに考えますので、私は、できたら来年度の所得税の減税だけは、まあ見送りたいというのが、いまの考えでござい

ます。で、率の問題でございまして、私の経験でこういうことがございます。公務員のベースアップのときに、それに均衡をとって特別職を上げることになっておりますが、これは、岸内閣のときでしたか、総理大臣以下、特に総理大臣、これは上げるのを遠慮するということになりました。上げないで何か据え置いたということになりました。すると、総理大臣と均衡をとるのが最高裁判所の長官であり、衆参両院の議長であるというふうに、いろいろな均衡問題がございまして、この均衡が全部くずれて、一般との均衡がくずれてしまつたので、どうしてもやはり高額所得者といえども、この均衡をとつたベースアップはしなければならぬということに

なつて、この手直しをしようということになりましたら、ちょうど総理大臣が、そのときの給料の二倍にしないと全部が均衡がとれないということになったんですが、そうしますと、池田さんが所得倍増というのをとらえた、責任の総理大臣が、ちょうどあのときのベースアップによって自分だけが二倍になつて、ほかのだれもそう

いう率で上がらないというふうなことになる。これはいけないというので、またそのときも押えて、これをだんだんに直してきて、全体の均衡をとることに十年苦しんでいて、全体的な均衡からみまして、この所得税の改正のときも、最低限を上げていくことは、低所得者に対する、これは一番しなければならぬ政策でござい

ますが、それが片寄つて率を直さなくておくと、いつかは不均衡を直さなきゃならぬということになります。税率としては、下を優遇しないので、全部高額所得者だけ優遇したという税制改革をい

この審議は別であつて、そういうものは徐々にやっぱり、高額所得者を一挙に直すというふうな

○竹田四郎君 実はいまは佐藤総理にきていた

いままでのような考え方、発想というものは大転換しなきゃいかぬというふうに言われた、こう報

この間の話では、それは国債の発行とか、その消化の關係とかいうふうに言われたんですが、

○国務大臣(水田三喜男君) まあ、根拠と言われ

ますと、大体当初の減税額をめぐりにしようという
ことで千六百五十億という数字になったわけですが、これは同時にさつき御質問が戸田さんからありましたが、来年度は五千億近い減税をしたというふうなことをいさばしは、そうはつきり言ったわけではございませんが、諸方面に政府の意思のよういろいろな言われておることをごさいますので、そこを考慮しまして、かりに五千億前後の減税をするならばというところを考慮しますというものが、当初予算の千六百六十億の減税というものが、来年度平準化せば、これがどのくらいになるか、その間にまあ給与所得者そのほか何%ぐらいの所得増があるかというふうなものを一応見込みまして計算する、それからもう一方、今度のこれを当初の減税額と同じ程度にするとかりにしますというところ、これが来年度の平準化でどのくらい減税になるかというところを二つ計算してみますというところ、この約四千八百億円ぐらいの減税効果というものが、来年度それだけの減税をしたと同じことになるというふうな計算が出てまいりますので、そうしますというところ、ちょうどこれを別に五千億にまざる必要はございませんで、最初の減税額と同じ程度度の減税額をしよう。そうして最初のほうは全部控除の引き上げをやっておりますので、あとのほうは控除の引き上げを半分、率の減税で半分というふうなことをすれば、大体制度としての姿がよくないはせぬかということ、同じような額をきめたということでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、あまり正確な根拠だというふうに私も受け取れないわけでありますが、問題をほかへ移していきます。

今度の減税額を見ますと、先ほどから指摘がありますように、三百万円以上の高所得層には非常に厚くなっているということが言えると思います。まあ、これは参考資料だそうでありますが、三百万円以上の所得層に対する減税総額というのは今度の場合に六百億、そういたしますと

三分の一以上の減税がされていると思います。まあ、この人たちの人数からいえばほんの五、六%の対象人員にしかすぎない。そうして、こういう高所得層の人たちが一体どれだけの消費性向がある、貯蓄性向はどうなんだ。この場合、この点は十分に議論をしたわけでありますが、いずれにしても貯蓄に回るほうが多いだろう、消費性向にいたしても五階層の分類によっても、第一の所得層と第五の所得層とは一〇%ぐらい違う。そういたしますと、せつかく今度の減税が景気浮揚のために使われる、先ほどの大臣の答弁の中にも景気を浮揚しなくちゃいかぬ、不況対策をしなくちゃいかぬ、まあこういうふうな言われているわけでありますが、そうした面から見ますと、当然私は低所得層といいますが、二百万円以下の層にもっと減税をすれば、これは当然消費に回っていく可能性のほうが非常に強いですね。高所得層に減税すれば、それは貯蓄に回っていく可能性のほうがむしろ強いわけです。しかも、五百万円以上の所得層及びこれはもちろん申告所得でありますが、申告所得は確定申告が三月十五日ということでありまして、そういたしますれば、当然申告所得のほうは、確定するまでありますから、結局消費に回っていく部分も当然それだけおくれると思います。そういたしますれば、消費需要に向かつていく金の流れ、あるいは消費に向かう期間、こうしたものは当然それだけの速度がおそくなっていくわけです。そういたしますれば、この景気浮揚という対策と、今度の減税の内容というのとは非常に矛盾がある、こういうふうに思うわけでありまして、先ほど何か五千万円の所得者とか、総理大臣の給与の話が出たわけでありましてけれども、それはやはりその時期の問題が私はあると思います。

で、一方、低い所得の層というのは一体どうなのかというところを考えると、オーバータイムはなくなるでしょうし、ボーナスも少なくなるでしょうし、物価についても安くなっていくという見通しはほとんどないわけです。こう考えてみると、どうも今度の税制の改正というものが、減税をやる当初の目的と非常にかけ離れている、こういうふうなしかこの間の議論では私は感ぜられないわけですね。

そういたしますと、総理大臣の言った発想を転換して、そうしてなるべく早く消費にそれを振り向けていけ、こういうような総理の考えとはだいぶ違うわけですね。これは総理にほんとうは来てもらって、総理の気持ちを開かなくちゃいけませんでなければ、先ほどの大蔵大臣の話ですと、やっぱりここで中間層の税金を軽減していくように国会は努力しなくちゃいかぬというふうなまでおっしゃられているわけですが、経済が安定的な成長を遂げているときは、私はそういう考え方方も首肯できるわけでありまして、今日のようない時期に、こうした税制をとられるというのには、まさに逆行の形だというふうに言わざるを得ないと思います。この点について、この前も議論をたくさんいたしまして、その議論の結果はすでに大蔵大臣のところへも届いていると思っておりますから多く申しませんけれども、その辺、ひとつ説得力のある説明をしていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 確かに申し上げられるような一面のあることは十分認めますが、しかし問題は、今度の減税のねらいは、むしろ景気浮揚のためというねらいもございまして、それだけではないで、単なる不況対策ということではなくて……

○竹田四郎君 時間がありませんから、簡単にやってください。

○国務大臣(水田三喜男君) あのとときも説明しましたように、国民の長い労苦に報いたいという意気もあるのだというところは、国民のいままでの勤勉によって日本経済がここまで来たと、そのために国際的にいま経済摩擦を起こして、それに対処する問題の一つとして、やはりこういう不況というふうなものがあらわれてきておるというふうなことを関係がございまして、そういう意味で、

国民にこの際いろいろ労に報いたいという気もある。

そうしますというところ、これを広く国民の層に減税の恩恵が及ぶということが必要だという観点から取り上げなければならぬということ、もう一つは、さつき申しましたように、単に消費という方面からだけなら、あるいはそのために臨時税制で、所得税をこういいますのよう形の修正じゃなくて、臨時減税でやるほうがいいのかも効果があるかもしれないが、そういうことをやるというところ、この次に本税をどう取り扱うかというところになりますというところ、いろいろな減税対策をとっても、臨時減税でやるというところ、今度減税の恩恵にあずかった人は、この次の減税案のときに増税に――なかなかまだ増税になる部分も考えられる、減税にすぐつながらないというところ、税制として解決するところのならば、やはりそういう一つの問題はあつても、私は、均衡をとつたやはり制度としての改正をする必要があると、将来のために必要があるというふうないろいろなことを考えて、こういう措置をとつたということでございます。まあ貯蓄性向云々というふうなことも確かに考えられますが、しかし、そういうところへもやはり今度の減税はこの恩恵を及ぼしたいというのが私どもの考えでございます。これは景気浮揚対策という一本やりで考えるわけにもやはりいかぬじゃないかと考えております。

○竹田四郎君 時間がありませんので、一括してお聞きをしたいと思ひます。

まあいまの大蔵大臣の説明というのは、私はあまり納得しません。実は今度の減税の一番対象になる人たちのほうは、この日本経済を一体どういふふうにもつてきた人たちなのか、こういうことを考えてみますと、現在の不況というものの対して全然責任のない人たちが少ないと思ひます。むしろ大いに責任のある人たちが今度の減税の恩恵に浴する人たちが多いと思ひます。そういう意味で、

らいきますと、いまこういう時期にそういうところに減税がされるということは、どうも国民感情としても私は許されないのではないか。さらに貯蓄されては困るのだ、なるべくこれは使ってもらうことが景気浮揚の方向である、こういうことでありますならば、利子所得あるいは配当所得、こうしたものの優遇措置というものは当然考えなくちゃならぬと思います。こういうものについては全然手をつけてない。しかし、こういうものは当然私は、貯蓄にあまり回すんじゃない、消費に回すというならば、貯蓄優遇的な税制というのはここで改めていかなきゃならぬ、将来も改めていかなきゃならぬ問題、こういうふうに思うのですが、ひとつそういうことについて貯蓄優遇の政策を廃止していく考えがあるかどうか。さらに、そうしたものを分離でなしに、総合合算して課税をしていくことが私は必要でないかと思ひます。

さらに、輸出優遇税制というものも同時に私はこれは変えていかなければならない。一方で収入は少なくなるわけでありますから、当然いままでの今日の原因をつくった輸出優遇税制というものの廃止をしていかなきゃならぬと思う。これを一体どう考えるか。

時間がありませんから最後に、確かにこの時期において減税ということを受ける人たちは、それでも私はゼロよりは確かに数字的にいえばいいわけですが、しかし、減税の対象にならない人たちがいるのがかなりおる。しかし、減税の対象にならないけれども、たとえば、年金等によって、まあ厚生省の所管でありましたけれども、救われる人はまだ望みなきにあらず。しかし、全然そういうものの対象にならない人に対して、大蔵省、これは日本政府として一体どう考えておるか、この前の委員会でも、大臣は大学の授業料を上げるのは適当だ、こういうふうに言われておりますけれども、学生の大部分というのは課税対象、減税対象になっていないだろと思ひます。また厚生省の救済の対象にもなっていないと思ひます。そういう

国民というのにも相当多数いるわけですが、五百万前後は、おそらくあるいはもつというかも知れない。こういうものに対しては一体どうするのか、仕事はない、物価は上がっていきというところで追いつめられていく層であらうと私は思うのです。こういうものに対して一体政府は今度の減税と関連してどう考えるのか、この点をひとつ明快に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 輸出振興税については、ただいま再検討しておる最中でございます。

○竹田四郎君 利子・配当は。

○国務大臣(水田三喜男君) 貯蓄奨励の意味はないと言われるのですが、いわゆる政府が財政主導型政策をとるといっても、民間の資金を活用するというところでございまして、貯蓄をどうこうするということには必要はございませんで、貯蓄政策はやはり依然としてこれは奨励していい政策であるというふうに私は考えております。

○竹田四郎君 減税の恩恵を受けないし、厚生省のほうの年金、その他のほうからも値上げ等を受けない人たちが……

○国務大臣(水田三喜男君) 減税の対象にならない国民層というのは、御承知のとおり相当ございしますが、これは広い意味の社会保障制度で対処するよりほかはないと思ひます。年金制度、それから生活保護費の問題、それから低所得層に対する教育費の補助の問題、あらゆるこまかいいろいろな問題をやっておりますが、そういう一連のことによって減税の恩恵が全然及ばない層に対しては、もうそういうこまかいいろいろな社会保障的な施策の網を広げていく以外には、これはどうにもならない。

○竹田四郎君 かからないという人にはどうするのか。

○国務大臣(水田三喜男君) それでもかからないということになると、これはなかなかむずかしいのでございしますが、まあほとんどいまの現行の制度において、社会保障費もこれはまあ予算の三つ

の柱で、一兆円をこしているものは三つしかないのですが、一兆四千億にも及んで非常にこまかいところまでこの費用は浸透しておりますので、私は大体低所得層に対しては、何かの社会保障は及んでおるというふうに考えています。

○多田省吾君 先ほど、大臣は来年度五千億減税したいという意向が伝わったので、計算の結果四千八百億円減税ということで今回の千六百五十億円の減税に踏み切ったと、このようにおっしゃいましたけれども、その根拠でございしますが、私は、今回はまあ年内減税は千六百五十億円、来年度の平年度分に合わせれば、高木主税局長はこの前の答弁で大体二千五、六百億円ではないかと、こういう答弁でございしました。合わせると四千二百五十億円にしかならないのじゃないかと思ひますが、四千八百億円になるという根拠はどうなんですか。

○政府委員(高木文雄君) ただいま大臣御答弁なりましたのは、この春の国会の御審議で改正していただきましたのが千六百六十億でございします。今回の分が千六百五十億円で、合わせて三千三百億でございします。それはいづれも平年分の計算の四分の三を初年度においてやる、実現するということとございしますから、それを平年度化したとしますと、約三分の四になりまして、四千四、五百億になります。さらにそれに減税というものは、給与が伸びまして、所得が伸びましたりしますと、それに伴いまして減税効果を拡大いたします。そういう計算をいたしますと、ことしの減税額をつまみ来年に伸ばしますと、四千八百億に平年度化分だけを申し上げた関係で違う数字になったわけでございます。

○多田省吾君 巷間言われまして来年度五千億分というものは、何もことしの初年度減税分の千六百六十六億分を含んでいないと思ひます。さらに来年度分の五千億円あるいは十五カ月予算における五千億円分だ、このようにみんなが理解しているわけ

です。大臣の御説明によりまして、ことしの初年度分の減税も含めて計算すると、四千八百億円になる。ちよつと計算の根拠が違ふように思ひますが、大臣いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) 景気浮揚効果としての五千億というのをどう考えるかということとございしますけれども、これはいま大臣が言われましたようなことで、本年度は三千三百億円減税になりますし、それも平年度になりますと、当然四千八百億となりますから、景気浮揚効果という意味では四千七百ないし五千億ということと間違いないのじゃないかと思ひます。

○多田省吾君 それはおかしいのですよ。ことしのいわゆるドル・ショック以来、やはり十五カ月予算で五千億円減税したいということが言われておりましたのは、何もことしの初年度分の減税を含めた考えじゃなくて、来年の正月からの分、十五カ月分を考えたわけでございます。いまおっしゃっているのは、ことしの初年度分を含めた考えですから、積算の根拠が私は違ふと思ひます。そういう問答をしておりますと、時間がなくなりましては困りますけれども、それはそういう言いわけは私は困ると思ひます。

これは先ほど竹田委員からも話がございましたように、今回の千六百五十億円の所得税減税は、あくまでも景気浮揚策のため、しかも早急の景気浮揚策のためである、こういうお話でございしました。それでこの前も、景気浮揚策のためならば、現在のデフレギャップはどのくらいか、こう聞きましたら、経済企画庁は約四兆円だ、この前の衆議院の答弁では、高木主税局長は大体四兆三千億円だ、こう大きなデフレギャップがある、当然にいままで審議されましたように、高木主税局長もはつきりと低所得層のほうに境界消費性向が大きいから、当然貯蓄に向かないで消費に向かう、これはもう常識だと言っているわけですが、ところが、百万、二百万、三百万、四百万の段階の境界消費性向は数字にはつきりあらわれないから、千六百五十億円のうちの約半分を控除引き上げに回

し、約半分の税率緩和に回す、こういう答弁で、われわれはこれじゃ納得できないわけですが、はっきり言ひまして。

それから、景気浮揚策と一緒にやはり社会福祉、社会保障ということを考えた場合に、当然低所得者層に対する率を多くしなければならぬと思ひ、減税率を。で、この前も主税局長に質問したのですけれども、やはり今回の税制で、初年度分と比べて今回の改正案でどのくらい減税になるか。大体百二十万円の所得層では、夫婦子供二人で約二千五百円程度ということですから、月に直しますと二百円です。それから百五十万円程度で年六千五百二十二円、月に直しますと五百四十三円。二百万円所得で一万一千六百円ですから、月に直せば九百六十六円。ところが五百万円所得クラスになりますと、十一万四千六百五円、月に一万円。七百万円クラスになりますと、二十一万八千四百円、月に一万八千円の減税。ぐっと高所得層は減税の額が大きくなるわけですね。そして数から見ても、二百万円以下の所得層は大体二千四百六十六万人。二千六百十二万人の所得税を払っている勤労者の大体九四％に当たる分が、約半分の八百億円程度の減税。わずか六％の、二百万円以上の所得の方が約百五十万人。二千六百十二万人から見れば、約六％に当たる階層が、減税額が約八百億円以上。

そういう姿から見ても、どうもこのたびの減税は、俗論ではなしに、もう上厚下薄であるということが、これは常識だと思ふ。そして税率を緩和するといひましても、主税局長は西ドイツの例などを引かれましてけれども、今回何も直す必要なかったんじゃないか、このように思ふわけですね。そんなに急カーブというわけじゃない。ですから私は、今回の千六百五十億円のせつかくの所得減税が、上厚下薄ということで非常に評判が悪い。もつともつとやはり控除引き上げと、また最低の引き上げと、こういう低所得層の減税を中心に考えるべきでなかったか、このように思ひますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) もうこの点は、たびたび私は御説明したように思ひますが、いま金額で御説明になりましたが、さつきも申しましたように、金額で言ひますという、たとえば、一億の所得者は地方税と合わせて九千万円以上の税金を払うでございまして、これがかりに一％減税しても九十万というふうなことでありますが、九十万の減税したといひたいへんなようですが、その人の税額が大きいんですから、減税率は少なくて、額は低所得者より多くなるのは、これはあたりまえで、それを比較されて上に厚いというふうなことは私は言ひたいんじゃないかと思ひます。

○多田省吾君 私は、その一つのことだけ申したのじゃなくて、いろいろな例をあげたわけですから、主税局長は、今回の減税は心理的効果をねらったとも申されましてけれども、心理的効果をねらったならば、百二十万円の所得の方が月にわずかに二百円程度の減税では、今回の生鮮食料品の値上がり等によってそんなものはもう吹っ飛んでしまふんです。私は心理的効果も薄いと思ふ。そういう意味でいろいろな例を引いて申し上げたわけでもございまして、まあ一例をあげますと、千六百五十億円全部控除引き上げに回さなくとも、その四分の三の千二百億ぐらいを控除引き上げに回して、あとのわずかの分を税率緩和に回すとか、そういう考え方もあったわけでもございまして、すから申したわけですね。

次に私は、来年度の所得税減税も、当然先ほどの数字を引かれた点から見ても、五千億減税といふことを言うのと、大臣の言われる四千八百億減税といふのは、基準が違ふんですから、もつと来年度は所得税減税をはかるべきだと、このように思ひます。

この前、主税局長にお聞きしましたら、今度の税調に諮問した内容の中で、所得税につきましては、いわゆる課税単位の変更、いわゆる二分二乗方式にすべきかどうかという点に關しては、準備不足のためになかなかできないだろうということをおっしゃっているわけですね。その半面、相続税

に關しては、夫婦間の財産移転の非課税、妻の座に對する財産移転の非課税といふことを諮問しているようにございまして。私は、これは両方ともやるべきだと思ひますけれども、大臣のお考えはいかがでございましてか。

○国務大臣(水田三喜男君) 二分二乗の問題は、税制調査会の答申にも出ておりますとおり、まだ税制調査会でも結論がついていない問題でございまして、と申しますのは、これによって、一人でかせぐ場合と、夫婦共かせぐ場合と、あるいは寡婦の場合、あるいは独身者の場合といふようなものの均衡がみな変わってくるかと、あるいは所得税のいろいろな制度——源泉徴収制度といふようなものにも大きな影響があるといふようなことから、もう少しこれを検討する必要があるかといふので、今度の応急的な税制改正といふのは間に合いませんでしたので、引き続き税制調査会で検討してもらつて、早い機会にこれは結論を出したいと思ひます。

○多田省吾君 それでは、いまあとのほうでお伺いしました税調に諮問した夫婦間の財産移転の非課税ですね、欧米の考え方を習つたんでしょ、妻への財産移転を無税にするという点は、これは強く推されるおつもりですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これもいま検討中でございまして、税制調査会にもこれは検討してもらひますし、至急これも結論を出したいと思ひます。できたら、来年度に間に合わせるようにこの問題の結論を急ぎたいと思ひます。

○多田省吾君 次に、国債発行について、大臣は、財政法四条の特例立法はやりたくない。すなわち、まあ公共事業の範囲で大幅増をしたいといふお考えのようでございまして。そうしますと、大体一兆七千億ぐらいの公共事業の範囲で国債を発行して、いわゆる特別立法による赤字公債は発行しないと、こういうお考えをお持ちののじゃないかと、そして公共事業を相当大きくするののじゃないかと、こういう考え、あるいは公債対象経費の範囲を広げるののじゃないかといふようなことも

言われているわけですね。それからさらに、国債もあまり大きく発行できないという關係で、中には大蔵省の資金運用部資金、いま十六兆一千億ぐらい九月末であるそうでございまして、その中の資金運用部資金からこの一般会計に貸し出すののじゃないかと、こういうような考えもありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 財政法四条による以外の公債の発行は全然現在では考えておりませんが、また運用部からの借り入れというふうなこともこれは全然考えておりません。それから、そういったことと来年度の予算編成といふものもなかなかむずかしいと思ひます。デフレギャップを埋めるために相当財政需要も必要とされているときでございまして、私は、公経済の中におけるシェアとしたら、中央の財政よりも地方財政の、倍まではいきませんが、地方財政のシェアのほうがより大きいといふことでもございまして、いままで財政政策といふと、ほとんど中央の財政政策しか考えていなかったらいいがございまして、やはり中央・地方が一体となつて財政政策を考えると、いふことになりまして、私は、赤字公債といふようなものを避け、そういう種類のものを避けても何とか対処できる予算編成ができるんではないか、そういうところに来年はくふうをこらしたいと思ひます。

○多田省吾君 最後に、私は、この前、国立大学の授業料は値上げすべきではないのではないかと、こういう質問をいたしました。大蔵大臣からは、文部省からまだそのことは聞いていない、まだ値上げしないといふことは言えないといふ答弁があつたわけでもございまして。しかし、きのうあたり早稲田大学では五割以上の値上げを理事会で決定し、すでに学生はストライキに入つておりまして、また国立大学の授業料値上げとなりますと、ことし一ぱいに来年度予算がつくられる見通しでございまして、これは学園紛争にも輪をかけるし、教育の機会均等という面から見ても非常に好ましくない。このように思ひますので、私は、さ

らに値上げすべきではない、このように思うわけ
です。

この前、船田政務次官は、大蔵大臣が言ったの
は、国立大学と私立大学の授業料のアンバランス
を言っただけで、決して値上げという考え方が固
定化したわけではない、こういうことも答弁し
ておりましたので、私はさらにお伺いしたいわけ
です。念のために文部省の方から簡単にひと
つ、来年度の私立大学等の経常費補助金を四十
七年度概算要求でどのくらい考えておられるか、ま
た国立大学の値上げについて文部大臣はどのよう
に委員会でご答えているのか、その二点を簡単にひ
とつ答えてください。

○政府委員(安嶋彌君) 来年度の私立大学に対し
ます経常費の補助金の予算要求額でございます
が、これは四百十五億円でございます。

○多田省吾君 大臣にお伺いしたいのは、一つ
は、この私立大学の経常費補助金四百十五億円を
前向きにお認めになるお考えはないか。それにし
ましても、早稲田のような場合にも、四十六年度
の国庫からの補助金は経常費のわずか一〇・六%
にすぎません。去年私立大学の経常費補助金を支
出すことにきまつたわけですが、その際坂田文
部大臣等は、五年以内に人件費や研究費等の半額
は国の補助金でまかないたい、こう言っているわ
けですね。その方針で進んでいるわけですか。そ
うすると、当然四百十五億ぐらいは出ます。それ
によって、文部大臣は、予算が全部認められれば、
私立大学の授業料値上げもしないで済むんじゃない
かというような答弁もしているわけですか。これ
が一点。

それからもう一点は、やはり国立大学の授業料
値上げはこれの際やめるべきではないかと思いま
すけれども、大臣はそのようにお考えか。それとも
二倍ないし三倍の値上げを考えておられるのか。
この二点をお伺いします。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、私立大学の授
業料は限度にきていますので、私はなる
だけ値上げをしないようにするために、できるだ

け経常費の補助を、そういう軌道を敷いたのでご
ざいますから、この補助をだんだんに年次的に強
化していく、いままでの方針に従っていくのがい
いと思っております。

きょう文部大臣に私立の値上げを押えるのに幾
ら金があれば押えられるか聞いたたら、一千億出
してくれたら押えられると言っていますが、これは
その簡単にいかないことだと思いますが、しか
し、そのくらいのものがなければ押えられないと
いうのがきょう文部大臣のお話でございました。
そういう情勢の中で、それでは国立の大学だけ
いまの授業料で均衡がとれておられるかというこ
とになりますという、私は、私立が国の補助があ
るとはいないながら、なかなか苦しい経営をして、
やはり大幅な授業料の値上げはないでしようが、
小幅の値上げが各学校に起こるというよりい
な現状を見ましたら、国立大学ひとりよりいまの
授業料でいいというのあまりに均衡を欠くこと
だと思えますので、私は上げたいと思いますが、
これはまだ文部省と折衝している事項でもござい
ませんし、おそらく文部省当局はなかなかこれに
反対だろうと思えますので、来年度の予算編成の
ときにこの問題は解決されると思いますが、いま
のところまだこの問題で文部省と話し合いはして
おりません。

○多田省吾君 最後にもう一点お聞きいたしま
すけれども、私は反対に、国立大学の値上げをわ
ずかでも認めれば、私立大学の授業料値上げの大
きな口実を与えるという意味からも、これはマイナ
スだと思っております。

それからもう一点は、大幅な国立大学の授業料
値上げに關しては、それではいま現在大蔵大臣と
しては、二倍とか三倍とか、そういう大幅な値上
げを考えておられるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まだ部内においても
そういうことを相談したこともございせんし、
私自身この問題にまださほど關係しておりませ
んので、何倍とかということは言えませんが、昔から
の懸案でございまして、これでは少し低過ぎると

思っていますので、適当な値上げは必要じゃないかと
思っているだけでございします。

がされないうまま、今日にきてまた公債をうんと
出すという、所得減税のほうは一切關係なし。
そうすると、そういう公債政策の、なるほど端
め、ワク組みということがあつても、しわ寄せを
所得減税が受ける。この十年なら十年の動きを時
系列に見れば、所得税の比率が高まつていること
は、これは大臣御存じでしょう。

○栗林卓司君 大臣に伺います。
今度の減税案がこれだけ議論になる大きな原因
というのには、景気対策という面と、四十七年度減
税の繰り上げ実施という面と、性格の違ったもの
が相乗りをしている点だと思えます。なぜ四十七
年度減税の繰り上げ実施が相乗りになつてしまつ
たのかというのをさらに掘り下げて考えますと
と、結局来年度の減税をするか、しないかという
ことがどうやら問題のかぎを握っているように思
います。四十七年度減税ワグが大幅であれば、今
回の年内減税実施というのには景気対策に重点を置
いた割り振りになるでしよう。ところが、四十七
年度減税は、先ほど大臣もおっしゃつたように、
所得減税については考えていないということにな
るから、四十七年度減税案が相乗りをしてくるこ
とになります。

そこで、四十七年度減税について伺いたいの
ですが、先ほど俗論云々という話がありました。し
かし、税というのは国民の理解と協力を失つては
命を失いますから、俗論大いに言うべきだと思
います。そこで、今度の年内減税と来年度の減税の関
係は、俗っぽく言えば、一時金は出すけれども、
来年の賃上げはだめだというよりなことで同じだ
と俗論は言うわけですか。そこで、選挙の足音が聞
えないでもない今日、ほんとうに来年減税はやり
ませんか、念のために聞きます。

○国務大臣(水田三喜男君) いまのところは私は
やらないつもりで、来年度分を繰り上げて実施し
たという気持ちでおります。

○栗林卓司君 深くは聞きません。俗論のついで
に申し上げます。

三十九年の税調答申で、自然増収のうちで二〇
兆を減税に充てるという話について議論がござい
ました。主税局長のほうから、その答申が満たさ
れない理由として、実は公債発行規模を押える観
点からそのゆとりがなかったのだという説明があ
りました。そういうことで答申どおりの所得減税

で、所得税が割りの高のままだけで持ち込まれて
しまつたと言わざるを得ないと思ひます。この実
態についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、所得税は非常
に高度の累進課税でございしますので、これを一年
でもやめるといふと、実質上は国は増税になると
いう關係もございします。毎年物価もにらみ合
わせ、国の財政もにらみ合せて、毎年適度の調
整をとつた所得税の減税をやつてきております
ので、したがつて、この所得税が経済の成長に対
して非常に取り残されているというよりなことは現
在私はないんじゃないかと……所得税の減税を
実行しなかつたのは昭和三十五年分だけで、あと
は毎年一定のことをやつておりますので、その点
は私は置き去りにされておるというふうには考
へません。

○栗林卓司君 時間がありませんからほかのこと
でひとつ伺いたいです。今回の年内減税、景
気対策という観点で実施されようとしております
けれども、景気という点で見ますと、国税も地
方税も与える実効という面では同じことだと思
いますが、これは大蔵大臣とするとたいへん御迷惑
な質問だと言われるかもしれせんけれども、含
めて景気対策という面でごえなければならませ
ん。

千六百五十億円の減税規模並びに配分をきめた
ときに、所得税との見合いで課税最低限に非常
にきつた差がついてしまつた住民税の問題につ
いて、大蔵大臣として自治省といういろいろ検討され
たかどうか、またその問題について大臣としてど
うお考えになるか伺いたいです。

○国務大臣(水田三喜男君) 自治省とは十分交渉をいたしました。やはり中央・地方が財政政策において歩調をそろえることが景気対策として一番必要である、特に中央の力よりも地方のほう

が、さつき申しましたように日本経済の分野においては倍の力を持つておるからして、地方の財政政策というものが非常に景気、不景気に対する影響は大きい、したがって、国が不況対策として減税をし、公債を発行するという事に対応して、地方も地方独自の一定の減税と同時に不足分の地方公共債の発行ということによって歩調をそろえてもらえないかという相談をいたしました。地方の減収も本年度は非常にひどくて、住民税の減収というものが非常に大きく、地方財政が困難なところへきてしましましたので、どうしてもこの減収余力はないということ、とうとう住民税の減税というものは今年度、そういうことから話が始まりませんでした。逆に、中央の減税によってね返りを受ける五百二十八億四十分、これも地方が持ちきれないので、国の減税によってくるむろ寄せなんだから、その分を国が出してくれという、地方で出す分もこちらがまかなうという結果に終わったのが今度の実情でございます。

と同時に、また自治省においてもこれは無理ないと思ひますことは、住民税は実績課税でございますので、昨年度の実績によつてすでに課税をしておると、これを途中で変更するという手続は、なかなかこれはたいへんなことでございます。国、所得税の減税と同じようにはいかな技術上のむずかしさを持つておるというやうなことがございします。これは来年度も困難とは思ひますが、来年度において一応また考える問題にしようという事で、今度は住民税の減税という事に一切手を触れないという事で結末をつけた次第でございます。

○栗林卓司君 これでやめます。
いまの住民税の問題ですけれども、今回の年内減税について、これまで御苦労いただいた皆さん

への、その御苦労に報いるためという気持ちも入っているのだという御説明が大臣からありました。だが、一体苦勞してきたのかといふと、これは高所得者だけではない、大多数の国民だ

らうと思ひます。ところが、結果として今回の年内減税で出てきたものを見ますと、所得税を払わなくて、住民税だけを払つておる人は一切恩典なく、所得税を払つておる人でも、低所得層が総額の三分の一、残りの三分の一くらいが高所得者に回る、これは四十七年度の繰り上げ実施だといふいろいろな議論はありしても、これまでほとんど働いてきた者の気持ちなり、それに対する苦勞に報いるという気持ちもあつてということになりますと、これはどう考えても理解ができません。そこ、ただいまの住民税の問題は、これからさらに問題として大きくなつてくると思ひますが、大蔵省の自治省なりというそれぞれの所管の違いはあるにしても、今回の年内減税に見られるように、税が経済政策の主要な手段として使われてくる、税が私は今後ふえてくると思ひます。その意味で、住民税の最低限繰り上げの問題も、地方交付金なりその他の問題をからめてみれば、当然大蔵省の管轄しておる財政政策の領域に入つてくるわけですから、来年度の税制の煮詰めの中でぜひ御検討いただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) それはさつき申しましたように、中央・地方の問題として来年は十分もう一ぺん検討したいと思つております。

○渡辺武君 先ほど多田委員が財源問題について質問されました。それに対する大臣の御答弁を伺つておきますと、国民にとつてまことに無視できないような御答弁ばかりでありました。いわく、建設公債という名の赤字公債は今後なお増発する、一般消費税と言われましかれども、大臣が積極的にヨーロッパまで調査に行かれた付加価値税制も、おそらくこの中に入つておるだらうと思ひますが、その採用を検討しつつある、あるいはまた来年度は新税その他増税を意味する税源も考

えておるのだ、さらにはまた所得税の減税は大幅なものと考えていないという御趣旨の御答弁、これは率直な御答弁ですから、その点は評価するとしまして、国民にとつては、これはもうとてもがまんできない。高福祉、高負担と言われ

るけれども、いまの政府の高福祉、高負担は、これは国民にとつての高負担であり、大企業にとつての高福祉だといふことはもう一般の世論になつておるわけです。大臣の御答弁を伺つておつて痛感しましたことは、これは大臣の論理は少し飛躍しておるんじゃないか、こういうことであります。一番肝心な点の点を抜きにして、そうして財源が足りないから国民に対する増税を考える、こういう御趣旨だと考えます。

そこでまず第一に伺ひたいことは、これはなるほど不況が長期化して、財源問題が鋭い問題になつてまいりますけれども、しかしどうでしょう、国民にとつて必要でない支出、これがかなりあると思ひます。たとえば、来年度から五カ年間、第四次防衛五兆八千億円の防衛費が使われるといわれている。これは削減すべきだと思ひます。さらには、またアメリカからの強い要求もあつて、アメリカに肩がわりをしてアジア諸国に経済的ないわゆる援助を出さうということ。これもGNP一%といふことに義務づけられておる。そうしますと、従来の計算によれば、昭和五十年年度にはGNPの一%といへば、従来の三百六十億のレートで計算して約四十億ドル、つまり一兆四千四百億円といふ

ば、大きな経済援助が一年間になされる。そのうちの大部分が、これが国の予算から出されるとすれば、少なくとも一兆円近い海外援助が国の予算から出されるという計算になるんじゃないかと思ひます。そのほか削つてほしい項目がたくさんありますけれども、少なくともこの軍事費と海外援助費、これは大幅に削減すべきだ。そうすれば財源が、この方面から緩和できるというふうに思ひますが、この点について大臣の御考えを伺ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) さつき増税を考えて

いるというやうなお話でございましたが、増税というよりは、ことばとしたり新税というほうが正しいかも知れません。従来の税で見直しをやつて改廃するものはないかといふことを考えることが一つ、これはたとえば、特別措置のような問題の見直しができれば、これは事実上の増税ということになるんじゃないか、そういう歳入をふやすということとあわせて、合理的な新税といふものが考えられないかと、あつたらということの検討を、研究を局長のところに頼んでおるという事でございまして、増税を積極的に考えているというのではございせんので、来年度の非常な税収の落ち込みに対して合理的な税収補てんの税といふものが考えられないかといふことでござい

ます。これはまだ全然結論がついていないので、おそろく検討してもむづかしいことで、来年御審議を願うところまでいくかどうかかわからない問題だと、私自身はこう思つております。

それから、そういう経済情勢でございしますから、当然いままでの経費の見直しもしなければ私にはならないと思ひます。既定経費もできるだけで節約して、そうして効率的な予算の使い方をやらなければならぬと思ひます。したがいまして、そういう方針の一環として防衛費におきましても、御承知のように三次防衛が終了したのでこれから四次防衛の計画を、いままで防衛庁は計画を立てておりましたが、こういう経済情勢にかんがみてこの四次防衛の見直しもすると、手直しもするといふ方針でいま規模を少し縮める方向の作業をしておるところでございまして、来年度においては全般的にそういうこともやらなければ財政の窮乏さを解決できないんじゃないかといふふうに考えております。

○渡辺武君 来年度以降の防衛費の手直しを考慮しておられるという御答弁ですが、新聞によりますと、大蔵省の考えでは約一兆円くらいは削つたらどうかという御意見が出ておるやうであります。大体どの辺を考慮しておられるのか。

外援助ですね、これについては削減を考えておられるかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 防衛庁のまだ細部案が大蔵省にまいておりませんのでこれは何とも申し上げられません。

それから対外援助はこれはもう御承知と思いますが、国際的に先進国の義務として各国ともGNPの一定程度の対外援助をやることまで努力しようという申し合わせがありますので、それに向かって努力するのがやはりわれわれといたしまして一つの義務だと思えます。この援助は決して軍事援助ではございませんで、やはり低開発国と申しますか、開発途上国に対する援助ということはどうしてもこれから世界経済を伸ばしていくためには必要なのは一つの義務だと思えますので、この点は私は苦しくてもそう大きく削減するということはやはりできないんじゃないかと思っております。

○渡辺武君 この防衛費とかあるいはまた海外経済協力費とか、こういう軍事的、政治的性格を持った支出が今後大幅にふえる、これを抜きにして、高福祉、高負担というような名目で国民に対して事実上の大幅な増税を考えるというふうなことじゃ、国民はこれはどうして納得できませんよ。この問題はきょうは時間がないのでこれ以上深く追及いたしませんけれども。

もう一つ、財源問題としてどうしても考えていただかなきゃなりませんことは、大企業に対する特別な減税であります。私、午前中、大臣のおるすの間に、この大企業が今度円切り上げになった場合に、あるいは事実上もう切り上げられておりますけれども、為替差益、これが非常にばく大な為替差益の出る企業がある、これについて大蔵省が事実上これを非課税処分にするという通達を出しております。こういうふうなものやめて、そして正當にこれは課税して取り立てるべきだ、そうしてこれを国民に対する減税に回すべきだというふうに考えます。この点どうでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) 非課税措置にすると

いうようなことは全然ございません。

○政府委員(吉岡二郎君) ただいま通達の問題が出ましたのでちょっと御説明申し上げておきますが、御指摘の分はこの九月決算にあたりまして、変動相場中の決算をどうするかということにつきまして、企業会計審議会の一つの意見書を出しました。その意見書の内容を税務計算においても認めるという通達を出しております。おそらく御指摘のものは、その意見書におきましては、為替の短期、長期の債権、債務について、そのいずれも同時に処理するならば発生時のレートで計算をしてもよろしいし、決算時のレートで計算をしてもよろしいという規定があるわけでございます。

おそらくそこで渡辺先生が非課税にしようといわれるのは、その三百六十円の債務がある、実際上三百三十円なり三百二十円なりに減っているけれども、三百六十円のままだ債務をつけてよろしいということから非課税になる、こういう御趣旨だろうと思えますが、これはその後の債務を支払います際には、実際には三百二十円を支払いますから、その差額は当然利益に出てまいりまして課税になるわけでございます。決して非課税にするという趣旨ではございませんし、また、企業会計審議会も、現在変動相場中であるので、かりにそういう二つの計算を認めておきますけれども、最後に確定的に平価が変更されました場合には、その平価によって強制的に計算をすべきものであるという方向で審議が進められておると聞いております。したがって、その際にはいまの三百六十円についておりました債務が、当然三百二十円になりますから、計算上四十円の利益が出てこれは課税処分になるわけでございます。したがって、私どもの出した通達でそういうものを非課税にするというものは全然あり得ない、それは誤解であるということを申し上げておきます。

○渡辺武君 その問題は午前中一時半にわたって私追及してはつきりしているんです。それから、この円が確定的に切り上がったあと、この点についても、あなたがいまここで答弁

されたこととだいたい事実食いは違っている、ですから、一時のその答弁はやめてほしい。円が正式に切り上がったときにどうなるのか、この点についてはまた機会をあらためてあなた方に質問したいと思ふ。

いずれにしましても、大企業に対してはこうして特別な税制上の優遇措置を講じている、大蔵省が発表した租税特別措置、これによる減税額、これが計算は非常に、私はもう少し追及したいと思っております。不確かですが、それで四千三百九十四億円が四十六年度の予想される減税額だといわれておる。このほか租税特別措置に入っていない本法に繰り入れられた、たとえば貸し倒れ引き当て金とか、退職給与引き当て金、その他これらによる大企業に対する特別な減税措置、こういうものを含めれば現在の不況下でも、十分な財源をわれわれは見つけ出すことができると思う。私どもは、簡単に計算しただけで、先ほど来ほかの委員から御質問がありましたけれども、いわゆる輸出振興税制、海外市場開拓準備金、あるいはまた海外投資損失準備金、あるいはまた特別償却、あるいはまた交際費の非課税、あるいはまた支払配当についての特別な減免、あるいは原子力発電工事償却準備金とか、新鉱床探鉱費の特別控除とか、電子計算機の買い戻し損失準備金とか、技術機械取得の特別控除とか、あるいはまた利子所得、配当所得に対する特別な減税とか、こういうものを、貸し倒れ引き当て金、退職引き当て金などによる減税額を加えてみて、大まかに計算すると一兆数千億円という数字が出る。こういうものを取り立てれば、私は、十分な国民に対する減税措置ができると思う。

私どもは、所得税、それからまた住民税、及び個人事業税については、少なくとも当面、四大家族で年収入百四十万円ぐらいのところまでは課税最低限を引き上げるべきだと思っております。また、住民税の均等割りはやめるべきだと思っております。そうして低所得者層に対する、いま申し上げ

たような減税措置を断行するおつもりがあるかどうか、これを伺いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) さっき申しましたように、そういう問題はこれから一つ一つ全部、来年は検討するつもりでございます。

同時に、所得税の減税も、私どもはこれだいいと考えておるわけではございませんで、さらに、もう減税は、私は年中行事としていいものだと思っておりますので、そういういろいろな歳入事情というふうなものを全部総合、勘案した結果来年度の減税は考へるべきでありまして、また最終的な今後の考へはきまつておりませんが、そういう方向で今後なお所得税の減税ということについては検討を進めていくことは間違いないと思ふ。

○野末和彦君 ぼくの質問時間は十分ですから、ひとつ大臣に明確に、簡潔にお願いしたいと思ふ。まず初歩的な質問を二ついたしましたので、そのあとで疑問点をただしたいと思ふ。税制の基本姿勢についてお伺いしたいんですけれども、世界の趨勢は、国民の負担能力に応じて徴税する、いわゆる税の公平負担ですね、これが主流の考へ方になっていると思ふんです。わが国でもこうなっていると思ふよろしいですか。

○国務大臣(水田三喜男君) そのとおりです。○野末和彦君 それからもう一つ。この議会制度というのは、国民がみずからの納めた税金の使い道を議員に託して決定するためにあると、そういうふうにはよくは理解しているわけなんですけれども、これも間違っていないんですか。○国務大臣(水田三喜男君) そのとおりです。○野末和彦君 そうしますと、いま言った原則どおり現在の税制が行なわれていないんじゃないかという疑問を強く感じるわけなんです。それは、未成年の勤労者ですね。未成年勤労者というのは、納税義務は、これは一〇〇%あるわけですね。ところが議員を選ぶ権利というのは、これは全然ありませんで、そうなることは不公平

平で、さつきほくがお伺いした議会制度の原則に反するとほくは考えるわけなんです。大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 税の原則は、所得あるところ税ありで、未成年といえども、所得税法できめられている課税最低限をこす収入があるという場合には、税を納めるといふことは少しも差しつかえないことであるし、これは区別する必要は私はないと思います。税制の立場からは。

○野末和彦君 ところが、それならば今度は権利のほうがないわけですね。ですから、義務ばかりあって権利がないというところにほくは疑問を感じずるわけです。ですから、大臣が税制の立場でというのとは現実問題だと思ふんですけれども、それならばお伺いしますけれども、いわゆる未成年労働者の実態というものが、これがほつきりしないといふ意見も言えないんです。そこでその資料を出していただくように頼んだんですけれども、聞くところによりますと、未成年労働者がどのくらいいて、そして納税人口に占める比率、それから未成年労働者からとる合計の所得税収入のそれが、わが国の所得税収全体にどのくらいの比率を占めるかというふうな、そういうふうな未成年労働者に対する税金面のデータが全然ないということをお聞きしたんですけれども、これもほんとうですか。

○政府委員(高木文雄君) おっしゃるとおり、その種の年齢別の税務統計はございません。

○野末和彦君 これはどうしてないんですか。何か特殊の理由があつて、ないんですか。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど大臣も申されましたが、年齢別に考えるという考え方はいま持っておりますので、たとえば非常に小さい、小学校や中学校に行つておられる方で、資産があれば課税所得、課税されていただかなければならぬという関係でありまして、年齢問題というものはあまり関係ないということになります。

○野末和彦君 年齢が関係ないとなると、たとえば、大臣が来年は考えたいとおっしゃっている老

人の控除の問題に関しては、あれは年齢を考慮に入れなければできないわけですね。そういうふうに入れますと、ほくは未成年労働者に課する限り、現実の政策決定はデータが基礎になつていなければいけないわけですね。ところが、データがないのかつては税制をきめていく、この階層に關しては、こういう姿勢はかならず無責任じゃないかとほくは思ふんです。ですから、減税に對する、ほくは、先ほどはかの委員からいろいろ御質問がありましたけれども、いろいろな不満な点がこの階層に對してものすごく出ては来る。

ほく個人の考え方をいいますと、大体税体系といふのは、基礎資料がちゃんとありましてそれで完成された。だからそういう点で公平だと、非常に公平だと、初めからそういう前提に立つて税金を納めていくわけですね。ところが、この未成年労働者に対しては、データもないということになりますと、全くこれはいかげんじやないか。これは資料がないということ自体たいへんな問題じゃないかと思ふわけなんです。ですから、ここでほくは大臣にお願ひしたいことは、この階層は非常に大臣の権限が全くないない。この状態は非常におかしい、なおその上に非常に不公平な点は、この未成年労働者には何の控除もされてない。勤労学生控除が幾らかありますけれども、それについても、いま学生がどのくらいで、未成年労働者はどのくらいで、というデータもないということになりますと、この階層に對する課税というものはずいぶんいかげんに行なわれているのではないかと。ほくはしろうとですからそういう疑問を感じるわけです。

そこで、時間がありますけれども、この疑問を解決するためにまずいろいろなデータを要求したい。そのデータに基づいてあらためてほくの質問を大臣に聞いていただきたいと思ふ、それが一つですね。

それから、未成年労働者に対して現状が、大臣はそれでいいとおっしゃっていますけれども、もう一度未成年労働者の所得税に對する政府の考

方ですね、これを再検討すべきじゃないかと、たとえば、控除の問題一つでもかまいませんが、あらゆる面から再検討すべきじゃないかというふうにはほくは考えるわけなんです。この二点について大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いま主税局長の言いましたように、税制に年齢を入れるということになつたらこれはたいへんなことだらうと思ひます。小さい子供であつても、自分が財産があるときには財産課税を払わなければなりませんし、年齢によつて税をどうこうするといふことは、いままでそういう方向の税制といふものは考慮されておられませんので、したがつて、資料をとつても、何歳の人か幾ら納めておつて、何歳の人か幾ら税を納めているかという資料といふものはどうしてできないと思ひます。

○野末和彦君 ほくは、所得税についてのお伺ひしているわけなんです。

普通、申告のときに必ず何歳といふことはもうほつきりしているわけですから、その気になればデータはつくれるのぢやないですか。

○政府委員(高木文雄君) 現在、申告所得税と源泉と合して全部で二千七百万の納税者がおられますが、二千万以上が源泉徴収に對しておられるんですから、そうなりますと年齢を調査していただいて、まあ年齢を源泉徴収の際に調べていただけて、それはまあ会社でわかつていて、しょうから、それを税務署にお届け願ひ。それをまた人員別、所得別に分類するといふことになつてまいるかと思ひますけれども、これは御指摘のように非常に特殊な目的があつて、ぜひそういうことをやろうといふことになれば、たとえばサンプル調査をやるとかいろいろなことがあろうかと思ひます。現在ではそういうことをやらないといふことではございません。

○野末和彦君 特殊な目的というよりも、未成年者と成人を、ただ収入があるからというだけで、もつて同一条件でもつて税を徴収するといふのがおかしいというわけなんです。

さつき言いましたように、要するにわれわれには租税審議に参加するといふ権利があるわけですね。ところが未成年者にはない。これが不公平だといふふうに考へてゐるわけです。ですから、そのために、どのくらいの人數がいて、どのくらい税金を納めてゐるのか、未成年労働者階級がですね。そのデータを知りたいと思ふわけです。全然それは必要ないとお考えなんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは、資料をつくるのはたいへんだと思ひますので、また――選挙権とは関係ございませんので、選挙権を持つてゐる人で税金を納めてない人がずいぶんたくさんございますので、この問題はもう別に関係ございませんから。

○野末和彦君 時間がありませんから――たいへんだといふのはわかりますが、たいへんだからやらなくたいといふのはこれは理由になりませんから、とにかくたいへんでも、何とかしてサンプルだけでもつくつていただきたい、そう思ひます。

もう一つ、先ほど言ひました未成年労働階級の所得税に對する政府の考え方を再検討してほしといふのは思ひますが、してくださいますか。それを最後の質問にしてほくの質問は終わります。○国務大臣(水田三喜男君) せっかくの御提案でございますから、ひとつ十分勉強いたします。

○委員(前田佳都男君) ほかに御発言もなければ両案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。それではこれより「所得税法の一部を改正する法律案」の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となつております所得税法の一部改正法案に、左の理由により反対の意思を表明いたします。
反対の第一点は、今回の減税法案の最も大きな

政策目的である景気の浮揚について適合してないことである。消費需要を高めるためには輸出優遇税制や、資産所得優遇措置等の特別措置を廃止することにも、また防衛費等を削減し、年収二百万円以下の層に大幅な減税を行なうべきであります。

反対の第二は、経済の諸情勢、特に雇用の減少、高物価が予想される時期において、最もその犠牲を受け、不況や高物価への抵抗力の弱い層に減税が薄い点であります。年収二百万円以下の層に対する軽減額は、物価高と相殺されるだけでなく、家計は一そうきびしいものになるからであります。

反対の第三は、高所得層への負担割合の軽減が、負担公平の原則上行なわれるべきであると仮定いたしました。なげ低所得階層が生活の不安を感じつつある今日において、均衡上の是正を行なわなければならないのか、理解に苦しむものであります。経済が安定的成長の段階の時期にそうしたことは行なうべきであらうと思ひます。

反対の第四点は、所得税の課税対象にならず、年金等の社会保障の対象にもならない低い所得層についての配慮が全くなされていないこととあります。公共料金をはじめ、消費者物価の上昇期の影響だけ最もはげしく受け、それは必ず生活不安から社会不安へとつながっていくものであります。ここに政治はないといふべきであります。

以上、おもなる反対理由であります。今回の所得減税法案は、勤労大衆は不況下の高物価にあえいでいるにもかかわらず、今日の経済危機を引き起こした責任の大部分をになっている階層にのみ奉仕をし、景気浮揚という国民全体の利益を阻害するものであります。企業において企業の状態が左前にならうとするときは、真に企業の将来を憂う幹部は、みずからの給料を減額してもなおかつ企業の繁栄のためにがんばるのが当然であらうと思ひます。そうしたことが同じように、佐藤内閣の今回の減税法案は、三歳の童児にも理解でき

る道をとらず、国民のわずかな数%のものに奉仕する政策をとっているのをごさいます。かかる内閣は一刻も早く退陣すべきことを付言して、討論いたします。(拍手)

○崎崎均君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表明するものであります。

所得税につきましては、すでに本年度当初の改正において、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び給付所得控除の定額控除の引き上げを中心として、千六百六十六億円の減税が実施されたところであります。去る八月のアメリカの輸入課税金の賦課や、円の変動相場制への移行などの一連の事態を背景とする最近の経済情勢にかんがみ、政府は、税制、財政、金融を通ずる景気振興策の一環として、相当規模の所得税減税を早期に実施する必要があるとして、千六百五十億円の所得税の年内減税を行なうこととしたものであります。所得税の年内減税は、昭和二十六年以来二十年ぶりの画期的なものであり、当面の不況に対処して、このような異例の措置を果敢に講じられたことは、まことに時宜を得たものであり、総合的財政経済政策の観点からも高く評価されるべきものと確信いたしております。

次に、政府案の内容であります。本年度当初の改正に引き続き、所得控除の引き上げを行なうほか、あわせて税率の緩和をも行なうこととしております。この結果、夫婦と子供二人の給付所得者の課税最低限は百万円をこえることとなり、これは欧米先進諸国に比較しても遜色のないものであります。またある程度広い範囲の納税者について所得水準の上昇に伴う負担の累増が緩和されることとなります。

今回の年内減税の趣旨が、消費需要の喚起を通じて景気の回復に資することにあることから、今回の減税はむしろ低所得者層に効果の大きい所得控除の引き上げに重点を置いて行なうべきであるという考え方もあらうかと思ひます。しかしながら

ら、所得税の負担軽減である限り、将来における所得税制の基本的方向を踏まえつつ、均衡のとれた税負担を保ち得るよう配慮すべきことは当然でありまして、累年の減税にもかかわらず、いまだお特に所得税についての負担感が重いとされる理由の一つとして、所得水準の上昇に伴う税額の増加割合の高いことが指摘されていることを考慮しますと、この際、税率の改正によつてこの負担累増の傾向を多少とも緩和することは、きわめて適切な措置であると思ひます。

確かに、今回の減税だけを取り出してみますと、年収三百万ないし五百万円程度の階層の軽減割合が、やや高くなつてはいますが、本年度の当初減税と、今回の減税とをあわせて考え、さらにまた、昭和四十四年度及び四十五年度の改正とを一体として考えますならば、各所得階層にわたつて均衡のとれた負担軽減となつております。特に、今回の年内減税の一つの意味が、これまでの国民各位のたゆまざる御努力に報いることにあることを考えますと、できるだけ幅広く減税効果が及ぶように配慮されている点は、十分評価してしかるべきものと考えます。

以上が私の本案に対する賛成の趣旨であります。

なお、この際、政府は、今後とも、所得に対する税負担の軽減合理化につとめるとともに、財政支出の面においても、社会保障の充実に力を注ぐなど、低所得階層の福祉向上について積極的な措置を講ずるよう要望いたしまして、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○多田省吾君 私は公明党を代表し、ただいま議題になつております所得税法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行ないます。

政府は、最近のアメリカの新経済政策等により、わが国内産業に多大な影響を与え、景気沈滞が進行しつつありとし、その対策として、早急な景気浮揚策のために、本法案による減税法を提案されておりますが、景気振興対策としてのこの減税法に納得しかねるものであります。

反対理由の第一は、政府は、今回一千六百五十億円の減税といわれておりますが、この一千六百五十億円という金額の算出された根拠、裏づけがないこととあります。いわゆる所得減税の乗数効果、また五千億円の公共投資の乗数効果とGNP等の関係より見まして、今回の減税においては、少なくとも三千億円以上でなければ、デフレギャップをカバーし、景気回復としての減税政策の効果をあげることはできないのであります。したがって、今回の減税は三千億円以上の大幅減税策をとるべきであると思ひます。

第二に、この減税法は、年間所得三百万円から九百万円という高額所得者優遇のものであるという点であります。

具体的例をあげますと、各所得階層別に所得一万円当たりの減税額を見ますと、夫婦子供二人の標準世帯で、百万円層は一万円当たり二十七円、三百万円層は九十四円、七百万円層は二百三十六円あります。つまり、百万円の層に対して、三百萬円の層は三・四八倍、七百万円の層は八・七四倍の減税となるのであります。政府は、この上に厚く下に薄いという批判に対し、所得税の累進度の税率カーブを問題にされておりますが、税率カーブが急になつてはいかぬ理由はなく、さらに全勤労所得者の二・三%の人を優遇し、国民の大多数を軽視することは断じて納得のいかぬこととあります。

第三に、この減税により消費需要の拡大ができるといわれておりますが、年間三百万円以上の層よりも、それ以下の階層、特に、全給付所得者の九四%を占める二百万円以下に対して大幅減税し、そうして課税最低限の大幅アップをしてこそ、消費需要の拡大による景気回復に有効であることは明らかであります。

最後に、政府は、今回のこの年内減税を理由に、来年度における減税に引きわけて消極的でありまして、最近の消費者物価の上昇は、政府の予想を大幅に上回っており、さらに、国鉄の貨物運賃引き上げ、タクシー運賃の値上げ等、公共

料金の値上げがいわれ、今後の物価上昇は確定視され、政府のこれに対する対策は無にひとしい現在、国民生活を守るためにも、断じて大幅減税を来年は行なうべきであります。

以上をもちまして、反対討論を終わります。

(拍手)

○栗林卓司君 私は民社党を代表して、所得税法の一部を改正する法律案について、反対の討論をいたします。

今国会において、政府から、大蔵大臣を含めて異口同音に強調されたことは、政策転換の必要性というところでございまして、しかし、その具体的内容は何ら明示されことなく、会期の半ばを過ぎようとしております。

しかし、どのような政策転換にもせよ、明らかなのは、国民の理解と協力がないう限り、成果は期待し得ないということです。

今日の経済社会の実態のもとで、国民が切望しているのは、今後の具体的政策の明示と、その具体的政策の策定に対する参画だと思ひます。

しかし政府は、この国民の切望に背を向け、率直に国民の理解と協力を求める姿勢を示していません。これでは、国民の合意を背景に政策転換の実効をあげていくことは不可能といわざるを得ません。

私はこれと全く同じ誤りを今回の所得税法一部改正案がおかしていると思ひます。

所得減税の年内実施について反対する人はいないと思ひます。なぜなら、この異例の措置に期待せざるを得ない経済、社会の実態があるからです。

したがって、今回の所得減税について国民が期待するものは、現下の産業社会の実態を踏まえた対応策だといわなければなりません。

しかし、今回の減税案はそうはなっていない。

これまでの質疑に基づいて判断すると、今回の減税案は、景気の低迷と物価高に悩む国民の実情にもかかわらず、減税額のほぼ半ばを税率緩和に充て、景気対策の効果、国民生活への配慮を減殺

したものであります。

しかしこの方法は、国民の立場からとうてい理解できるものではありません。

国民の目から今回の減税案をながめると、これは、政府が経済の深刻さを軽視し、また、高所得者のほうが経済発展に対する寄与率が高いと考えていること、低所得者の生活実態と、これまでの経済発展に対する貢献度は多くの配慮に値しないと考えている、その具体的なあらわれとしてしか映りません。

政策当局の真のねらいが那邊にあるにせよ、結果は、いま申し上げた印象を国民に与えたことは間違ひありません。

しかし、税は、国民の理解と協力を失つては、本来の役割を果たしていくことはできません。今回の減税額のはば半ばを税率緩和に充てた理由として、「所得税制の基本的方向」があげられてい

ます。

しかし、国民の理解と協力を失つては、所得税制の基本的方向も存在しません。

しかも、今回の減税案は、まさに所得税制の基本的方向のゆえに、これまでまじめに努力しながら将来不安と物価高にさらされていく大多数の国民を冷遇する結果を生み出しました。

以上、私は本委員会に提案された所得税法の一部を改正する法律案について、この問題に取り組む姿勢の問題も含めて、賛成できません。

以上をもちまして、反対討論を終わります。

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、所得税法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

反対の第一の理由は、今度の改正案の内容が、年所得三百万円から五百万円の中堅所得者及びそれ以上の高所得者を優遇する減税となつてい

からであります。

これは、年収百万円及び百五十万円の低所得者は、夫婦子供二人の給与所得者で、それぞれ二千七百円及び五千百円のきわめてわずかな減税であり、最近の急上昇している消費者物価のもと

では、物価調整減税の意味も持たず、生計費に食いつ込む重税となるからであります。

わが党は、当面、夫婦子供二人の給与所得者で、百四十万円にまで課税最低限を引き上げるべきことを主張するものであります。

反対の第二の理由は、今回の改正案で税率の緩和措置を行なつていますが、これによつて最も減税効果の高いものが、年収七百万円の高所得者であることからもわかるように、高所得者中心の税率緩和であるからであります。これに反して、低所得者に適用される最低税率は、依然として据え置かれたままであり、戦前の最低税率、フランスの最低税率から見ても、一〇％はあまりに過大な税率であり、政府は現在の最低税率を大幅に引き下げるべきであります。

このように、低所得者のための最低税率はそのまゝにしておいて、高所得者のために累進税率を緩和することは、所得税の高度累進課税の原則を否定する方向であり、断固反対するものであります。

反対の第三の理由は、政府は、今回の改正案をもつて景気刺激のための減税であり、また、来年度減税分を繰り上げた繰り上げ優遇減税だと呼んでおりますが、これは全く国民を愚弄したものであるからであります。

もしほんとうに消費需要を拡大するための減税であるならば、当然納税者の圧倒的多数を占める年収百五十万円以下の低所得者にこそ大幅減税を行なひ、また住民税の均等割りを廃止し、所得割りについても課税最低限を大幅に引き上げ、生活必需品に対する物品税の減税等を行なうべきであります。これらの措置を政府がとっていないことは、政府の景気刺激のための減税なるものが、きわめて効果の薄いものであり、政府の真のねらいは景気浮揚に藉口して、高所得者に対する優遇減税を行なうことにありと考へざるを得ないのであります。

さらに、政府のいう来年度の減税繰り上げ実施という言い分に至つては、来年度に名目的な減税

すら行なわず、所得税の増税を考えていることを政府みずから認めたにひとしいと言わねばなりません。

わが党は、このような意図と性格を有する本法案に対し、以上の理由で反対するとともに、軍事費、海外経済協力費など、危険な性格を持つ支出を大幅に削減し、大企業に対する特権的な減免税を廃止して、正當に課税し、赤字公債発行をやめ、低所得者に大幅減税を断行すべきことを主張するものであります。(拍手)

○委員長(前田佳都男君) 他に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

「所得税法の一部を改正する法律案」を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願ひます。

「賛成者挙手」

○委員長(前田佳都男君) 可否同数と認めます。よつて、国会法第五十条後段の規定により、委員長において本案に対する可否を決議します。

本案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。(拍手)

次に、「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案」の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めま

す。それでは、これより採決に入ります。

「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案」を問

題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（前田佳都男君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました二法案につきまして、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田佳都男君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は、十一月二十五日開会いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十四分散会

昭和四十六年十二月二日印刷

昭和四十六年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局